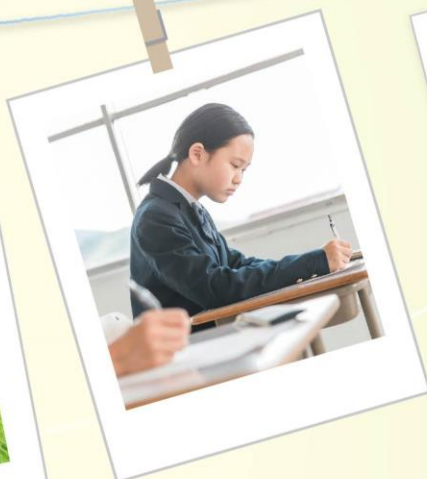


第3期 こども・若者輝く未来プラン「あしや」

第3期芦屋市子ども・子育て支援事業計画
第3期芦屋市子ども・若者計画

令和7
(2025)年度

令和11
(2029)年度



令和7年3月

芦屋市・芦屋市教育委員会

芦屋市民憲章

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は
文化の高い教養豊かなまちをさずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は
自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は
青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は
健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は
災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

はじめに

芦屋で生きる「人」は、一人残らず、育ちを社会で応援したい。
どんなに技術が発展しても、人は人によって支えられ、人によって育ちます。だから、これからも私たちは芦屋市に生きる「人」を大切にします。

「第3期こども・若者輝く未来プラン「あしや」」は、こどもがますます幸せに生きられる「こどもまんなか社会」をめざして取り組む内容をまとめた計画です。

基本理念は、「あすを担うすべてのこども・若者が、人とつながり自立して、幸せに生活するためのやさしいまちづくり ～未来をきり拓く 芦屋っ子～」。

自立とは、一人で何でも頑張る、ということではありません。人と繋がり、社会に育ちを支えられながら生きていくということなのだと思います。

本計画の策定に際して、市民意見募集を行ったところ、100 を超える多くのご意見をいただきました。特に、10 代・20 代からも声が寄せられたこと、とても嬉しく思っています。これからも、芦屋に暮らすすべてのこども・若者、そして子育て世代の皆さまがウェルビーイングに生きられるまちづくりを、対話を通じて進めていきます。

なお本市では、これまでこども・若者・子育てに関する計画として、「芦屋市子ども・子育て支援事業計画」と「芦屋市子ども・若者計画」を策定していましたが、令和5年4月の「こども基本法」施行、同年12月の「こども大綱」閣議決定を踏まえ、今回2つの計画を一体化し「第3期こども・若者輝く未来プラン「あしや」」を策定しました。アンケート調査等にご協力いただきました市民の皆さま、活発なご議論、ご意見を賜りました芦屋市子ども・子育て会議及び芦屋市青少年問題協議会の委員の皆さまに心より感謝申し上げます。

今後ともこども・若者支援に一層のご支援、ご協力を賜りますように心からお願い申し上げます。

令和7年3月

芦屋市長 高島 峻輔



こども・若者が、健やかに成長することは、私たちみんながしあわせに生活するための未来を担うことにつながります。「第3期こども・若者輝く未来プラン「あしや」」では、誕生前からポスト青年期までのライフステージを通して、こども・若者の心身の健やかな成長につながる体験活動を生かして活躍できる機会をつくるなど、安心して子育てができる切れ目のない支援とともにこどもの特性に合わせた継続的な支援の在り方を追求して策定いたしました。

安心して出産、育てられたこども・若者たちが、魅力ある学校や地域の中で様々な体験や活動を通して、基礎学力や規範意識を身につけるとともに、自他の命や思いやりを尊重する人づくりを支援していくことが重要だと思います。

また、こども・若者たちが、地域の皆様に支えられ、将来、安心して生活ができるように、キャリア教育、職業相談の充実など、社会的自立を目指した継続した支援を進めてまいります。

最後になりましたが、この計画策定にあたり、芦屋市民の皆さま、芦屋市子ども・子育て会議並びに芦屋市青少年問題協議会の皆様及び各種団体関係者の皆さまから多数の貴重なご提案やご意見をいただきましたことに深く感謝申し上げます。

今後ともこども・若者支援に一層のご支援、ご協力を賜りますように心からお願い申し上げます。

令和7年3月

芦屋市教育長 野村 大祐

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
(1) 社会動向.....	1
(2) 国の動向.....	1
(3) 芦屋市の動向・取組.....	3
2 計画の位置付けと期間.....	4
(1) 計画の位置付け.....	4
(2) 計画の期間.....	5
(3) 計画の対象者.....	5
3 計画の策定体制.....	6
(1) 「芦屋市子ども・子育て会議」の設置.....	6
(2) 「芦屋市青少年問題協議会」の設置.....	6
(3) 子ども・子育て支援事業計画アンケート調査の実施.....	7
(4) 子ども・若者計画アンケート調査の実施.....	8
(5) こども・若者ワークショップ及びパブリックコメントの実施.....	9
(6) 行政機関の計画策定体制の整備.....	9
4 第2期計画の評価.....	10
子ども・子育て支援事業計画.....	10
(1) 重点事業.....	10
(2) 教育・保育.....	17
(3) 地域子ども・子育て支援事業.....	21
子ども・若者計画.....	26
第2章 こども・若者・子育てを取り巻く現状.....	40
1 芦屋市の現状.....	40
(1) 人口の推移.....	40
(2) 世帯の状況.....	42
(3) 出生の推移.....	44
(4) 就業の状況.....	45
(5) こども・若者の状況.....	48
(6) 全国の就労等の状況.....	54
(7) 全国のひきこもり、若年無業者数（ニート）の状況.....	55

第3章 計画の基本的な考え方.....	58
1 基本理念.....	58
2 基本目標.....	59
I ライフステージを通した支援.....	59
II ライフステージ別の支援.....	59
III 子育て当事者への支援.....	61
3 施策の体系.....	62
第4章 各施策の推進方策.....	63
I ライフステージを通した支援.....	63
基本目標1 すべてのこどもが健やかに育つよう支援する.....	63
(1) こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有.....	63
(2) 多様な遊びや体験活動ができ、活躍できる機会づくり.....	66
(3) 切れ目のない健康づくりの推進.....	70
(4) こどもの貧困対策.....	71
(5) 障がいのあるこどもや医療的ケアが必要なこどもへの支援.....	72
(6) 児童虐待防止やヤングケアラーへの支援.....	73
(7) こども・若者の自殺防止や犯罪から守る取組.....	75
II ライフステージ別の支援.....	77
基本目標2 安心して出産・育児ができるよう支援する.....	77
(1) 妊娠前から幼児期まで切れ目のない健康づくりの推進.....	77
(2) 安心して成長できる場や遊びの充実.....	78
基本目標3 こども・若者が地域で生活できるよう支援する.....	80
(1) 安心して通える学校づくりや居場所づくり.....	80
(2) こどもの心身の健康・こころのケアの充実.....	82
(3) 社会的自立に向けた「生きる力」の育成.....	83
(4) こどもにとって個別的な課題への支援.....	84
(5) インターネット社会に生きるこどもへの支援.....	87
(6) 学校園・家庭・地域が連携したこども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり.....	88
基本目標4 若者が自立できるよう支援する.....	89
(1) 家庭環境を下支えする方策の展開.....	89
(2) 困難を有する若者の自立に向けた包括的な支援.....	90
(3) 社会参加と居場所の充実.....	91
(4) 若者にとって個別的な課題への支援.....	92
III 子育て当事者への支援.....	94
基本目標5 家庭における子育てを支援する.....	94
(1) 子育てや教育の経済的負担の軽減.....	94
(2) 地域のニーズに合った子育て支援.....	95
(3) 仕事と子育ての両立の推進.....	96

(4) ひとり親家庭の支援	97
---------------------	----

第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 98

1 教育・保育提供区域の設定	98
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の圏域の考え方	100
3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出の考え方	101
(1) 教育・保育	101
(2) 地域子ども・子育て支援事業	101
(3) 将来推計人口予測	103
4 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	104
(1) 教育・保育	104
(2) 令和7年度の教育・保育の提供体制の確保の内容	105
(3) 令和8年度の教育・保育の提供体制の確保の内容	107
(4) 令和9年度の教育・保育の提供体制の確保の内容	109
(5) 令和10年度の教育・保育の提供体制の確保の内容	111
(6) 令和11年度の教育・保育の提供体制の確保の内容	113
5 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	115
(1) 時間外保育事業（延長保育事業）	115
(2) 放課後児童健全育成事業	116
(3) 子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ事業）	118
(4) 地域子育て支援拠点事業	119
(5-1) 幼稚園、認定こども園における一時預かり事業	120
(5-2) 保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業	122
(6) 病児保育事業	123
(7) 子育て援助活動支援事業（小学生のみ）（ファミリー・サポート・センター事業）	124
(8) 利用者支援事業	125
(9) 妊婦健康診査	126
(10) 乳児家庭全戸訪問事業	127
(11) 養育支援訪問事業等	128
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	129
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	130
(14) 子育て世帯訪問支援事業	131
(15) 妊婦等包括相談支援事業	132
(16) 産後ケア事業	133

第6章 計画の進行管理

1 推進体制	134
2 計画の進行管理	134

資料編.....	135
1 こども基本法.....	135
2 芦屋市子ども・子育て会議.....	140
(1) 芦屋市子ども・子育て会議条例（抜粋）.....	140
(2) 委員名簿.....	142
(3) 芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部設置要綱.....	144
(4) 策定経過.....	147
3 芦屋市青少年問題協議会.....	148
(1) 芦屋市青少年問題協議会条例（抜粋）.....	148
(2) 委員名簿.....	150
(3) 芦屋市子ども・若者計画推進本部設置要綱.....	151
(4) 策定経過.....	154
4 芦屋市こども・若者未来応援会議.....	155
芦屋市こども・若者未来応援会議条例.....	155
5 用語解説.....	158

注意:「こども」の表記について

この計画書では、令和4年9月15日付け 内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室 事務連絡「「こども」表記の推奨について(依頼)」に基づき、法令に根拠がある法律用語の場合や、固有名詞として使用されている用語の場合など、特別な場合を除いて「こども」と表記します。

本文中の＊(アスタリスク)は資料編に用語解説を記載しています。

第1章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 社会動向

日本のこどもを取り巻く環境や国・社会は大きく変化しています。平成27（2015）年に「子ども・子育て支援新制度*」が施行されて9年が経ちますが、家庭問題や地域社会の結びつきの希薄化、子育て家庭の孤立、ニートなどの就業に関する問題は未だ解決すべき課題として残っています。また、スマートフォンやSNSの普及によるネットトラブルや情報過多といった新たな問題、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、そして、格差拡大などの問題も顕在化しています。

現在、こうした課題に対処するため、持続可能な開発目標（SDGs）の推進や、多様性と包摂性のある社会の形成、デジタルトランスフォーメーション（DX）など、多岐にわたる取り組みが行われています。

(2) 国の動向

日本の少子化対策は、平成2（1990）年の「1.57ショック」を契機に本格化しました。平成6（1994）年には「エンゼルプラン」が策定され、仕事と子育ての両立支援が強化されました。平成15（2003）年には「少子化社会対策基本法」や「次世代育成支援対策推進法*」が制定され、平成27（2015）年には「子ども・子育て支援新制度」が本格施行され、保育の質の向上や地域子育て支援の充実が図られました。さらに、令和元（2019）年5月には、「子ども・子育て支援法*」が改正され、令和元（2019）年10月には、総合的な少子化対策を推進する一環として子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児教育・保育の無償化が開始されました。

こどもの貧困対策において、平成26（2014）年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同法8条の規定に基づき、同年8月にはこどもの貧困対策に必要な環境整備と教育の機会均等を図り、こどもの貧困対策を総合的に推進する「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。さらに、こども・若者を取り巻く環境の悪化や、社会生活を円滑に営む上での困難さを有するこども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、こども・若者育成支援施策の総合的推進を図ることを目的に、平成22（2010）年4月に制定された「子ども・若者育成支援推進法」のもと、平成28（2016）年2月には新たに「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

加えて、近年の重要な展開としては、令和5（2023）年4月に施行された「こども基本法」が挙げられます。「こども基本法」は、「子ども・子育て支援法」、「こどもの貧困の解

消に向けた対策の推進に関する法律」、「子ども・若者育成支援推進法」等を包含する基本法として、「日本国憲法」、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すものです。また、同じく令和5（2023）年4月には、こどもとこどもがいる家庭に対する総合的な支援、こどもの権利及び利益の擁護に関する事務等を行う機関としての「こども家庭庁」が発足しました。そして、「こども基本法」の理念に基づき、令和5（2023）年12月には、こども政策を総合的に推進するための政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が、「日本国憲法」、「こども基本法」及び「子どもの権利条約」の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現に向けて、こども施策を総合的に推進することとされました。

こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、次の6本の柱が基本的な方針として定められました。①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る。②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく。③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する。④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする。⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む。⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する。

さらに、「こども大綱」において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、令和6（2024）年6月に「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に一部改正されました。

(3) 芦屋市の動向・取組

本市では、令和2（2020）年3月に「第2期子育て未来応援プラン「あしや」（芦屋市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し、「子どもの最善の利益」が保障されるまちづくりを目指してきました。このたび計画期間が令和6（2024）年度に終了することから、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の5年間を計画期間とした新たな計画を策定します。

また、本市では、令和2（2020）年3月に「子ども・若者育成支援推進法」に基づく「第2期芦屋市子ども・若者計画」を策定し、こどもと若者への支援を推進してきました。この計画の期間も令和6（2024）年度に終了することから、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度の5年間を期間とした新しい計画を策定します。

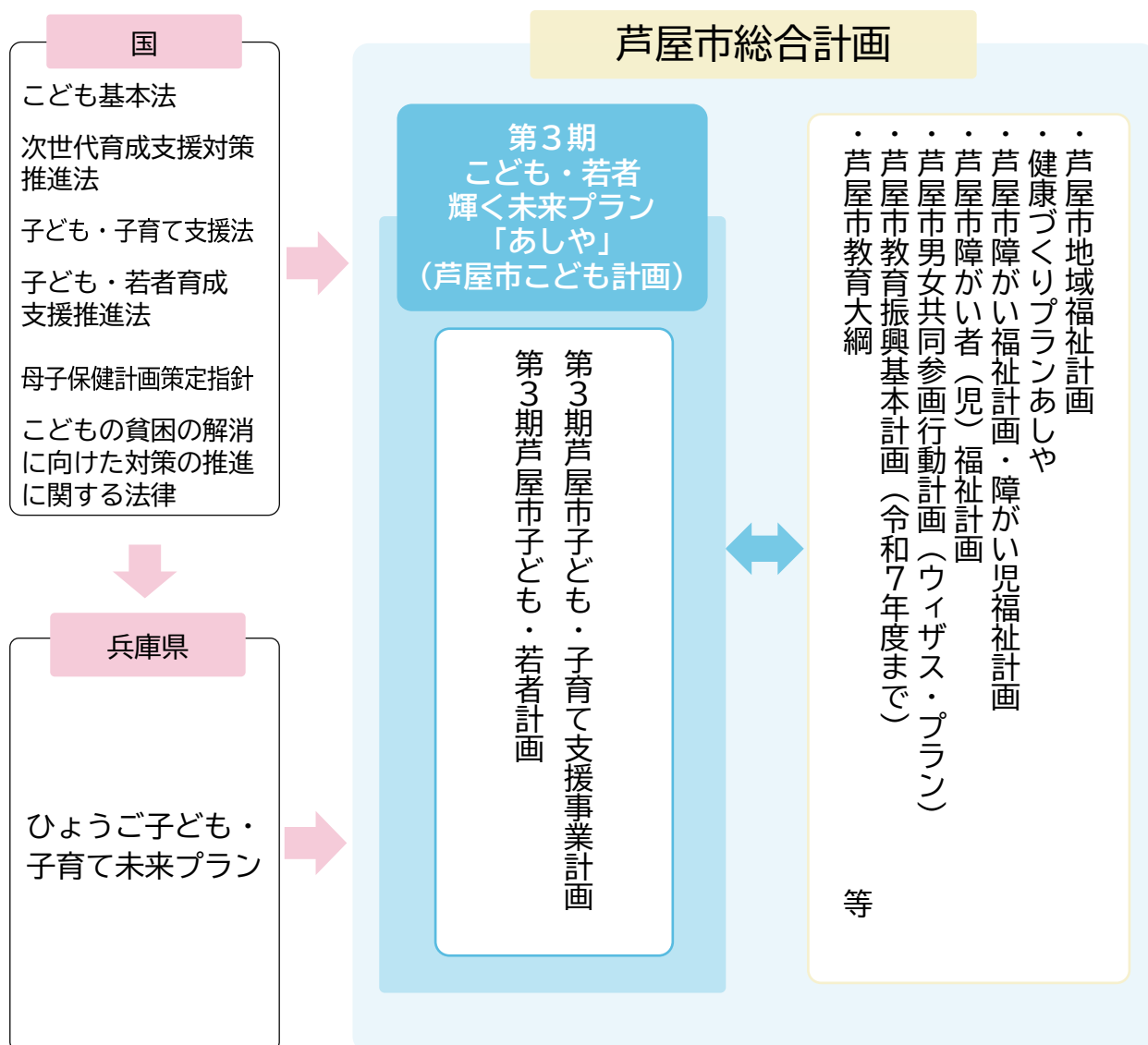
こどもと若者に関する両計画の策定にあたり、こどもや若者のライフステージに応じて切れ目なく支援していくという「こども大綱」の趣旨を踏まえ、こどもから若者への支援を一体的に推進していくため、現行の「子ども・子育て支援事業計画」と「子ども・若者計画」を一体化した新しい計画を策定し、こども・若者施策を進めることとします。名称としては、「第3期こども・若者輝く未来プラン「あしや」（第3期芦屋市子ども・子育て支援事業計画・第3期芦屋市子ども・若者計画）」とします。

2 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、芦屋市こども・若者・子育てに関する総合的な計画で、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画*」と「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を一体化し、「芦屋市こども計画」として位置付けます。

なお、第2期計画と同様、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」と「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「こどもの貧困対策推進計画」の性格を併せ持ちます。また、「第5次芦屋市総合計画」や関連する分野別計画等との整合を図り策定します。



(2) 計画の期間

本計画を構成する「子ども・子育て支援事業計画」及び「子ども・若者計画」は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年を計画期間とします。

計画期間

令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
第2期芦屋市子ども・子育て支援事業計画					こども・若者輝く未来プラン「あしや」 (第3期芦屋市子ども・子育て支援事業計画) (第3期芦屋市子ども・若者計画)				
第2期芦屋市子ども・若者計画									

(3) 計画の対象者

対象者は妊娠期から出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期、ポスト青年期の概ね39歳までを主な対象とします。

計画の対象者

0歳		6歳	12歳	18歳	30歳	39歳
妊娠期	出産	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期
芦屋市子ども・子育て支援事業計画					芦屋市子ども・若者計画	

本計画における定義（「こども大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」参考）

「こども」とは、心身の発達の過程にあるもの

「若者」とは、思春期からポスト青年期にあるもの

「こども・若者」とは、乳幼児期からポスト青年期にあるもの

3 計画の策定体制

(1)「芦屋市子ども・子育て会議」の設置

本計画の策定にあたり、子育て当事者等の意見を反映するとともに、こどもをとりまく環境や子育て家庭の実情を踏まえた計画とするため、市民、事業主、学識経験者及びこども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「芦屋市子ども・子育て会議*」を設置し、計画の内容について協議しました。

(2)「芦屋市青少年問題協議会」の設置

本計画の策定にあたり、若者（青少年）の育成等に関する総合的政策の樹立について必要な重要事項を踏まえた計画とするため、市民、学識経験者及び若者支援に関する事業に従事する者等で構成する「芦屋市青少年問題協議会」を設置し、計画の内容について協議しました。

(3) 子ども・子育て支援事業計画アンケート調査の実施

本計画の策定に伴い、市民のこども・子育てに関する考えや意見を聞き、調査結果を計画策定を進める上での基礎資料として活用するために「芦屋市子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。（インターネット回答）

① 調査対象

- ア 市内に在住する就学前児童保護者
- イ 小学生保護者と本人（４年生～６年生）
- ウ 中学生保護者と本人

② 調査期間

令和５（２０２３）年１１月２８日～令和６（２０２４）年１月１２日

③ 回収状況

対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前保護者	2,785 通	1,171 通	42.0 %
小学生保護者	2,818 通	922 通	32.7 %
中学生保護者	1,263 通	428 通	33.9 %
小学生本人	1,408 通	207 通	14.7 %
中学生本人	1,263 通	211 通	16.7 %
計	9,537 通	2,939 通	30.8 %

(4) 子ども・若者計画アンケート調査の実施

本計画の策定に伴い、子ども・若者の考えや意見を聞き、調査結果を計画策定を進める上での基礎資料として活用するために「子ども・若者アンケート調査」を実施しました。
(インターネット回答)

① 調査対象

- ア 中学生：芦屋市在住の公立中学校2年生
- イ 一般：芦屋市在住の15歳から39歳まで

② 調査期間

- ア 令和6（2024）年2月6日～令和6（2024）年2月29日
- イ 令和6（2024）年2月16日～令和6（2024）年3月29日

③ 回収状況

対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
中学生	528通	436通	82.6%
一般	5,000通	825通	16.5%
計	5,528通	1,261通	22.8%

（５）こども・若者ワークショップ及びパブリックコメントの実施

令和6年（2024）年8月9日に、こども・若者ワークショップを開催し、本市の現状や未来について意見交換をしました。

また、令和6（2024）年12月16日～令和7（2025）年1月24日に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

（６）行政機関の計画策定体制の整備

子ども・子育て支援対策の総合的、効果的な推進を図るため、市長を本部長、副市長を副本部長とし、関係部長で構成する「芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部」、こども福祉部参事（こども家庭担当部長）を委員長に関係課長で構成する「芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部幹事会」を開催しました。

また、こどもと若者支援対策を総合的に推進するため、市長を本部長、副市長及び教育長を副本部長とし、関係部長で構成する「芦屋市子ども・若者計画推進本部」、教育部参事（学校教育担当部長）を委員長に関係課長で構成する「芦屋市子ども・若者計画推進本部幹事会」を開催しました。

なお、両推進本部及び両幹事会は、それぞれ合同で開催しました。

以上の策定体制に加え、関係各課の実務担当者との協力・連携を図りながら、全庁的な体制の下で計画策定を進めました。

4 第2期計画の評価

子ども・子育て支援事業計画

計画推進の期間において掲げた第2期計画第4章の事業のうち、「芦屋市子ども・子育て会議」で重点的に取り組むこととして定めた重点事業に加え、第5章の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業*について、毎年度評価をしており、4年間で総括した検証及び分析は次のとおりです。

(1) 重点事業

<進捗状況に対する評価>（指標を数値で示すことができない項目）

A評価…令和6年度目標を達成した場合

B評価…令和6年度目標は達成していないが、目標に対して推進が認められる場合

C評価…令和6年度目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない場合

<質の向上に対する評価>

A評価…向上できた

B評価…現状維持

C評価…向上できなかった

基本目標 1-1 No. 9	事業名 事業内容	担当課	指標	R6 目標	R2	R3	R4	R5
	子育て支援センター・子育て世代包括支援センター こども家庭総合支援室、子育てセンター、ファミリー・サポート・センターや子育て世代包括支援センターが、子育て支援の拠点として他機関との連携によるネットワークでの総合的な子育て支援を行う。	こども家庭・保健センター（こども家庭係）	こども家庭総合支援室、子育てセンター、ファミリー・サポート・センター及び子育て世代包括支援センターにおける他機関との連携を強化	充実	進捗状況に対する評価			
					B	B	A	A
					質の向上に対する評価			
					B	B	A	A
	4年間総括検証・分析	子育て世代包括支援センターは切れ目ない支援として妊娠期から子育て期において相談業務を担っている。 相談内容により、それぞれの関係機関でアセスメントを行い、相談者に寄り添った支援を提供できるよう、連携している。						

基本目標2-1 No. 5	事業名 事業内容	担当課	指標		R 6 目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	幼稚園教諭、保育士の人材育成と資質の向上 幼稚園教諭、保育士、保育教諭等としての資質や指導力の向上のため、研修、実習等を通じた人材育成の充実を図る。	ほいく課 保健安全・特別支援教育課	研 修 会 への 参 加人数	保 育 所 等	450 人	実績値			
						361 人	348 人	862 人	888 人
						質の向上に対する評価			
						B	B	B	A
		幼稚園	450 人	実績値					
				中止	272 人	292 人	273 人		
				質の向上に対する評価					
				B	B	B	B		
	4年間総括 検証・分析	【保育所等実施分】 令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点より、職員が密な環境に集うことを回避しており、ほいく課主催の研修会や園内研修会の企画、実施が困難な状況にあった。4年度より研修会が実施できるよう、換気・消毒の徹底、会場の選定、参加人数の制限等の対策を講じながら開催した。その結果、4年度から開催回数、参加人数が増加している。5年度は研修内容も現状に応じ他分野の内容で実施し、大幅な参加増につながっている。同様に市内認可保育施設からの参加も増加しており、市内保育施設全体の保育の質の向上につながっている。							
		【幼稚園実施分】 コロナ禍で、研修会・研究会の開催や対面の交流が難しい場合には、紙面開催やオンライン、開催の延期、参加人数を絞る等、工夫しながらできる範囲で実施してきた。令和3年度より、感染症対策を講じながら、市立幼稚園全園で公開保育を伴う研究会を実施したほか、研修会や教育報告会などを通じて、市内の就学前教育・保育施設の職員がともに保育について学び合い、就学前教育・保育の質の向上に取り組んだ。今後も、就学前教育・保育施設間の連携を深め、市立幼稚園において公開保育を伴う研究会や研修会を開催し、質の高い教育・保育をともにめざし、人材育成に努めていく。							

基本目標 2-1 No. 6	事業名 事業内容	担当課	指標	R 6 目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	教育・保育施設 への巡回訪問及 び保育の質の評 価	ほいく課	各施設への年 2、3回の定期 的な 巡回の実施	充実	進捗状況に対する評価			
					B	B	B	A
					質の向上に対する評価			
	市職員が定期的 に各施設を訪問 し、保育内容や 環境等について 意見交換・助言 等を行う。また、 「芦屋市保育の 質の評価」のチ ェックシートを 活用し、保育の 質の向上を目指 す。	4年間総括 検証・分析	令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大 防止の観点より、職員が密な環境に集うことを回避して おり、訪問日に園に確認を取り、ほいく課から保育士の訪問 を自粛する等の対応を行った。令和2年度：59回中29 回、令和3年度：49回中27回実施した。 令和4年度は、園に状況を確認し、時期を変更する等 対応を行いながら実施した。また訪問時にはマスク着用、手 洗い等の実施なども十分配慮しながら訪問を行った。令和 4年度：62回中62回実施した。令和5年度は、5月より 新型コロナウイルス感染症が5類相当とされたことも あり、できる限り訪問し保育内容について相談、助言を行 った。令和5年度：56回中56回予定通り実施した。 訪問時に園が不安に感じていること等を聞き取り、研修 会を実施する等保育の質の向上に繋げた。					

基本目標3-1 No. 1	事業名 事業内容	担当課	指標		R 6 目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	地域における子育て支援活動 あしや市民活動センターや幼稚園、保育所、認定こども園等の公共施設を利用し、子育ての情報交換・団体間交流・ネットワーク化を図り、地域における子育て支援活動の充実を図る。	市民参画・協働推進課 ほいく課 保健安全・特別支援教育課 こども家庭・保健センター (こども家庭係)	こどもの育成にも効果的な活動を行う市民活動団体への支援及びあしや市民活動センターにおける事業の実施		充実	進捗状況に対する評価			
						B	B	A	A
						質の向上に対する評価			
						A	A	A	A
			幼稚園、保育所、認定こども園での子育て世帯への施設開放の実施		充実	進捗状況に対する評価			
						B	B	A	A
						質の向上に対する評価			
						B	B	B	A
			地域での子育てセンター事業の実施		充実	進捗状況に対する評価			
						B	B	B	B
						質の向上に対する評価			
						B	B	B	B
			4年間総括検証・分析	【あしや市民活動センター】 あしや市民活動センターでは、「市民活動100%のまち」を合言葉に、活動人口をアップさせるため、市民活動に関わることの面白さをこどもの頃から体感するための活動の場を提供してきた。コロナ禍の活動自粛期間中は、Web 利用や小人数での活動支援で継続してきた。 ・学び、遊べる場の提供「夏休みわくわくスペシャル」(小中学生対象) (分析) 自粛期間以外の年度では40人以上のこどもが参加しており、こどもの居場所づくりとして有効に活動できている。 ・子育て中の親子の居場所作り (分析) 年長児から小学校低学年を対象とし、親子で夕食をとる場を提供している。コロナ禍を経て参加者数が増加していることから、一定の需要があることが分かる。 ・学生団体の支援「あしや部(芦屋市在住高校生のグループ)」 (分析) 高校生がボランティア活動を行える場を提供してきた。令和4年度には15回活動し、累計参加者数が200人を超えた。こどもの居場所としても、市民活動の場としても機能してきた4年間であった。					

基本目標3-1 No. 1	地域における子育て支援活動 あしや市民活動センターや幼稚園、保育所、認定こども園等の公共施設を利用し、子育ての情報交換・団体間交流・ネットワーク化を図り、地域における子育て支援活動の充実を図る。	4年間総括 検証・分析	【保育所等】 新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点より、令和2年度から5年度9月までは実施できていない。令和5年10月下旬より園庭開放を再開した。園庭開放の実施が困難な時期においても、園見学等個別に対応、その中で育児相談等、可能な範囲で施設見学等を行った。 【幼稚園】 全市立幼稚園にて、「園庭開放」や「幼稚園で遊ぼう会」等で、各幼稚園の施設を未就園児親子に開放し、親子で安心して遊び、保護者同士が交流できる場を提供した。また、「3歳児親子ひろば」を実施し、地域の未就園児が安心して遊べる場作りや子育て相談の場となった。その他、子育てセンターが幼稚園施設を利用し、未就園児親子の自主グループ活動やなかよしひろば等の子育て支援拠点事業を実施している。コロナ禍においても、地域の子育て世代に対する子育て支援や保護者支援では、感染症対策を講じながら、こどもの居場所づくりとして、「園庭開放」や未就園児の遊びの広場や在園児との交流を図った。今後も、引き続き未就園児が参加できる市立幼稚園のイベント情報や在園児との交流、「園庭開放」などの情報を積極的に各幼稚園のホームページや子育てアプリ等で発信し、広く周知を図る。さらに「園庭開放」や「幼稚園で遊ぼう会」等の内容の工夫により、地域における子育て支援の充実を目指していく。 【子育てセンター】 令和2年に流行した新型コロナウイルス感染症により集団での交流の開催が困難であったが、国の感染状況を見ながら少しずつ制限を緩和し、活動を再開している。地域での支援事業は市民との交流、情報交換との場となり、育児支援につながるため、今後も継続して実施していく。
--------------------------	---	------------------------	---

基本目標 3-2 No. 4	事業名 事業内容	担当課	指標	R 6 目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	交通安全の意識 向上	道路・公園 課（交通安 全）	参加・体験・実 践型の交通安 全教育の 推進	充実	進捗状況に対する評価			
					B	B	B	B
					質の向上に対する評価			
					B	B	B	B
こどもの交通安 全を確保するた め、「交通安全教 室」や「出前講 座」等の実施に より、交通安全 に対する意識向 上を図る。	4年間総括 検証・分析	交通安全の意識向上にあたり、交通安全教育はこどもた ちが生涯にわたり安全に道路を通行しようとする意識を 養うために必要不可欠なものである。 4年間で「交通安全教室」を市立・私立幼稚園、認定こ ども園、保育所等137回、小学校63回、中学校10回、 特別支援学校4回、計214回開催した。 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の流行もあり、 実施回数が減少したが、令和3年度からは概ね従来どおりの 回数・内容で芦屋警察と連携し交通安全教室を実施し た。 また、学校園の担当者と協議の上、こどもの成長段階に 合わせた内容で実施したことから、交通安全に対する意識 向上を図ることができた。						

基本目標3-4 No. 2	事業名 事業内容	担当課	指標		R 6 目標	R 2	R 3	R 4	R 5	
	インクルーシブ 教育・保育	ほいく課 保健安全・ 特別支援教育課	対象児 童の個 別支援 計画の 作成と 内容の 充実	保 育 所 等	充実	進捗状況に対する評価				
						B	B	B	A	
						質の向上に対する評価				
						B	B	B	A	
			幼 稚 園	充実	進捗状況に対する評価					
					B	B	B	B		
					質の向上に対する評価					
					B	B	B	B		
	就学前施設において、配慮の必要な修正こどもに対して必要な支援体制を整備し、集団生活を行うことにより、当該こどもの健全な発達を促進する。	4年間総括 検証・分析	【保育所等】 市独自の個別支援計画シート等を作成している。担任と保護者が支援内容を共有し、連携しながら個別的配慮が必要なこどもたちへの支援を実施している。 担任、加配保育士等を対象に個別支援シート等の記載方法やこどもの姿の捉え方、支援の振り返り等が反映できるよう、令和5年度より4月に勉強会を実施している。また並行して、より実効あるものとなるようシートの見直し、検討を行っている。							
			【幼稚園】 支援が必要なこどもについては、特別支援教育センター専門員と連携し、巡回指導による支援を行うとともに、必要に応じて医師の専門職からの助言を受け、支援の内容や方向性の確認と情報共有を保護者と共に行うなど、個別の支援内容の充実を図った。 また、長期的な視点で個別の教育支援計画や個々の実態に合わせた個別の教育支援計画を作成した。市立幼稚園の公開保育を伴う研究会や特別支援教育研究会を開催し、長期的な視点で個々の幼児の教育的支援が行えるように努めた。今後も集団の中で生活することを通して発達を促しながら、地域の中で安心して生活できる土台づくりを目指していく。							

(2) 教育・保育

市全域		令和5年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳 保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望 が強い	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み		278人	679人	223人	724人	156人	688人
実 績	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保 育事業(小規模 保育事業*等)	219人	612人	106人	944人	56人	506人
	企業主導型保 育施設* (地域枠)	-	-	-	9人	12人	46人
	合計	219人	612人	106人	953人	68人	552人
提供体制	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保 育事業(小規模 保育事業等)	225人	765人	976人		170人	597人
	企業主導型保 育施設 (地域枠)	-	-	-		15人	34人
	合計	225人	765人	976人		185人	631人

4年間総括 検証・分析
1号の提供量は、市立幼稚園の定員変更等により提供体制（提供量）が減少しているが、実績（利用児童数）はさらに提供量を下回っており、その傾向は特に4歳以上で顕著である。 2号の提供量は、新規園の開園等により計画策定当初より増加しているが、市外所園の利用児童67名等を含む実績を下回っている。 3号の提供量は、実績を上回っているが、特に0歳について、コロナ禍以降の利用率の低下により、乖離が大きくなっている。

山手圏域		令和5年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み		143人	316人	128人	205人	72人	248人
実績	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業(小規模保育事業等)	106人	300人	0人	356人	23人	202人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	-	-	-	6人	3人	15人
	合計	106人	300人	0人	362人	26人	217人
提供体制	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業(小規模保育事業等)	130人	390人	261人		56人	188人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	-	-	-		8人	18人
	合計	130人	390人	261人		64人	206人

精道圏域		令和5年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み		75人	235人	57人	314人	43人	276人
実績	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業(小規模保育事業等)	83人	214人	106人	367人	30人	210人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	-	-	-	2人	5人	25人
	合計	83人	214人	106人	369人	35人	235人
提供体制	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業(小規模保育事業等)	45人	210人	532人		84人	317人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	-	-	-		5人	12人
	合計	45人	210人	532人		89人	329人

潮見圏域		令和5年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
ニーズ量の見込み		60人	128人	38人	205人	41人	164人
実績	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業(小規模保育事業等)	30人	98人	0人	221人	3人	94人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	-	-	-	1人	4人	6人
	合計	30人	98人	0人	222人	7人	100人
提供体制	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業(小規模保育事業等)	50人	165人	183人		30人	92人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	-	-	-		2人	4人
	合計	50人	165人	183人		32人	96人

(3) 地域子ども・子育て支援事業

事業名	指標			R 2	R 3	R 4	R 5	4年間総括 検証・分析
時間外保育事業 (延長保育事業)	利用人数	ニーズ量		490 人	501 人	512 人	523 人	通常の保育時間を超えて延長して保育を行うことで、保護者の就労状況等に柔軟に対応する形で保育を提供することができた。
		実績		490 人	509 人	522 人	519 人	
		提供体制		1,524 人	1,553 人	1,751 人	1,740 人	
放課後児童健全 育成事業	利用人数	ニーズ量	低学年	555 人	592 人	613 人	658 人	ニーズ量と実績に乖離が生じた年もあるが、各学校及び幼稚園の空き教室を活用することで、全期間待機児童0人を達成することができた。 学年毎の定員は設けておらず、学級ごとの登級率により各定員が増減する仕組みとなっている。引き続き待機児童を出さないよう増設を含め提供体制を検討していく。
			高学年	71 人	77 人	81 人	174 人	
		実績	低学年	589 人	620 人	618 人	661 人	
			高学年	123 人	132 人	138 人	150 人	
		提供体制	低学年	589 人	620 人	618 人	661 人	
			高学年	123 人	132 人	138 人	150 人	
子育て短期支援 事業（子育て家 庭ショートステ イ事業）	実施箇所数	ニーズ量		23 日	23 日	23 日	23 日	里親による受け入れ先は微増傾向であり、今後も継続して周知啓発に努め委託先の確保に努める。利用者については、複数回の利用をするケースが多いため、初回利用のハードルを下げるための手法を検討していきたい。
		実績		12 日	6 日	7 日	54 日	
		提供体制		12 か 所	12 か 所	15 か 所	14 か 所	
地域子育て支援 拠点事業	実施箇所数	ニーズ量		65,616 人	64,728 人	63,840 人	62,976 人	ひろば事業など、新型コロナウイルス感染症による影響も大きく受けたが、徐々に拠点を拡充していき、子育て中の親子が集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場所となった。
		実績		8,385 人	15,394 人	21,547 人	26,728 人	
		提供体制		3 か 所	5 か 所	6 か 所	6 か 所	

事業名	指標			R 2	R 3	R 4	R 5	4年間総括 検証・分析
幼稚園における 一時預かり事業	利用人数	ニーズ量	3歳	17,577 人	17,229 人	16,881 人	16,533 人	【幼稚園】 市立幼稚園では、令和3年度より、岩園幼稚園で3年保育を試験的に始め、令和5年度より本格実施を行った。3歳児の預かり保育も引き続き実施している。平均利用者数は、前年度と大きく変わらず横ばいであるため、一定数の利用ニーズがあることが認められる。 私立幼稚園では、施設数の変動により利用者数の増減の傾向把握は困難であるが、今後も利用者数の把握に努める。 【認定こども園（幼稚園部）】 通常の提供時間を超えて預かり保育を行うことで、保護者の就労状況等に柔軟に対応することができた。
			4・5歳	44,829 人	43,271 人	41,713 人	40,156 人	
		実績	3歳	4,116 人	7,898 人	5,791 人	7,724 人	
			4・5歳	23,983 人	27,838 人	25,136 人	25,776 人	
		提供体制	3歳	15,878 人	16,293 人	18,953 人	23,194 人	
			4・5歳	70,435 人	62,707 人	69,618 人	71,065 人	

事業名	指標			R 2	R 3	R 4	R 5	4年間総括 検証・分析
保育所・ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業	利用人数	ニーズ量	保育所等	3,261 人	3,172 人	3,083 人	2,993 人	【保育所等】 延べ利用数が増加しているが、十分な提供体制が確保されている。 ※提供体制については、定員×開所日数で記載しているが、実際は保育所等の入所状況や保育士等の配置状況により、差異が生じる。
			ファミサポ	3,153 人	3,081 人	3,009 人	2,937 人	
		実績	保育所等	416 人	1,691 人	1,407 人	2,018 人	【ファミリー・サポート・センター】 育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人とが会員となり、お互いに助け合いながら育児の相互援助活動が継続的に実施できた。今後も引き続き、地域での子育ての輪を広げていく。
			ファミサポ	2,561 人	3,245 人	2,508 人	2,867 人	
		提供体制	保育所等	12,879 人	14,036 人	14,268 人	14,268 人	
			ファミサポ	2,561 人	3,245 人	2,508 人	2,867 人	
病児保育事業	実施箇所数	ニーズ量		583 人	569 人	556 人	542 人	令和3年度より市立認定こども園内でも事業を開始し、ニーズに対応することができた。 今後も、事業の周知や利便性の向上等に努めていく。
		実績		111 人	474 人	563 人	621 人	
		提供体制		1か 所	2か 所	2か 所	2か 所	
子育て援助活動支援事業（小学生）	利用人数	ニーズ量		3,540 人	3,447 人	3,353 人	3,260 人	育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人とが会員となり、お互いに助け合いながら育児の相互援助活動が継続的に実施できた。今後も引き続き、地域での子育ての輪を広げていく。
		実績		1,671 人	1,718 人	1,518 人	1,768 人	
		提供体制		1,671 人	1,718 人	1,518 人	1,768 人	

事業名	指標			R 2	R 3	R 4	R 5	4年間総括 検証・分析
利用者支援事業	実施箇所数	実績	特定型	1 か 所	1 か 所	1 か 所	1 か 所	【特定型】 保育コンシェル ジュによる保育所 の利用等の情報提 供を行うとともに、 相談・助言等によっ て子育て期の保護 者等に対して、サポ ートを行うことが できた。 【母子保健型】 妊娠期から子育 て期の母子保健に 関する様々な悩み などに円滑対応す る、切れ目ない支 援体制を取っている。 今後も、気軽に相談 でき、必要な支援が 提供できるよう継 続して実施する。 ※ニーズ量は設 定していない。
			母子保健型	1 か 所	1 か 所	1 か 所	1 か 所	
		提供 体制	特定型	1 か 所	1 か 所	1 か 所	1 か 所	
			母子保健型	1 か 所	1 か 所	1 か 所	1 か 所	
妊婦健康診査	利用人数	推計値		1,116 人	1,079 人	1,065 人	867 人	安心・安全な妊娠 生活を送るため妊 婦健康診査を負担 なく受けられるよ う助成する。継続し て妊婦への経済的 な支援としても実 施している。
		実績		929 人	883 人	877 人	826 人	
		提供体制		各医療機関において妊婦 健康診査を受けられる状 況が整っている。				
乳児家庭全戸訪 問事業	訪問件数	推計値		641 件	632 件	624 件	378 件	生後4か月まで の乳児に対し、全戸 訪問を実施してい る。芦屋市での訪問 が提供できない家 庭については、他市 依頼をしたり、電話 での様子確認を行 ったり、面接などで 4か月児健康診査 までには実態把握 をしている。出生数 が減少しているが、 継続して訪問し、育 児支援を行ってい く。
		実績		470 件	426 件	470 件	471 件	
		提供体制		586 件	532 件	528 件	491 件	

事業名	指標		R 2	R 3	R 4	R 5	4 年間総括 検証・分析
養育支援訪問事業等	利用回数	推計値	6 回	6 回	6 回	100 回	利用できる条件を緩和したため、希望者が増加し、支援につながっている。継続して、支援が必要な家庭に届くように実施していく。
		実績	48 回	81 回	52 回	240 回	
		提供体制	必要と判断した場合には、訪問できる体制を整えている。				
実費徴収*に係る補足給付を行う事業		実績	298 人	234 人	278 人	280 人	【幼稚園】 補足給付の対象者へ文書で申請案内を行い、経済的な負担の軽減を図ることができた。ニーズは減少傾向にあるが、毎年一定以上のニーズが存在するため、今後も事業を継続して行う。
		提供体制	-	-	-	-	【保育所等】 教材費や行事費等の実費負担の部分について助成を行うことで、一定所得以下の世帯に対して、経済的負担の軽減を行うことができた。 ※ニーズ量は設定していない。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		実績	0 か所	0 か所	4 か所	0 か所	新規参入した市内私立保育施設の巡回訪問を定期的に実施し、保育内容や保護者支援、保育環境についての相談や助言を行い、保育の質の向上につながっている。 ※ニーズ量は設定していない。
		提供体制	-	-	-	-	

子ども・若者計画

第2期芦屋市子ども・若者計画第4章で定めた重点事業について、各担当課が毎年度評価を行っています。その結果は、次の通りです。

<取り組みに対する評価>

「実施」⇒A：事業を実施できたもの

B：事業を実施したが、内容が不十分だったもの

C：事業を実施できなかったもの

「継続」⇒A：事業を継続できたもの

B：事業を継続したが、内容が不十分だったもの

C：事業を継続できなかったもの

「充実」⇒A：事業を実施し内容が充実できたもの

B：事業を実施し、内容に一定の進捗が見られたもの

C：事業を充実したが、内容に進捗が見られなかったもの

重点目標1 No. 1	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
重点目標1 No. 1	父親の子育てに対する積極的参加の促進	ほいく課	継続	A	A	A	A
	父親が地域の行事や家庭での育児に参加できるような集会やイベントを企画し、あらゆる機会を通じ積極的に父親の参加を促します。 家族で参加しやすい土日開催講座を実施します。	こども家庭・保健センター（こども家庭係）		A	B	B	A
		人権・男女共生課		B	B	A	A
		こども家庭・保健センター（母子保健係）		B	B	B	B
		学校教育課		B	B	B	A

重点目標1 No. 2	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
重点目標1 No. 2	家族の絆を深める体験ができる場の提供 家族全員で参加することで家庭の大切さを考え、家族の絆を深めることができるイベント等を実施します。	こども家庭・保健センター（こども家庭係）	継続	新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、イベントを開催することができなかった。			A

重点目標1 No. 3	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
	学校給食の充実 児童生徒の心身ともに健全な発達を図るため、栄養バランスのとれた安全・安心な学校給食を提供します。	保健安全・特別支援教育課	継続	B	A	A	B

重点目標1 No. 19	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
	人権擁護事業 法務局や人権擁護委員と連携し、人権擁護活動を行います。近年インターネットやSNSによる人権侵害が増加しているため、市内の学校園等において、スマホ・ケータイの人権教室を実施します。	人権・男女共生課	継続	より、新型コロナウイルス感染症の影響により、スマホ・ケータイ人権教室を実施することができなかった。	A	A	A

重点目標1 No. 20	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
	人権啓発事業 人権を尊重する意識の普及、啓発をします。多様化する人権課題に対して効果的な啓発を図ります。 ※年度ごとに異なる人権テーマについて啓発を実施	人権・男女共生課	継続	B	A	A	B

重点目標1 No. 26	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
	子ども読書の街づくり推進事業（ブックワーム戸屋っ子） 読み聞かせや音読などの読書活動の充実を図り、子どもの読書習慣を確立させるとともに、学校図書館の整備を進め、学校図書館の利用促進に取り組みます。また、就学前の幼児の学校図書館利用を促進します。	学校教育課	継続	A	A	A	A

重点目標1 No. 27	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
	トライやる・ウィーク 中学2年生を対象に、保護者や地域のボランティアの協力を得て職場体験活動、文化活動、ボランティア活動等の様々な体験活動を行います。	学校支援課	継続	A	A	A	A

重点目標1 No. 28	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
	消費者教育推進事業 契約のルールやお金の使い方など、イベントや出前講座などを通してライフステージに応じた消費者教育を実施します。	地域経済振興課	継続	B	A	A	B

重点目標 1 No. 39	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
	文化に関する体験学習等の充実 学校での芸術鑑賞行事を、今後も継続して実施していきます。また、学校と文化施設、芸術家等や文化団体と連携した教育を推進していきます。	学校支援課	継続	B	B	B	B

重点目標 1 No. 40	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
	青少年の文化活動の体験機会の提供 美術博物館・谷崎潤一郎記念館・三條文化財整理事務所において、様々な講座やワークショップを実施し、文化活動を体験できる機会を提供します。 こどもや親子を対象に読書に親しむための事業を実施します。	国際文化推進課	継続	A	A	A	A
		図書館	継続	A	A	A	A

重点目標1 No. 43	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
	施設の有効活用と 利用促進	スポーツ推進課	継続	A	A	A	A
	遊具の点検や補修 を継続して行い、安全に遊んでもらう とともに、地元のこどもに愛着を持って遊具を利用して もらえるように工夫して遊具の更新 を進めます。	道路・公園課 基盤整備課	継続	A	A	A	A

重点目標1 No. 44	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
	クラブ・プログラム・イベントの活性化 スポーツ推進委員を通した地域スポーツのスポーツクラブ 21 の育成を図ります。ライフステージに応じたプログラムを推進するとともに市民スポーツ団体等のネットワークを活用し、スポーツ実施機会の向上を図ります。	スポーツ推進課	継続	A	B	B	A

重点目標 1 No. 45	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	放課後児童体験事業 児童が放課後等に小学校の施設等を利用して、安全で安心して過ごせる環境を作り、地域の方々の参画を得て、様々な体験・交流活動の機会を提供します。また遊び等を通じて異年齢児の交流を促進し、豊かな人間性が育まれる居場所を提供する事業「あしやキッズスクエア」をします。	社会教育推進課	継続	取り組みに対する評価			
				A	A	A	A
		青少年育成課	継続	A	A	A	A

重点目標 1 No. 46	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	世代を越えて集える居場所 いつでも気軽に世代間、異年齢交流が図れるよう、多様な主体と連携し、世代を越えて自由に集える場づくりを推進します。	こども家庭・保健センター（こども家庭係）	継続	C	新型コロナウイルス感染症流行のため、未実施。		A
		地域福祉課		A	A	A	A

重点目標1 No. 56	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
	情報活用能力の育成 必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理し、相手の状況などを踏まえて発信・伝達ができる力を育成します。また、教員向けの研修会も実施し、指導力向上に取り組めます。	学校教育課	充実	B	B	B	B
		打出教育文化センター	充実	B	B	B	B

重点目標1 No. 57	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
	情報モラルの育成 情報発信による影響や情報の危険性、情報モラルの必要性や情報に対する責任などについて保護者への啓発を行うとともに、子ども自ら考えさせる機会をもち、約束やきまりを守りながら情報社会に参画、ようとする態度を身につけさせます。	学校教育課	充実	A	A	A	A
		打出教育文化センター	充実	A	B	B	B

重点目標1 No. 59	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
	インターネット社会における情報の正しい理解と判断の育成	児童センター	充実	B	B	B	B
	情報発信による影響や情報の危険性、情報モラルの必要性や情報に対する責任などについて保護者への啓発を行うとともに、こども自ら考えさせる機会をもち、約束やきまりを守りながら情報社会に参画、ようとする態度を身につけさせます。	青少年愛護センター		新型コロナウイルス流行のため、未実施。	A	A	A

重点目標2 No. 60	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
	被保護者就労支援事業 生活困窮者支援制度や障がい福祉課、高齢介護課、こども政策課といった他課とも密に連携をして、自立を目指した支援を行います。	生活援護課	継続	B	B	B	B

重点目標2 No. 65	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
	進路管理事業（進路 追跡調査） 中学校卒業後の進 学先で長期欠席に よる不登校や、ひき こもってしまう場 合もあり、実態を調 査するとともに、調 査結果を進路指導 に活かし、関係他課 とも情報共有を図 り、改善に努めま す。	青少年愛護セン ター	充実	A	A	A	A
		生活援護課	充実	B	B	B	A

重点目標2 No. 66	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
	若者相談センター 「アサガオ」の周知 若者相談センター 「アサガオ」の相談 件数は周知の度合 いに比例するので、 機会をとらえて周 知に努めます。	青少年愛護セン ター	充実	A	A	A	A

重点目標2 No. 67	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
	地域における子ども・若者支援のネットの構築	青少年愛護センター	継続	A	A	A	A
	可能な限りNPO法人等と連携をして情報交換を行います。						

重点目標2 No. 68	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
	福祉の総合相談窓口	地域福祉課	継続	A	A	A	A
	福祉のワンストップ窓口として、生活や福祉に関する困りごとや悩みの相談に応じ、関係機関との連携を図り、課題解決に向けた支援を行います。						

重点目標2 No. 79	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
	家庭児童相談	こども家庭・保健センター（こども家庭係）	継続	A	A	A	A
	子ども家庭総合支援拠点を設置し、こども家庭支援員・虐待対応専門員・家庭相談員が養育についての悩みや心配ごとの相談に応じ、子どもの虐待に関する訪問・指導等適切な対応を行います。						

重点目標2 No. 85	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	保護者や教員のた めの不登校セミナ ー	打出教育文化セ ンター	継続	取り組みに対する評価			
				A	A	A	B
重点目標2 No. 85	不登校で悩む教員 等を対象として、研 修会を開催します。 また不登校問題へ の相談窓口として、 効果的な指導・助言 を実施できるよう 研究を進めます。 若者相談センター 「アサガオ」を通し て情報交換をして 不登校やひきこも りの家庭やこども たちの支援をしま す。	学校支援課	継続	A	A	A	A
		青少年愛護セン ター	継続	A	A	A	A

重点目標2 No. 86	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	仲間同士の支えあ いの支援	青少年愛護セン ター	継続	取り組みに対する評価			
				A	A	A	A
重点目標2 No. 86	今後も交流の場を 提供しながら、若者 相談センター「アサ ガオ」セミナー、 「キ・テ・ミ・ル・ 会」と「親の会」を 3本柱として位置 づけ継続して実施 します。						

重点目標2 No. 87	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
	子ども・若者への訪問支援 若者相談センター「アサガオ」について、今後更に効果的な体制を図ります。ケースによっては訪問支援を行います。	青少年愛護センター	継続	A	A	A	A

重点目標2 No. 89	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
	インクルーシブ教育・保育 当該こどもの個別支援計画の作成を行い、研修会（インクルーシブ教育・保育）も開催し、講師や専門医の指導・助言も得ながら、職員同士でグループ討議を重ね、当該こどもへのより良い支援について考えていきます。また、各幼稚園、こども園、保育所から取り組みについての報告会を行います。	ほいく課	継続	B	B	B	A
		保健安全・特別支援教育課	継続	A	A	A	A

重点目標2 No. 90	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
	特別支援教育センターの相談 特別支援教育の対象となるこどもの保護者及び教員を対象とした教育相談や指導助言等を実施します。	保健安全・特別支援教育課	継続	A	A	A	A

重点目標2 No. 102	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
	生活困窮者自立支援制度 相談窓口の継続的な周知を行い、多様な困り事を抱える世帯の早期発見及び支援体制の強化を図ります。	地域福祉課	継続	A	A	A	A

重点目標3 No. 46	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
	世代を越えて集える居場所 いつでも気軽に世代間、異年齢交流が図れるよう、多様な主体と連携し、世代を越えて自由に集える場づくりを推進します。	こども家庭・保健センター（こども家庭係） 地域福祉課	継続 継続	C A	新型コロナウイルス感染症拡大を防止するため、イベントを開催することができなかった。 A	A A	A A

重点目標3 No. 123	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
	協働で課題を解決する取り組みの推進 トータルサポートの仕組みを通じて市役所内の連携を強化するとともに、関係機関や地域等との連携を進め、困難な状況にある若者のニーズや課題に対して、協働して解決する取り組みを進めます。	地域福祉課	継続	A	A	A	A

重点目標3 No. 124	事業名 事業内容	担当課	目標	R 2	R 3	R 4	R 5
	取り組みに対する評価						
	子育て世代包括支援センター 妊娠・出産・子育てに関する身近な相談窓口として、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートします。	こども家庭・保健センター	充実	A	A	A	A

第2章

こども・若者・子育てを取り巻く現状

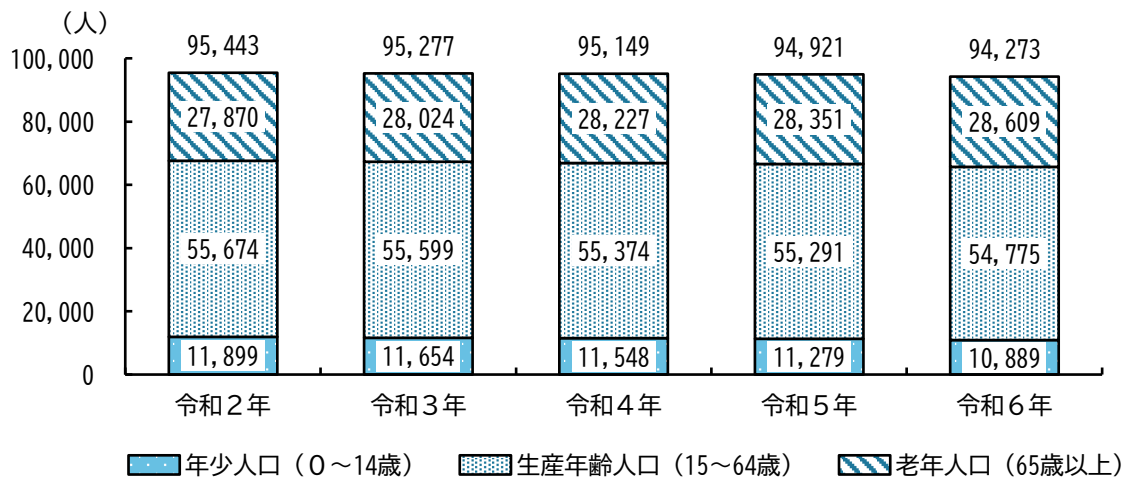
1 芦屋市の現状

(1) 人口の推移

① 年齢3区分別人口の推移

本市の人口推移をみると、総人口は減少傾向であり、令和6（2024）年3月末では94,273人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）は年々減少し、令和6（2024）年では10,889人となっています。

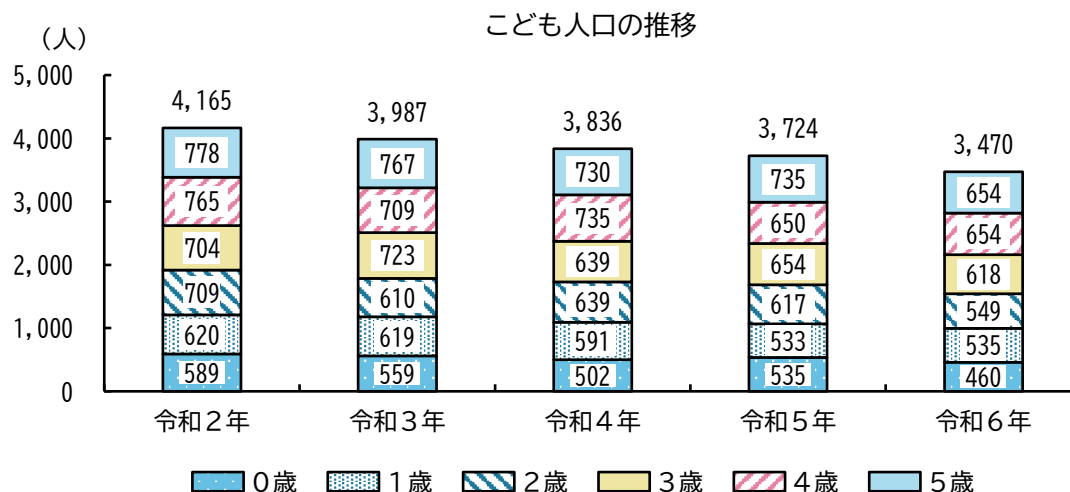
年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

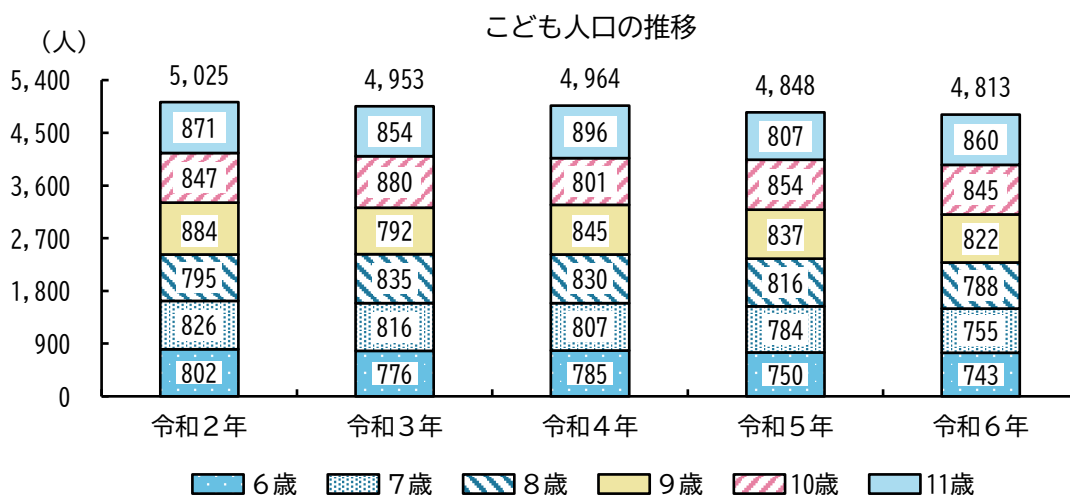
② 年齢別就学前児童数の推移

本市の0歳から5歳のこども人口は年々減少しており、令和6（2024）年3月末では3,470人となっています。特に他の年齢に比べ、0歳と2歳の減少率が高くなっています。



③ 年齢別就学児童数の推移

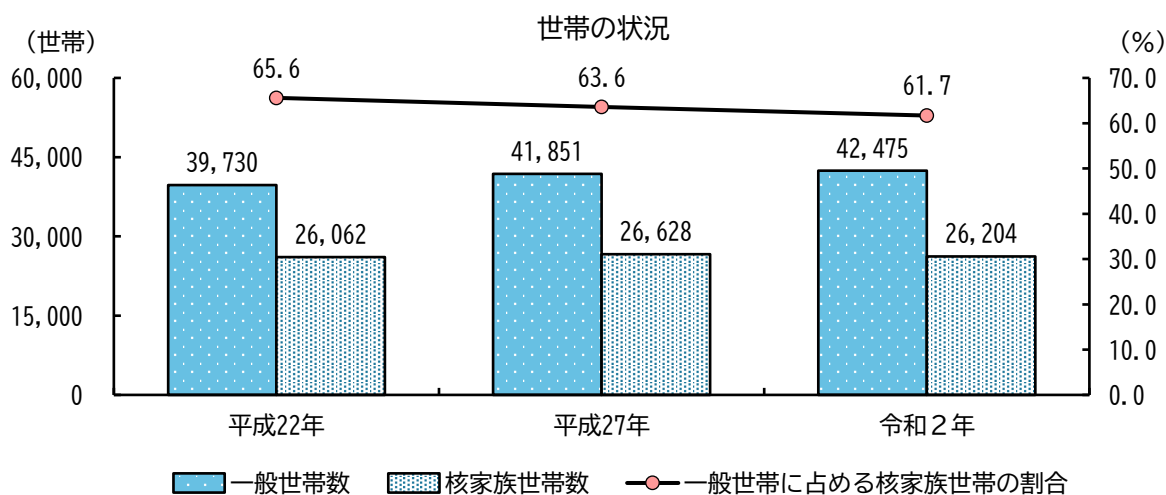
本市の6歳から11歳のこども人口は年々減少しており、令和6（2024）年3月末では4,813人となっています。特に他の年齢に比べ、7歳の減少率が高くなっています。



(2) 世帯の状況

① 核家族世帯の推移

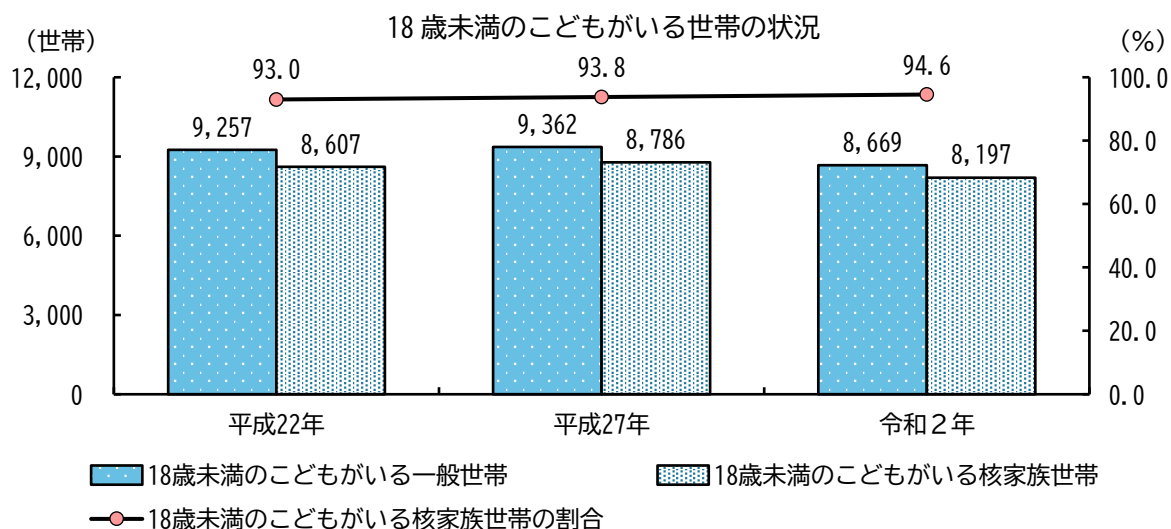
本市の核家族世帯数は横ばいで推移しており、令和2（2020）年では26,204世帯となっています。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

② 18歳未満のこどもがいる世帯の推移

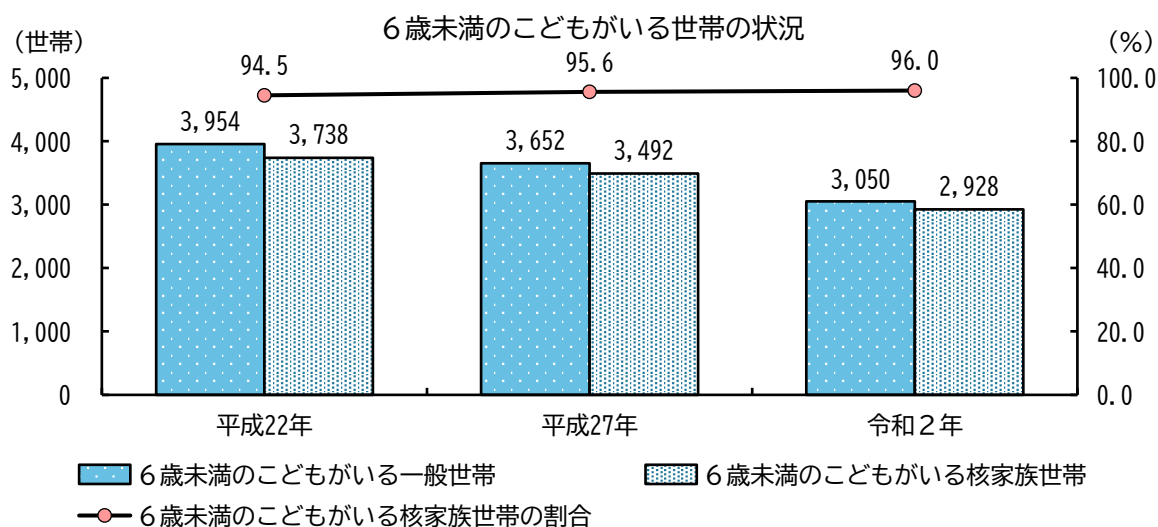
本市の18歳未満のこどもがいる核家族世帯は減少傾向にありますが、当該割合は増加しています。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

③ 0歳から6歳未満の子どもがいる世帯の推移

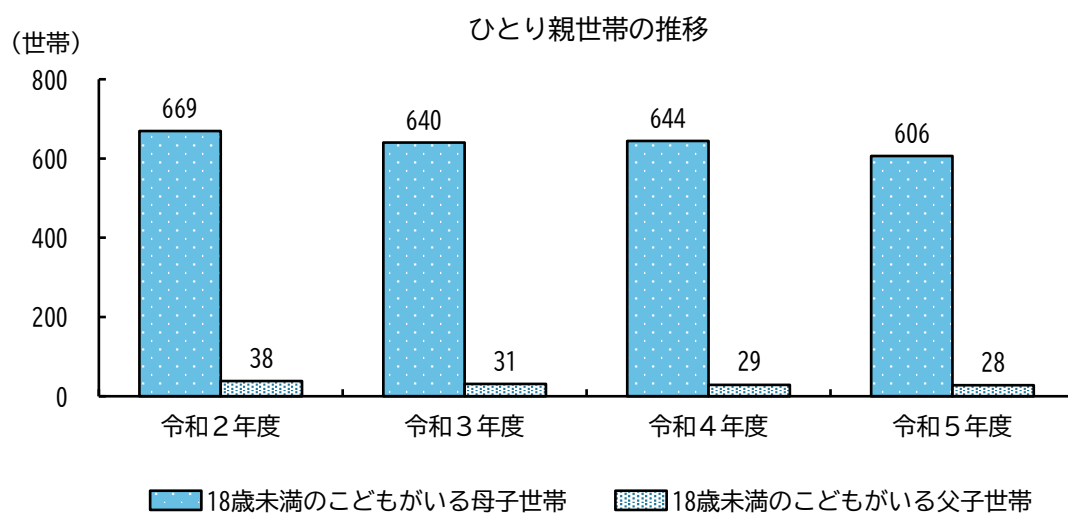
本市の6歳未満の子どもがいる核家族世帯は減少傾向にあります。当該割合は増加しています。



資料：国勢調査（各年 10月1日現在）

④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は令和2（2020）年度より減少しており、令和5（2023）年度では606世帯となっています。また、18歳未満の子どもがいる父子世帯も年々減少し、令和5（2023）年度で28世帯となっています。

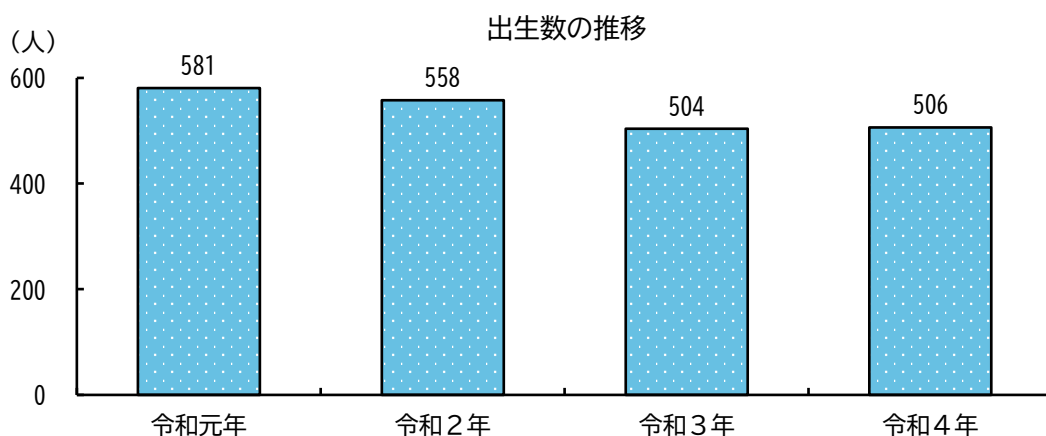


資料：事務報告書（各年度 3月末日現在）

(3) 出生の推移

① 出生数の推移

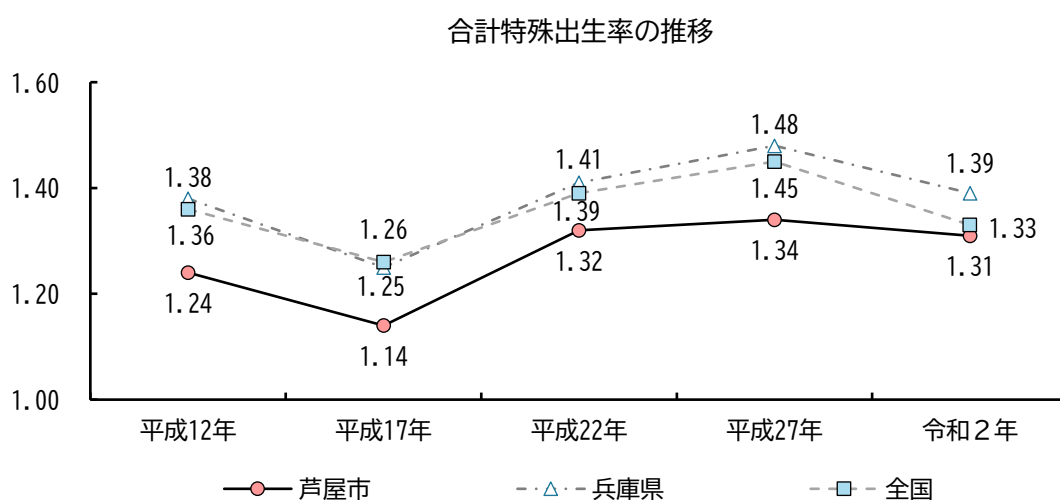
本市の出生数は減少しており、令和4（2022）年で506人と過去4年間で75人減少しています。



資料：兵庫県保健統計年報

② 合計特殊出生率の推移

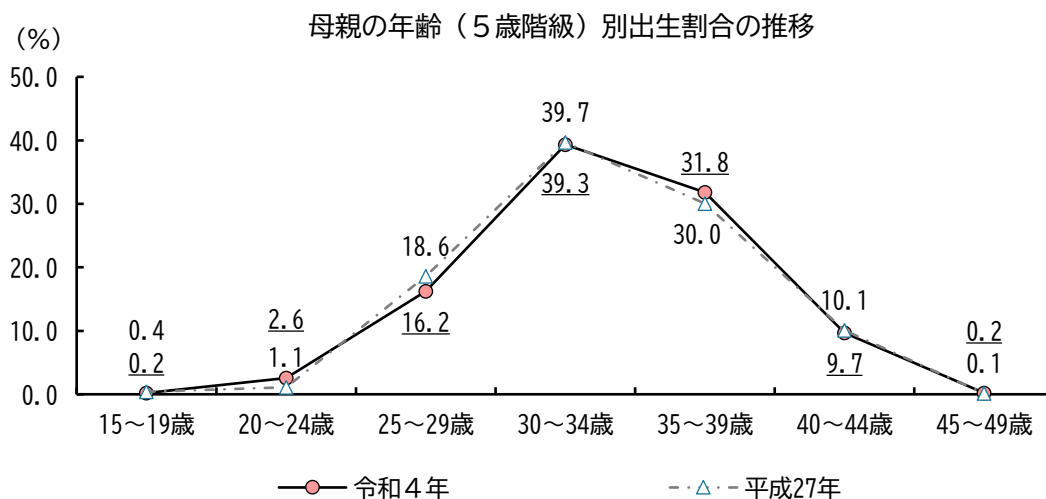
本市の合計特殊出生率*は増減を繰り返しながら推移しており、令和2（2020）年で1.31となっています。また、全国・県と比較すると低い値で推移しています。



資料：兵庫県保健統計年報

③ 母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移

本市の母親の年齢（5歳階級）別出生割合*の推移をみると、平成27（2015）年に比べ令和4（2022）年で、20歳から34歳の割合が減少しているのに対し、30歳から39歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

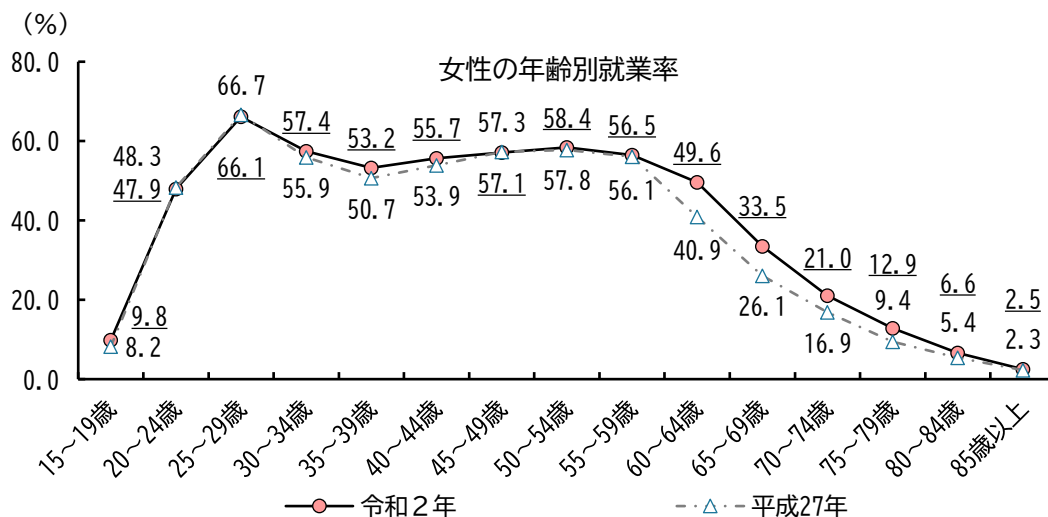


資料：兵庫県保健統計年報

（４）就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

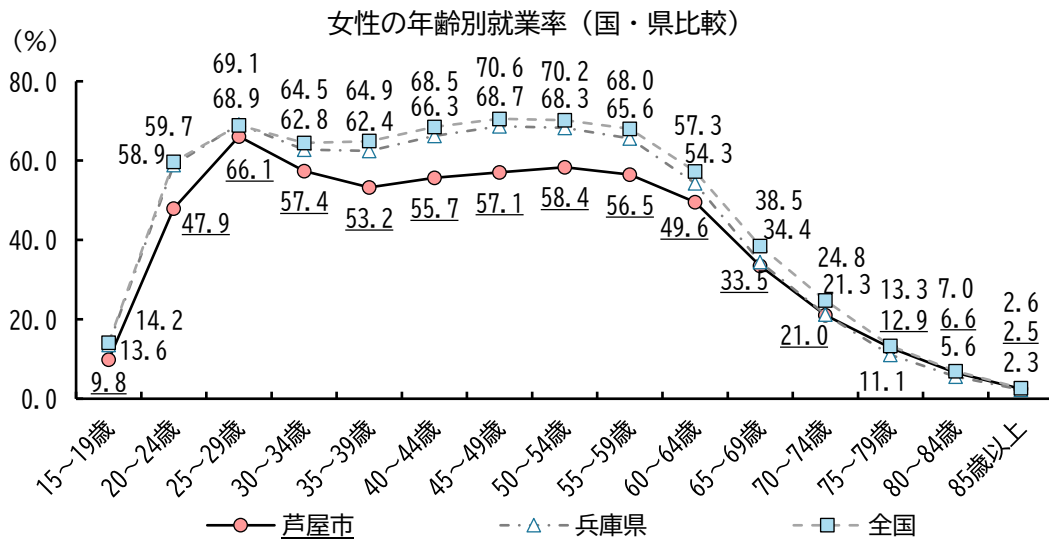
本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30歳から39歳の就業率は平成27（2015）年に比べ令和2（2020）年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。また、60歳以降の就業率が上昇しています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

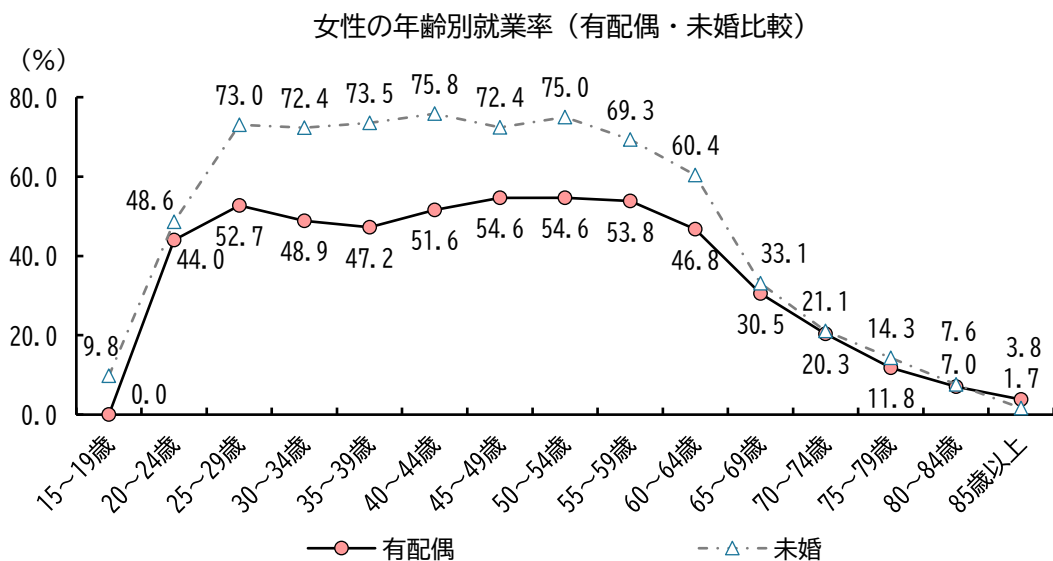
② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の令和2（2020）年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、ほぼ全ての年代で全国・県より低い値となっています。



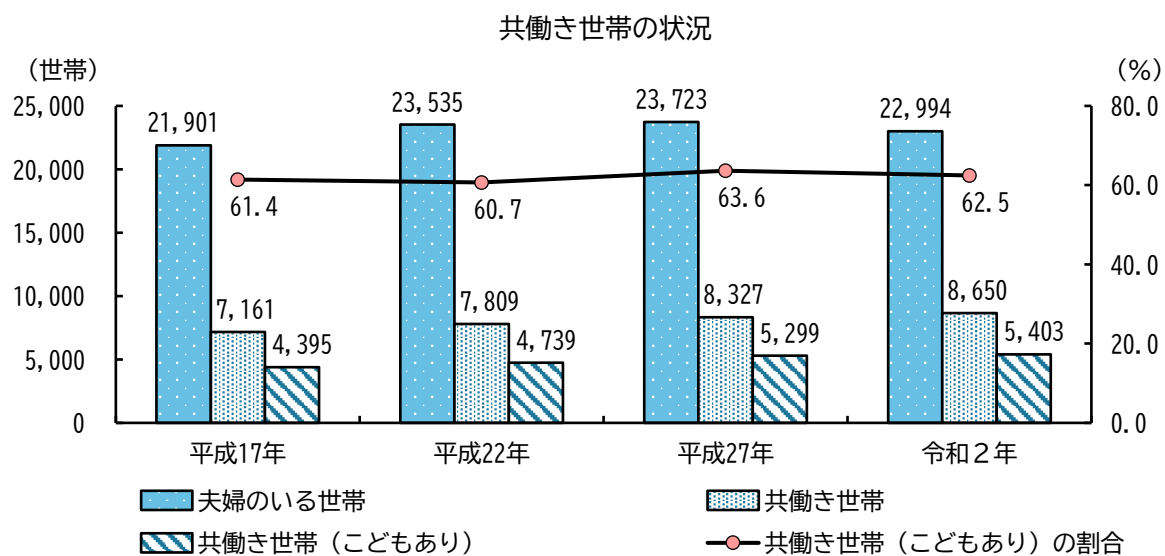
③ 女性の年齢別就業率（有配偶・未婚比較）

本市の令和2（2020）年の女性の有配偶・未婚別就業率をみると、ほぼ全ての年代で有配偶者に比べ未婚者の就業率が高く、25～64歳では大幅に高くなっています。



④ 共働き世帯の状況

本市の共働き世帯は年々増加しており、こどもがいる共働き世帯は令和2（2020）年で5,403世帯あり、平成17（2005）年から約1.2倍に増加しています。

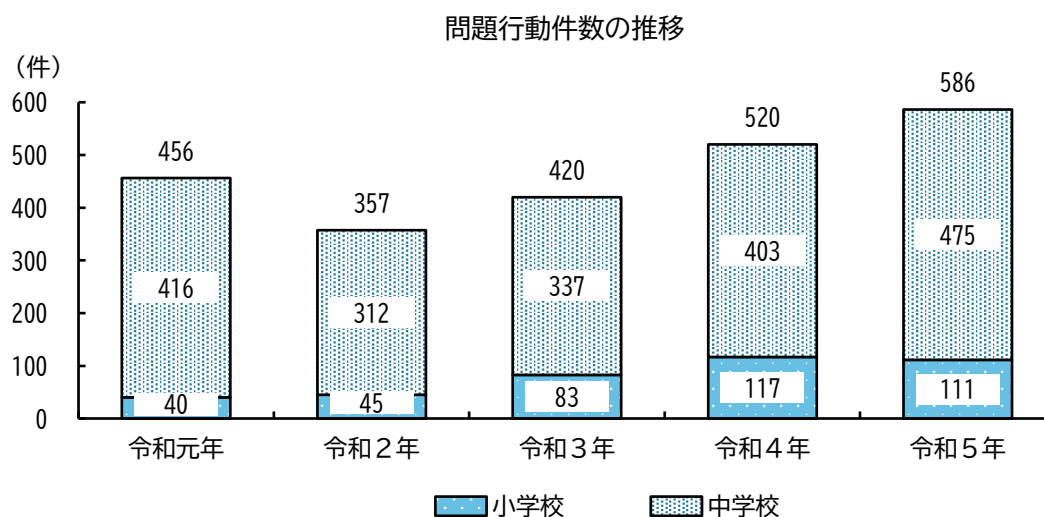


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

(5) こども・若者の状況

① 問題行動※件数の推移

本市の問題行動件数の推移をみると、令和2（2020）年以降増加傾向にあり、令和5（2023）年では586件となっています。



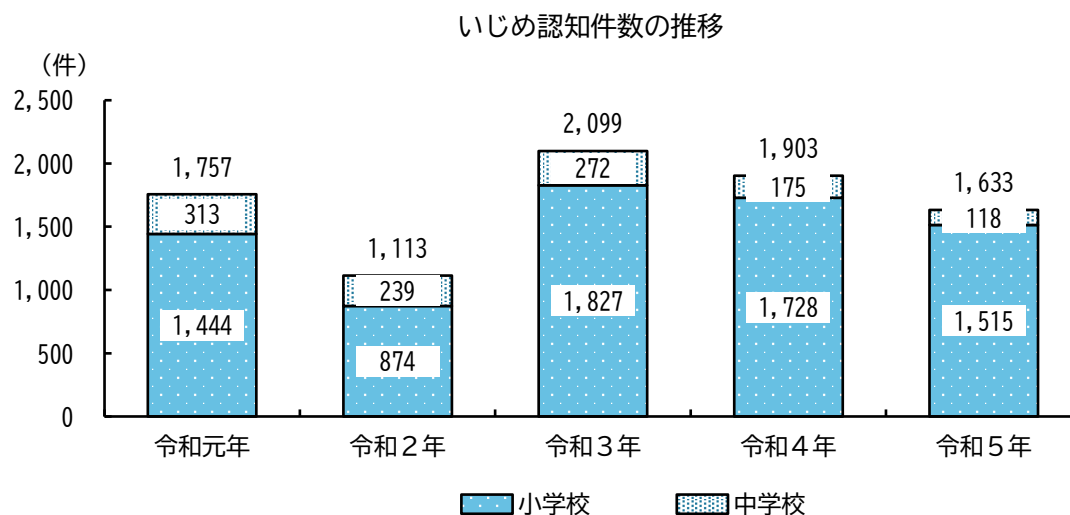
※1 問題行動とは、刑法犯行為（暴力行為・窃盗・万引き等）、ㇿ犯・不良行為（家出・飲酒・喫煙等）無免許運転の行為をいいます。

※2 本市（各校）では、いたずら等で、軽微なものも問題行動等件数月別集計表（県からの調査）には、分類上「その他」の項目に問題行動として取り上げています。

※3 問題行動件数の内、分類上「その他」の項目が小学校では6割～8割、中学校では9割程度を占めます。

② いじめ認知件数の推移

本市のいじめ認知件数の推移をみると、令和3（2021）年以降減少傾向にあります。中学校に比べ小学生で件数が多くなっており、令和5（2023）年では1,515件と中学校の約12.8倍となっています。

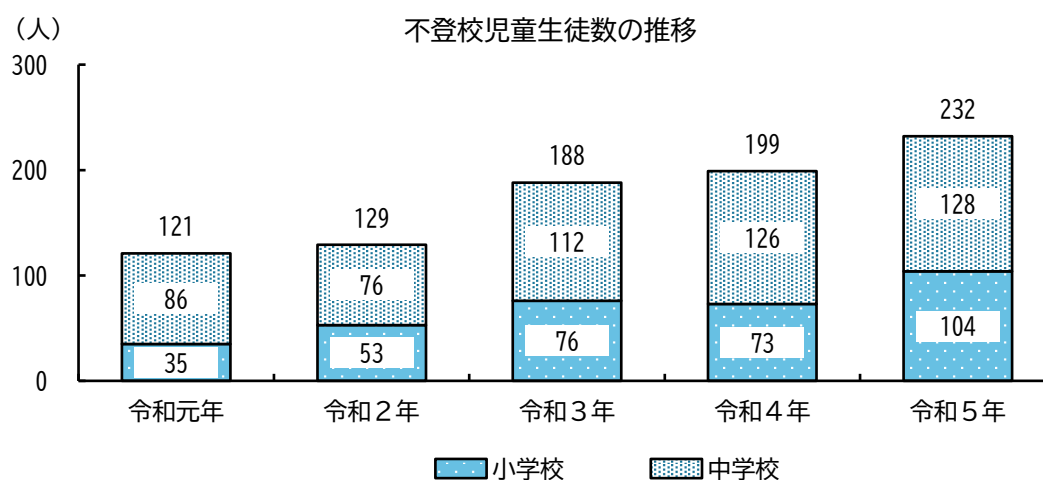


※ いじめの認知件数には認知する教員等の意識も大きく関わっており、それは教員等が小学校・中学校いずれの関係者であるかによって、あるいは年度によって異なると考えられます。いじめに関しては、件数の増減だけではなく、このような背景も考慮して結果を読み取ることが重要です。

資料：学校支援課

③ 不登校児童生徒数の推移

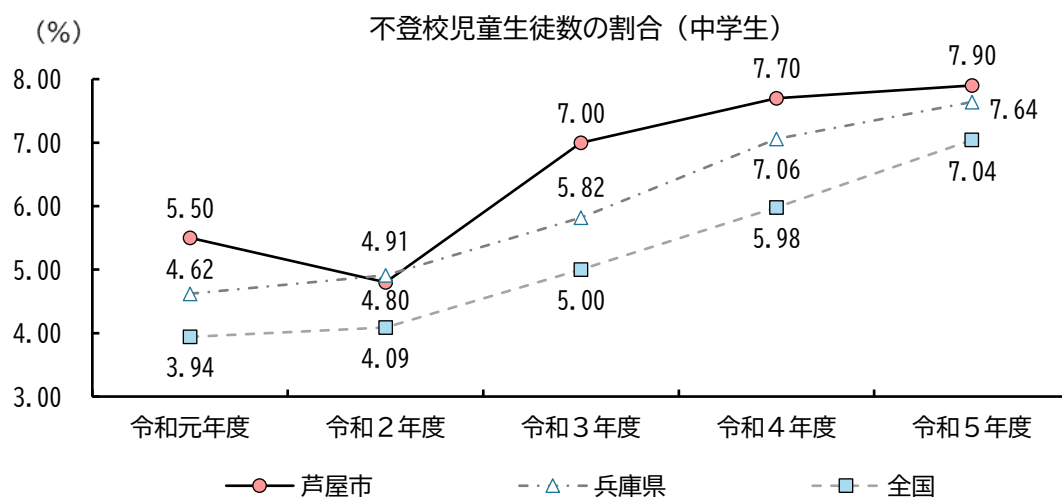
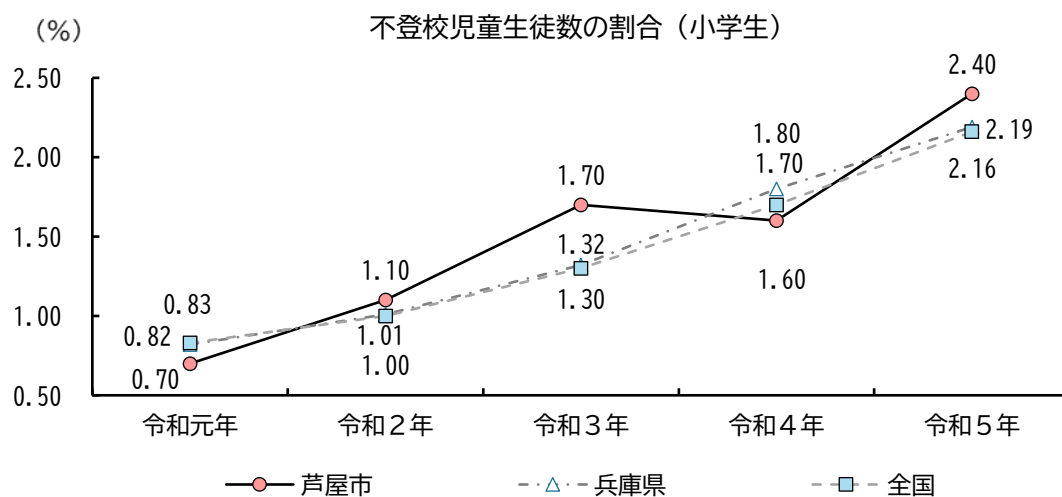
本市の不登校児童生徒数の推移をみると、令和元（2019）年以降増加傾向にあり、令和5（2023）年では232人となっています。



資料：学校基本調査*

④ 不登校児童生徒数の割合

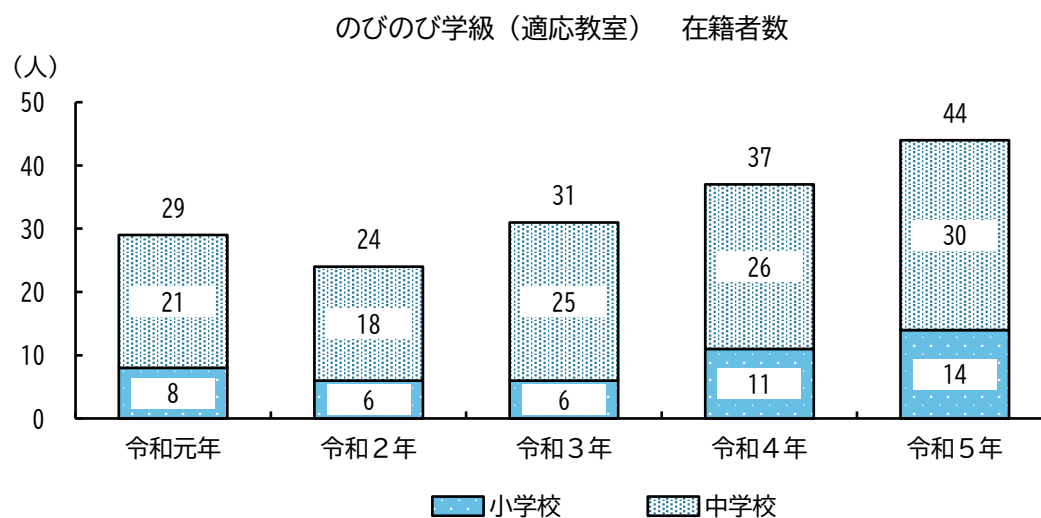
本市の不登校児童生徒数の割合を全国、県と比較すると、中学校では令和2（2020）年度を除き、全ての年代で全国・県より高い値となっています。また、小学校、中学校ともに不登校児童生徒数の割合は増加傾向にあり、令和5（2023）年では小学校で2.40%、中学校では7.90%となっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

⑤ のびのび学級※（適応教室） 在籍者数

本市ののびのび学級（適応教室）の在籍者数は、令和2（2020）年以降増加傾向にあり、令和5（2023）年では44人となっています。



※ のびのび学級とは、不登校または不登校傾向の子どもたちのために設置されたひとつのスペースです。そこでは、子どもたちが、自分で考え、学習し、相談を受ける等の様々な活動を行ないます。活動を通じて、学校への復帰や社会的自立に必要な力の育成を目的としています。

資料：学校支援課

⑥ 芦屋市のこどもの学力状況

本市の学力状況を全国平均と比較した結果をみると、小学校6年生の算数と中学校3年生の数学が極めて良好となっています。

全国平均「文部科学省実施の『全国学力・学習状況調査』の結果」と比較した結果の示し方は次の4段階とします。

※「―」と記載している個所は未実施の科目となります。

No.	段 階	対象家庭
1	極めて良好	115 以上
2	良好	105 以上 115 未満
3	おおむね良好	95 以上 105 未満
4	課題あり	95 未満

学年	教科	平成31年度 4月	令和3年度 5月	令和4年度 4月	令和5年度 4月	令和6年度 4月
小学校 6年生	国語	良好	良好	良好	良好	良好
	算数	良好	極めて良好	極めて良好	極めて良好	極めて良好
	理科	―	―	良好	―	―
中学校 3年生	国語	おおむね 良好	おおむね 良好	おおむね 良好	おおむね 良好	良好
	数学	良好	良好	極めて良好	極めて良好	極めて良好
	理科	―	―	良好	―	―
	英語	良好	―	―	極めて良好	―

⑦ 芦屋市のこどもの体力状況

本市の体力状況をみると、男子・女子ともに横ばいか減少傾向になっております。全国平均と比較すると、男子は小学校5年生の令和3（2021）年度と中学校2年生の令和元（2019）年度と令和4（2022）年度で、女子は中学校2年生の令和3（2021）年度で全国を上回る結果となっています。

なお、体力実態調査の種目は「握力」「上体起こし」「長座体前屈」「反復横とび」「20mシャトルラン」「50m走」「立ち幅とび」「ソフトボール投げ（小学校）」「ハンドボール投げ（中学校）」です。

芦屋市体力実態調査 男子

男子		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校 5年生	芦屋市	52.2	53.1	51.6	51.0
	全国	53.6	52.5	52.3	52.6
中学校 2年生	芦屋市	41.9	39.2	41.1	41.1
	全国	41.6	41.1	40.9	41.2

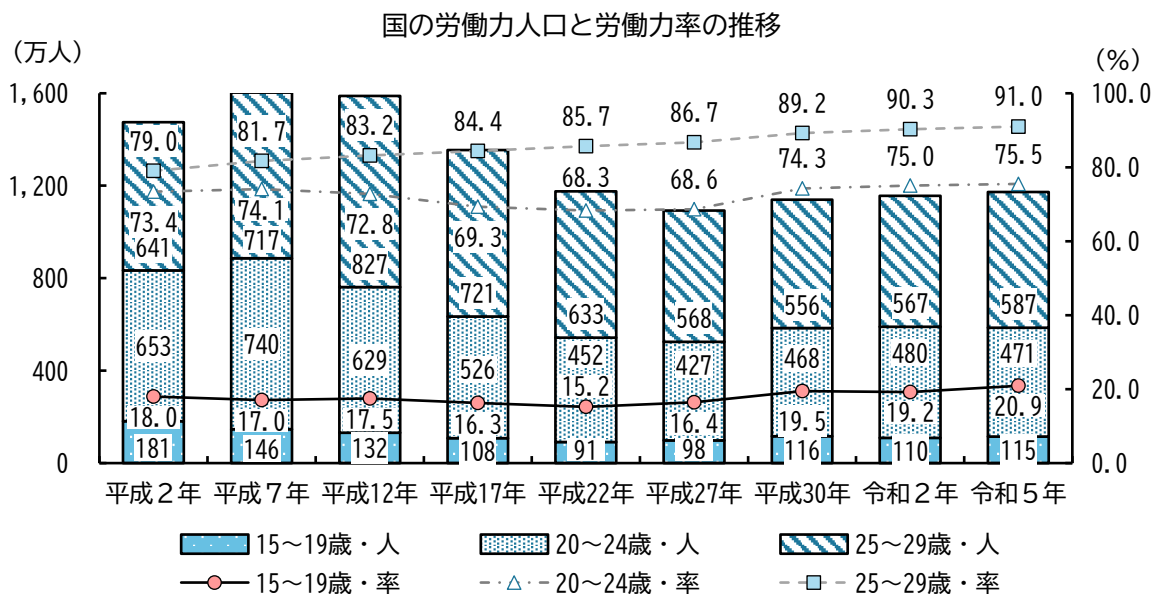
芦屋市体力実態調査 女子

女子		令和元年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学校 5年生	芦屋市	52.3	52.9	51.1	51.1
	全国	55.6	54.7	54.3	54.3
中学校 2年生	芦屋市	47.3	48.4	45.9	45.1
	全国	50.0	48.4	47.3	47.1

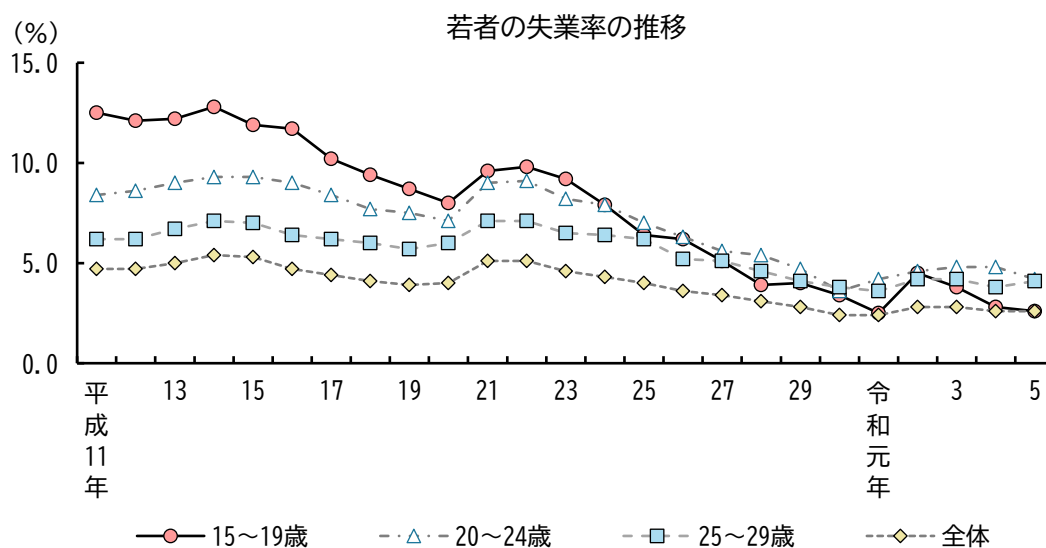
(6) 全国の就労等の状況

① 若者の就労を取り巻く状況

我が国の労働力人口*は平成7（1995）年から平成27（2015）年にかけて減少傾向にありましたが、それ以降は増加傾向にあります。労働力率*はどの年代も増加傾向にあります。



若者の失業率の推移をみると、全体平均に比べ高くなっていますが、失業率は減少傾向にあります。



(7) 全国のひきこもり、若年無業者数（ニート）の状況

① 全国におけるひきこもりの状況

令和4（2022）年に内閣府による「こども・若者の意識と生活に関する調査」では、全国の15～39歳までの子ども・若者の2.05%、約61.9万人がひきこもり状態にあると推計されました。

現在のひきこもりの状態になった年齢※について、「25歳～29歳」の割合は24.7%と最も高く、次いで「20歳～24歳」の割合が20.2%となっています。また、その継続期間については、「3か月未満」の割合が17.8%と最も高く、次いで「2～3年未満」と答えた方の割合は15.1%となっています。

ひきこもりになったきっかけは、「新型コロナウイルス感染症が流行したこと」の割合が29.6%と最も多く、次いで「退職したこと」（16.2%）、「人間関係がうまくいかなかったこと」（13.8%）、「病気」（11.5%）となっています。

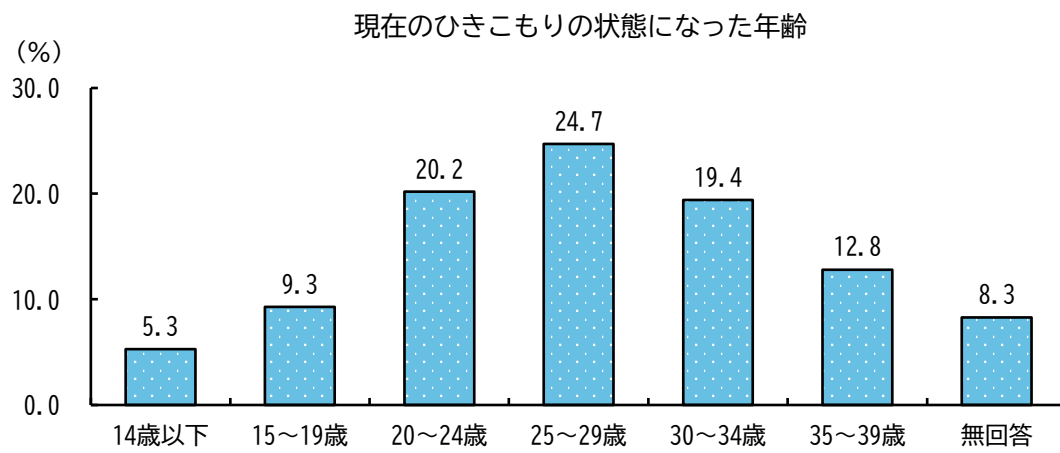
「特に理由はない」という回答者は14.8%です。

※ 今までに6か月以上連続して、以下のような状態になったことがあると回答した方

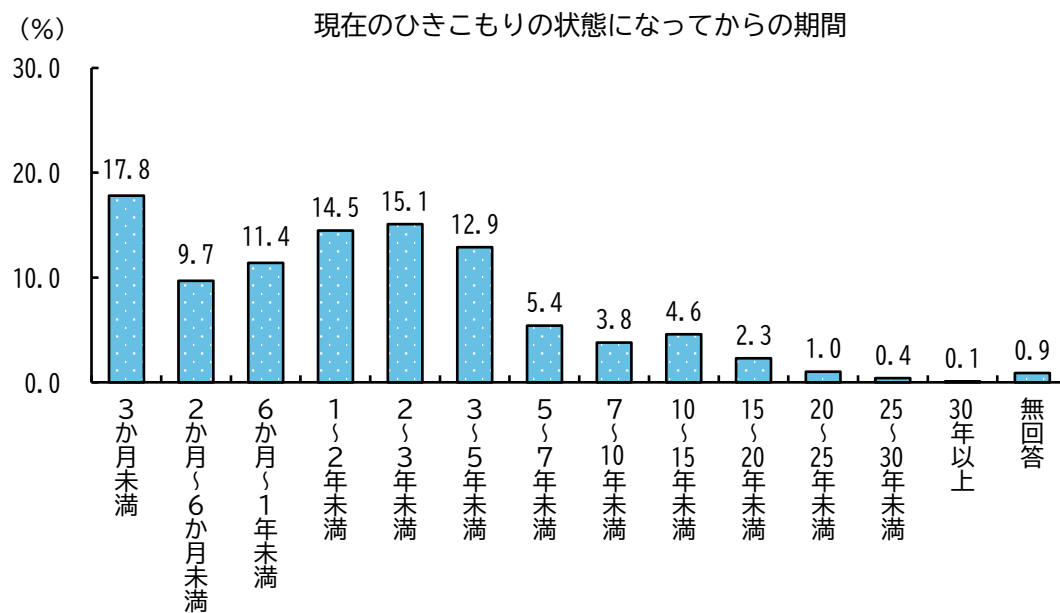
- ① ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の際は外出する
- ② ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
- ③ 自室からは出るが、家からは出ない
- ④ 自室からはほとんど出ない

ひきこもりの子ども・若者

区分		推計数	有効回答率に占める割合	ひきこもり群の定義の内容
広義のひきこもり	狭義のひきこもり	33.2万人	1.10%	・自室からはほとんど出ない ・自室からは出るが、家からは出ない ・ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける
	準ひきこもり	28.7万人	0.95%	・ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の際は外出する
	合計	61.9万人	2.05%	



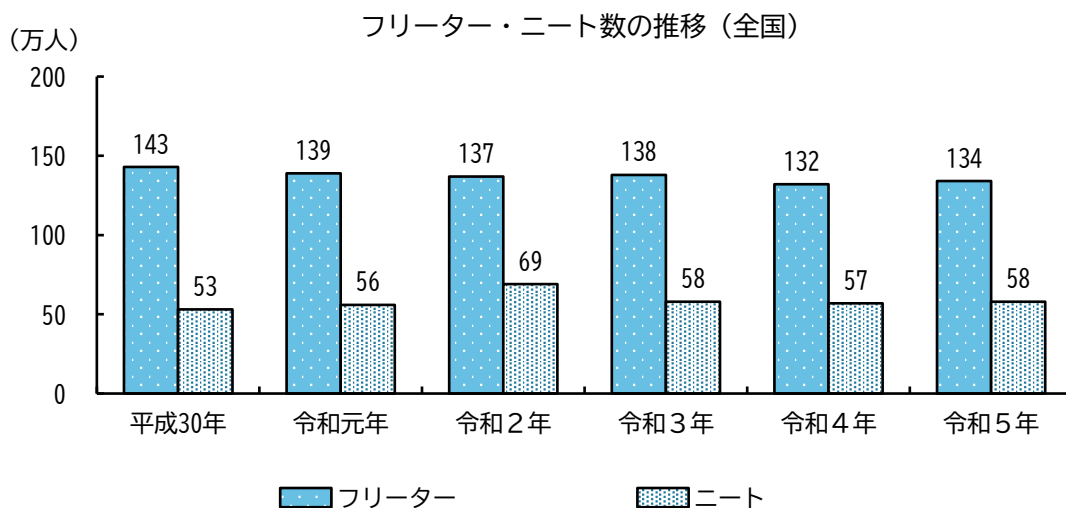
資料:内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」



資料:内閣府「こども・若者の意識と生活に関する調査」

② 全国における若年無業者（ニート）等の状況

フリーター※の数は、減少傾向にあります。一方で、若年無業者（ニート）の若者の数は、横ばいとなっています。

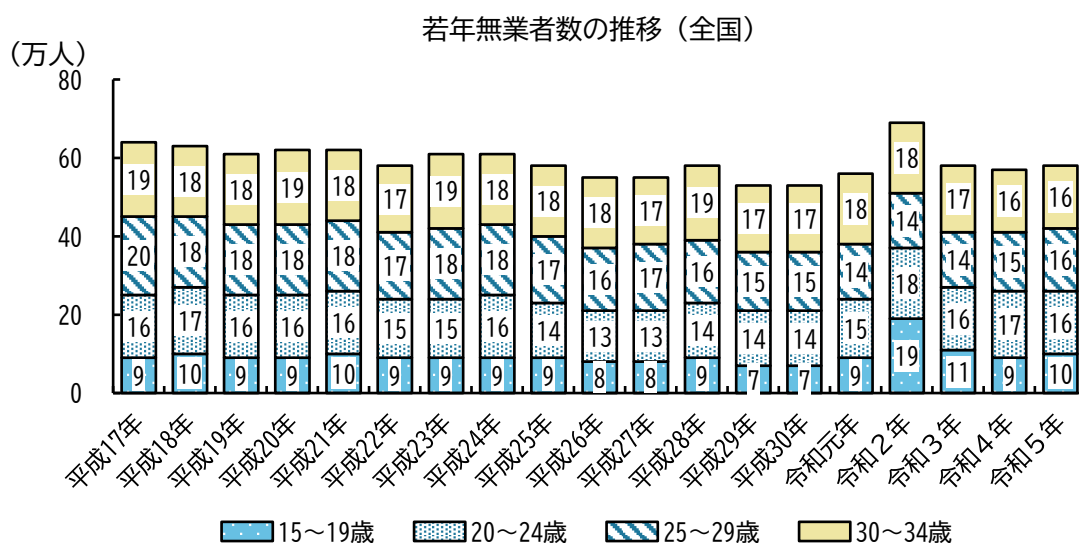


※ フリーター：15～34歳で、男性は卒業者、女性は卒業者で未婚の者とし、次の①～③の条件の者。

- ① 雇用者のうち勤め先における呼称が「パート」又は「アルバイト」である者
- ② 完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
- ③ 非労働力人口のうち希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」で、家事も通学等もしていない者

資料：総務省「労働力調査」

ニートの数は、令和2（2020）年に大きく増加しましたが、令和3（2021）年以降は横ばいで推移しており、令和5（2023）年で58万人となっています。令和5（2023）年のニート数を年齢階級別にみると、15～19歳が10万人、20～24歳が16万人、25～29歳が16万人、30～34歳が16万人となっています。



資料：総務省「労働力調査」

1 基本理念

「第5次芦屋市総合計画」では、「人がつながり 誰もが輝く 笑顔あふれる住宅都市」をまちの将来像としています。この将来像の実現に向け、子育て・教育の分野においては、「誰もが安心して生み育てられる環境が充実している」「未来への道を切り拓く力が育っている」「生涯を通じた学びの文化が醸成されている」を目標に掲げ、仕事と子育てが両立でき、こどもの安全が守られ、未来に向けた教育環境が整備されたまちを目指しています。

また、こども大綱において、こどもの視点に立って意見を聴き、こどもにとって一番の利益を考え、こどもと家庭の福祉や健康の向上を支援し、こどもの権利を守る「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。

本計画では、「第2期子育て未来応援プラン「あしや」と「第2期芦屋市子ども・若者計画」のそれぞれの理念や方向性などを引き継ぎ、こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識のもと、子育て支援を推進するとともに、「こどもまんなか社会」と「第5次芦屋市総合計画」の目指すまちづくりの考え方を踏まえ、こども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現を目指して「あすを担うすべてのこども・若者が、人とつながり自立して、しあわせに生活するためのやさしいまちづくり ～未来を きり拓く 芦屋っ子～」を基本理念とします。

【 基 本 理 念 】

あすを担うすべてのこども・若者が、人とつながり自立して、
しあわせに生活するための
やさしいまちづくり
～未来を きり拓く 芦屋っ子～

2 基本目標

I ライフステージを通した支援

基本目標1 すべてのこどもが健やかに育つよう支援する

こども・若者は、未来を担う存在であるとともに、今を生きている存在であり、心身の発達過程にあっても、乳幼児期から生まれながらに権利の主体です。

こども・若者が権利の主体であることを周知し、こども・若者の意見を聴き、対話しながら施策を進めていきます。

こども・若者の健やかな成長の原点である遊びや体験活動を通して、活躍ができる機会をつくり、地域で安心してこどもを育てることができるよう切れ目のない支援に取り組みます。

また、こどもが心身の健康を保ち、様々な生きづらさを感じることがないように、貧困対策、児童虐待防止対策、ヤングケアラー支援を推進し、障がいのある児童等、配慮が必要なこどもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、こどもの特性に合わせた継続的な支援をします。

さらに、防犯・交通安全・防災対策に取り組み、こども・若者・子育て家庭にとって、安全・安心な環境の整備に努めます。

【 施策の方向 】

- (1) こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有
- (2) 多様な遊びや体験ができ、活躍できる機会づくり
- (3) 切れ目のない健康づくりの推進
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障がいのあるこどもや医療的ケアが必要なこどもへの支援
- (6) 児童虐待防止やヤングケアラーへの支援
- (7) こども・若者の自殺防止や犯罪から守る取組

II ライフステージ別の支援

基本目標2 安心して出産・育児ができるよう支援する

誕生前から幼児期まで

安心して出産や子育てができるよう、児童福祉と母子保健の一体的な相談支援等を行うなど妊産婦への支援及びこどもの発育・発達への支援に取り組みます。また、こどもが安心・安全に過ごせる場や遊びの機会創出を推進します。

【 施策の方向 】

- (1) 妊娠前から幼児期まで切れ目ない健康づくりの推進
- (2) 安心して成長できる場や遊びの充実

基本目標3 こども・若者が地域で生活できるよう支援する

学童期・思春期

こどもが安心して楽しく通える魅力ある学校づくりや地域の居場所づくりを進めます。また、こどもや若者が基本的な生活習慣や規範意識を育み、基礎学力や体力を身に付け、命や思いやりの心を大切にするために、家庭、学校、地域、関係機関が連携して支援します。

いじめ防止や不登校対策を強化するとともに、障がいのあるこどもへの個別支援を充実します。

さらに、インターネット使用に関する指導も低年齢から徹底するとともに、こどもの成長と自立を地域ぐるみで支援する仕組みを構築します。

【 施策の方向 】

- (1) 安心して通える学校づくりや居場所づくり
- (2) こどもの心身の健康・こころのケアの充実
- (3) 社会的自立に向けた「生きる力」の育成
- (4) こどもにとって個別的な課題への支援
- (5) インターネット社会に生きるこどもへの支援
- (6) 学校園・家庭・地域が連携したこども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり

基本目標4 若者が自立できるよう支援する

青年期・ポスト青年期

経済的格差の広がりや、こどもの成育環境に大きな影響を及ぼすため、こども・若者が安心して生活できるよう支援します。

また、若者の社会的自立を支援するため、キャリア教育*の充実や職業相談を行うとともに、ひきこもりなど社会生活に困難を抱える若者への支援を強化しつつ、誰もが利用できる居場所づくりを進め、多世代交流やボランティアの機会を創出します。

【 施策の方向 】

- (1) 家庭環境を下支えする方策の展開
- (2) 困難を有する若者の自立に向けた包括的な支援
- (3) 社会参加と居場所の充実
- (4) 若者にとって個別的な課題への支援

Ⅲ 子育て当事者への支援

基本目標5 家庭における子育てを支援する

保護者が安心して子育てができるように、各種手当の支給や、こどもの医療費助成、保育・幼児教育や学習に係る経済的な支援等、子育てをするための費用の助成、そして、ひとり親家庭への支援を継続して行います。

また、仕事と子育ての両立を支援するため、男女共同参画の考え方をさらに浸透させ、固定的性別役割分担意識にとらわれない多様な働き方の促進に向け、意識醸成を図ります。

【 施策の方向 】

- (1) 子育てや教育の経済的負担の軽減
- (2) 地域のニーズに合った子育て支援
- (3) 仕事と子育ての両立の推進
- (4) ひとり親家庭の支援

3 施策の体系

〔 基本理念 〕

あすを担うすべての子ども・若者が、人とながり自立して、
しあわせに生活するための
やさしいまちづくり

未来を きり拓く 芦屋っ子

〔 基本目標 〕

I ライフステージを通じた支援

基本目標 1

すべての子どもが
健やかに育つよう
支援する

II ライフステージ別の支援

基本目標 2

安心して出産・育児が
できるよう支援する
【誕生前から幼児期まで】

基本目標 3

子ども・若者が地域で生
活できるよう支援する
【学童期・思春期】

基本目標 4

若者が自立できるよう
支援する
【青年期・ポスト青年期】

III 子育て当事者への支援

基本目標 5

家庭における子育て
を支援する

〔 施策の方向 〕

- (1) 子ども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有
- (2) 多様な遊びや体験ができ、活躍できる機会づくり
- (3) 切れ目のない健康づくりの推進
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障がいのある子どもや医療的ケアが必要な子どもへの支援
- (6) 児童虐待防止やヤングケアラーへの支援
- (7) 子ども・若者の自殺防止や犯罪から守る取組

- (1) 妊娠前から幼児期まで切れ目ない健康づくりの推進

- (2) 安心して成長できる場や遊びの充実

- (1) 安心して通える学校づくりや居場所づくり

- (2) こどもの心身の健康・こころのケアの充実

- (3) 社会的自立に向けた「生きる力」の育成

- (4) 子どもにとって個別的な課題への支援

- (5) インターネット社会に生きる子どもへの支援

- (6) 学校園・家庭・地域が連携した子ども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり

- (1) 家庭環境を下支えする方策の展開

- (2) 困難を有する若者の自立に向けた包括的な支援

- (3) 社会参加と居場所の充実

- (4) 若者にとって個別的な課題への支援

- (1) 子育てや教育の経済的負担の軽減

- (2) 地域のニーズに合った子育て支援

- (3) 仕事と子育ての両立の推進

- (4) ひとり親家庭の支援

I ライフステージを通じた支援

基本目標1 すべてのこどもが健やかに育つよう支援する

(1) こども・若者が権利の主体であることを社会全体で共有

現状と課題

令和5（2023）年4月に施行された「こども基本法」には、基本理念にすべてのこどもが、年齢や成長の程度に合わせて、自分に直接関係することに意見を表明し、様々な活動に参加できることが規定されており、同法第11条においても、こども施策に対するこども等の意見の反映をさせていくことが規定されています。

子育て支援に関するアンケート調査では、「こどもの権利」について「名前も内容も知っている」割合が就学前保護者、小学生保護者、中学生保護者で3割台となっています。また、「こどもの権利」の中で特に大切だと思うことについては、すべての保護者で、「暴力や言葉で傷つけられないこと」が最も高くなっています。一方、小学生本人への調査では、差別や暴力、いじめを受けたことがある割合が20.3%となっています。

今後、こども・若者の権利の理解の醸成に向けて、啓発をしていくことが必要です。さらに、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることが必要です。

こども・若者ワークショップ

～こども・若者の声～

- こども・若者の声をキャッチできる場所が必要。
- こども・若者が意見を出しやすい環境が必要。
- こども・若者が積極的に声を上げることが重要。

施策の方向性

- 「こども基本法」や「子どもの権利条約」の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行います。
- こどもや若者が意見表明しやすい環境づくりを行います。

主な事業

- 子どもの権利条約の周知（こども政策課）
- こどもや若者の意見表明の機会の創出（全課）



芦屋市こども・若者ワークショップ

「第3期こども・若者輝く未来プラン「あしや」」の策定に際して、こども・若者からの意見を取り入れ、計画に反映させるため、芦屋市在住・在学の中学生から大学生14名が参加し、ファシリテーター1名とともに、こども・若者ワークショップを実施しました。

テーマ：自分自身が幸せな生活を送るために芦屋市にどうなってほしいか
自分たちがやってみたいこと

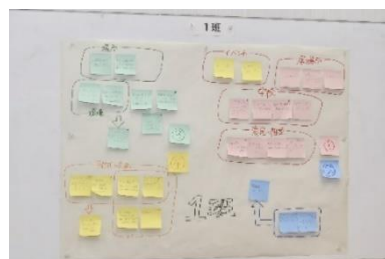
日時：令和6（2024）年8月9日（金）13時30分から16時まで

会場：芦屋市男女共同参画センター2階 大会議室

ワークショップは、3グループに分かれて、こどもや若者が自分たちの意見を出し合い、議論を通じて自分自身が幸せな生活を送るために芦屋市にどうなってほしいか、自分たちがやってみたいことを考える場として開催しました。

学校の校則見直し、コミュニティの充実、環境対策、健康管理、公共スペースの提供、ゴミ問題、地域交流、教育機会の拡充などについて意見が挙げられていました。

自由に本音で意見を発信すること、同年代や大人たちとの交流を深めること、地域全体の活性化を目指していくことなど計画とも関わる重要な論点についても意見交換が行われていました。



～こども・若者の声～

市の
PR

- ・ SNSで市の良い所、店、イベントをPRする情報を市から発信する
- ・ 芦屋市の良さをPRするために、観光者のためのパンフレットを私たちもつくってみたい

居場所

- ・ 私たちが関われる場所を発信する
- ・ 居場所、取り組み、集まりなどを私たちで発信してみたい
- ・ 学校に行きたくない人が行ける場所をつくる
- ・ 施設は知っているけど、何をしているのかわからないので、市からのPRや発信をする
- ・ 児童館を居場所として利用する
- ・ 芦屋らしさを大切にしつつ、若い世代が集まるようなお店を増やせないか

環境

- ・ たばこのポイ捨てごみをなくす（取り組みの実施）
- ・ 海の周りのゴミを少なくしてほしい

教育

- ・ 私たちが市の人間や教育関係者に理解を得られるように説得する
- ・ いじめのない社会をつくる
- ・ ネットいじめはしない
- ・ 若い人たちが活動しやすい市 グローバル国際的な市になってほしい
- ・ 私たちも英語のコミュニティを作ったり、学外で英語を学ぶ機会を増やす
- ・ 他の人の写真をインターネットやSNSに使わない

イベ
ント

- ・ いろんな人との関わりを積極的に動いていかなくても自然と持つことができるようにまさにあしふくのような活動を私たちもできると思う
- ・ 音楽フェス、展覧会、演劇など、若い世代がアウトプット（発表）する機会を私たちがしてみたい

(2) 多様な遊びや体験活動ができ、活躍できる機会づくり

現状と課題

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。

本市では、質の高い教育・保育の充実を目指して就学前カリキュラムを策定しており、身近な自然を遊びに生かし、見る・触れる・試す・考える等の経験を、様々な表現活動等に展開し、豊かな感性を育んでいます。

また、市内の公共施設や学校園等において、様々な遊びや体験活動ができる機会を創出しています。

子育て支援に関するアンケート調査では、小学校低学年（1～3年生）になったときの放課後の過ごし方については、就学前調査（5歳児対象）では、「習い事」が61.8%と最も高くなっています。小学生調査では、「自宅」が68.0%と最も高く、次いで「習い事」が61.7%となっています。

また、小学校高学年（4～6年生）になったときの放課後の過ごし方については、就学前調査（5歳児対象）では、「習い事」が77.0%と最も高く、次いで「自宅」が74.2%、「放課後子ども教室*（キッズスクエア等）」が25.8%となっています。小学生調査では、「自宅」が76.1%と最も高く、次いで「習い事」が73.6%となっています。

こどもの放課後の過ごし方の希望では、自宅が多いものの、就労している母親が増加しています。また、自宅で過ごすこどもも増えており、放課後児童クラブ以外の地域のこどもの多様なニーズに対応していく必要があります。

こども・若者ワークショップ

～こども・若者の声～

- こどもみんなで遊べる場所をつくる。
- こども・若者が語り合うイベントの開催をする。
- こども・若者があしふく祭りや若者ワークショップの定期開催をする。
- 継続的な「集いの場」を提供する。
- 「あしふく」や社会福祉協議会が行っている取組に関わる。
- こども・若者が芦屋のまちを歩き魅力を発掘するイベントを開催する。
- 学生と地域の交流の場をつくる。
- 芦屋市在住の海外の方と交流を発展させる。
- 国際文化住宅都市ならではの美術館など施設を活用する。

施策の方向性

- 市内の公共施設において、こどもが多様な遊びや体験活動ができる機会をつくれます。
- こども・若者が、多世代との交流、文化芸術やスポーツなどの体験学習、社会参加等を通じて人間形成の基礎となる道徳性など豊かな心を育むことができるように支援します。

主な事業

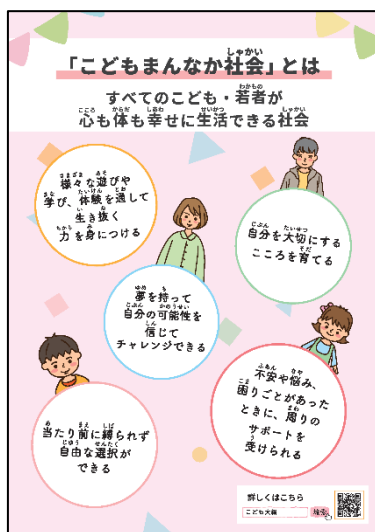
- こども家庭支援事業（こども家庭・保健センター）
- 児童センター事業（上宮川文化センター）
- 都市公園維持管理事業（道路・公園課）
- 都市公園施設整備事業（基盤整備課）
- J R 芦屋駅南地区都市環境整備事業（再開発ビル内公益施設）（都市整備課）
- 環境教育推進・自然学校推進事業（学校支援課）
- トライやる・ウィーク推進事業（学校支援課）
- 特色ある学校園づくり支援事業（学校教育課）
- 読書活動推進事業（学校教育課）
- 文化活動振興事業（学校支援課）
- 就学前教育推進事業（保健安全・特別支援教育課）
- 青少年保護対策事業（放課後児童クラブ）（青少年育成課）
- あしやキッズスクエア事業（青少年育成課）
- 学校園・家庭・地域の教育推進支援事業（社会教育推進課）
- 生涯スポーツ推進事業（スポーツ21事業）（スポーツ推進課）
- 図書館運営事業（おはなしの会など）（図書館）
- 福祉センター管理運営事業（地域福祉課）
- 美術博物館管理運営事業（国際文化推進課）
- 谷崎潤一郎記念館管理運営事業（国際文化推進課）
- 体育館・青少年センター等の管理運営事業（スポーツ推進課）
- 芦屋公園庭球場管理運営事業（スポーツ推進課）
- 朝日ヶ丘公園水泳プール管理運営事業（スポーツ推進課）
- 海浜公園水泳プール管理運営事業（スポーツ推進課）
- 南芦屋浜地区教育施設用地活用事業（スポーツ推進課）



こども大綱

令和5（2023）年4月に発足した「こども家庭庁」のもと、こども政策を総合的に推進するため、国全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が策定されました。

「こども基本法」に基づく「こども大綱」により、すべてのこども・若者が健やかに成長でき、まわりの人とよい関係で、将来にわたって幸せに生活できる、「こどもまんなか社会」を目指していきます。



出典：（こども家庭庁）



子どもの権利条約冊子



芦屋市では、全てのこどもは、守られ大切にされなければならない存在であるとともに、こどもの人としての尊厳、人としての権利の主体であることを定めた「子どもの権利条約」の解説パンフレットを平成24（2012）年度から発行しています。保護者の方だけでなく、こども自身にも理解し考えてもらうために、「保護者版（乳幼児）」「小学生・保護者版」「中学・高校生・保護者版」を作成しています。

『子どもの権利条約』って何だろう？

世界中のこどもが健やかに成長できるよう、こどもの基本的人権を保障するために1989年に国際連合で採択された条約です。日本は1994年にこの条約を批准しました。

18歳未満のこどもを権利を持つ主体と位置づけ、ひとりの人間としての権利を認めるとともに成長の過程で特別な保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めています。

～4つの原則～

- ☆差別の禁止
- ☆こどもの最善の利益
- ☆生命、生存及び発達に対する権利
- ☆こどもの意見の尊重

2024年は、国際連盟による「子どもの権利宣言（ジュネーブ宣言）」採択から100年、子どもの権利条約採択から35年、日本の条約批准から30年という記念の年です。

『第32回子どもの権利条約フォーラム2024in東京』へ参加しました！！

『子どもの権利条約フォーラム』は、1989年の国連総会で採択された、こどもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約の普及と、こどもの権利について関心を寄せる人々の意見交換、出会い、交流の場です（NPO法人等による実行委員会）。

1日目は、こども家庭庁長官の挨拶に始まり、こどもの権利に関するパネルディスカッションやこども参加企画などの全体会、2日目はこどもの権利に関連した多くの分科会が開催されました。

☆ 全体会に参加

中高生が登壇し、こどもの人権について考えていること・活動していることを議論しました。

「こどもの権利は学んで覚えるものではなく、自然と身につけているもの」

パネルディスカッションでは、意見表明の取り組みについて、議論しました。

「行政と民間団体の間にこどもを入れてほしい」

「こどもの声にならない声を聴いていく」

☆ 分科会に参加

プレイパーク（屋外こどもの遊び場）のこどもの意見を取り上げ、こどもの気持ちを深掘りしました。

「相手に興味を持つことが大事」

「こどもの意見は、こどものレンズからの見え方、考え方」

☆ 今の、そして、これからも芦屋市に必要なこと

こどもが感じていることを普段の会話の中で言えるような環境や、大人がアンテナを高くし、こどもの意見に耳を傾け、気持ちにしっかり寄り添っていくこと。

（by 芦屋市こども家庭担当）

(3) 切れ目のない健康づくりの推進

現状と課題

本市ではこれまで、母子健康手帳の交付・乳幼児健康診査の実施を行い、また親子同士が交流でき、子育てについて悩みを話し合える場を提供して多くの親子の参加を促進するとともに、こどもの発達段階に応じた正しい情報提供と相談体制の整備を図ってきました。

特に妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化を図るとともに、産後ケア事業の提供体制の確保や養育者のメンタルヘルスに係る取組を進めるなど、産前産後の支援の充実と体制強化を行うことが必要です。

子育て支援に関するアンケート調査では、子育てに関して日常悩んでいることについて、就学前児童の保護者では、「病気や発育発達に関すること」が37.6%、「食事や栄養に関すること」が32.8%、となっています。また、就学前児童の保護者と小学生児童の保護者で約1割から1割半が、子育てをする上で気軽に相談できる人や場所が「ない」と回答しており、悩みを抱える保護者等を早期に発見し、相談支援につなげていくことが必要です。

こども・若者ワークショップ

～こども・若者の声～

- 精神的・身体的に健康でいられるようにする。

施策の方向性

- 健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、適切な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が安心して育児ができるよう努めます。

主な事業

- 母子保健事業（こども家庭・保健センター）
- 児童福祉対策事業（こども家庭・保健センター）
- 妊産婦等生活支援事業（こども家庭・保健センター）

(4) こどもの貧困対策

現状と課題

子育て支援に関するアンケート調査では、経済的な理由で、公共料金が未払いになったことや、家族が必要とする食料が買えないことがあった家庭があるという結果が出ています。そのため、世帯収入の低い世帯やひとり親世帯等に対しては、経済的支援等の充実とともに、生活の安定のための支援、教育の支援、保護者の就労支援が求められています。

就学前児童と小学生児童、中学生生徒の保護者に対する調査では、日常悩んでいることについて、「こどもの教育にかかる経済的な不安が大きくなっていること」が4割半から約5割と高くなっています。また、就学前児童と小学生児童、中学生生徒の保護者で、将来的に必要としていること、重要だと思う支援等について、「こどもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が6割から7割と高くなっています。今後も、安心して子育てができ、教育が受けられるよう、経済的支援等の充実が求められています。

施策の方向性

- 経済的な理由でこどもを産み育てることが困難な状況にならないよう、引き続き各種手当等の経済的支援を推進します。
- 経済的格差の広がりや、教育や進学機会を狭めるだけでなく、こどもが育つ環境にも大きな影響を及ぼします。こども・若者が安心して自分らしく生きていけるよう、支援します。

主な事業

- 児童手当事業（こども政策課）
- 児童扶養手当事業（こども政策課）
- 生活困窮者自立支援事業（地域福祉課）
- 生活保護法施行事務（生活援護課）
- 私立特定教育・保育施設等運営事業（幼児教育・保育の無償化）（ほいく課）
- 私立幼稚園子育て支援事業（幼児教育・保育の無償化）（管理課）
- 市立幼稚園子育て支援事業（幼稚園実費徴収補足給付事業）（管理課）
- 大学等入学支援基金事業（管理課）
- 芦屋市奨学金（管理課）
- 就学援助費（管理課）
- 在日外国人学校就学補助金（管理課）

(5) 障がいのあるこどもや医療的ケアが必要なこどもへの支援

現状と課題

本市では、障がいのあるこどもや医療的ケアが必要なこどもに対して、相談窓口を設置し、心身の状況とその成長に応じた適切な支援が受けられるよう支援体制の整備を行いました。

特別支援教育*では、個別の指導計画に基づいた教育を進め、関係機関との連携の強化を図るとともに、特別支援教育支援員を市立小・中学校すべてに配置し、個別の支援の充実を図りました。

就学前児童の子育て支援に関するアンケート調査では、子育て支援施策に期待すること・重要なことについて「障がいのあるこどもが地域で安心して生活できるよう障がい児施策の充実」や「こどもの発達支援のための健診や訪問、ヘルパー派遣などの充実」の希望があります。

今後も、乳幼児健診等を活用し、心身の発達に支援が必要な乳幼児の早期発見に努め、早期対応・早期療育*につながるよう、より一層支援体制を充実していく必要があります。

また、相談支援事業所との連携などにより、地域における障がいのあるこどもを支援し、就学前、義務教育課程におけるインクルージョンを推進することが必要です。さらに、医療的ケア児*、障がいのあるこどもなど専門的支援が必要なこどもとその家族の地域生活を支える連携体制を強化するとともに、障がいの特性や程度に応じて、一人ひとりの個性を伸ばし、持てる力を最大限に発揮できるよう、引き続き就学相談と特別支援教育を実施していく必要があります。

こども・若者ワークショップ

～こども・若者の声～

- みんなでサポートする社会をつくる。

施策の方向性

- 障がいのあるこども・若者や医療の専門的な支援が必要なこども・若者が安心して地域生活を送ることができるよう、適切な支援を早い段階から受けられるようにするとともに、自立や社会参加に向けた主体的な取組が可能となるよう、必要な支援を行います。また、障がいのあるこども・若者の保護者に対しては、こども・若者一人ひとりの障がいの状況に応じた、きめ細かな支援を行っていきます。

主な事業

- 地域生活支援事業（障がい福祉課）
- 障がい児通所支援（こども政策課）
- 市立保育所・認定こども園の運営業務（インクルーシブ教育・保育、医療的ケア児教育・保育）（ほいく課）
- 私立特定教育・保育施設等運営事業（インクルーシブ教育・保育、医療的ケア児教育・保育）（ほいく課）
- 特別支援教育推進事業（保健安全・特別支援教育課）

（６）児童虐待防止やヤングケアラーへの支援

現状と課題

児童虐待*は、無関心から起こることも多くなっており、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながるものです。

本市では、令和5（2023）年4月に「こども家庭・保健センター」を設置し、従来の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」が有してきた機能を引き続き活かしながら、一体的な組織として子育て家庭に対する相談支援を実施しています。

また、「要保護児童*対策地域協議会」等で把握した、要支援・要保護家庭に対して、申請・利用料が不要でヘルパー等を派遣するなど、訪問支援等を行うことで家庭の養育環境を整え虐待のリスクの高まりを未然に防止しています。

近年、社会問題化しているヤングケアラーについては、子ども・若者育成支援推進法が改正（令和6（2024）年6月12日施行）され、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として定義され、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

本市では、教育、福祉、こどもに関する相談窓口と連携し、ヤングケアラー支援につなげる体制を整えています。

就学前児童の子育て支援に関するアンケート調査では、子育てに関して日常悩んでいることについて、「こどものしつけに関すること」が54.2%となっています。また、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」が45.6%、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」が42.1%という結果も出ています。

子育ての不安感・孤立感に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制を図り、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、地域住民の中でこどもを守る意識を醸成し、さらに、こどもに関わる関係機関等の連携体制の強化も必要です。

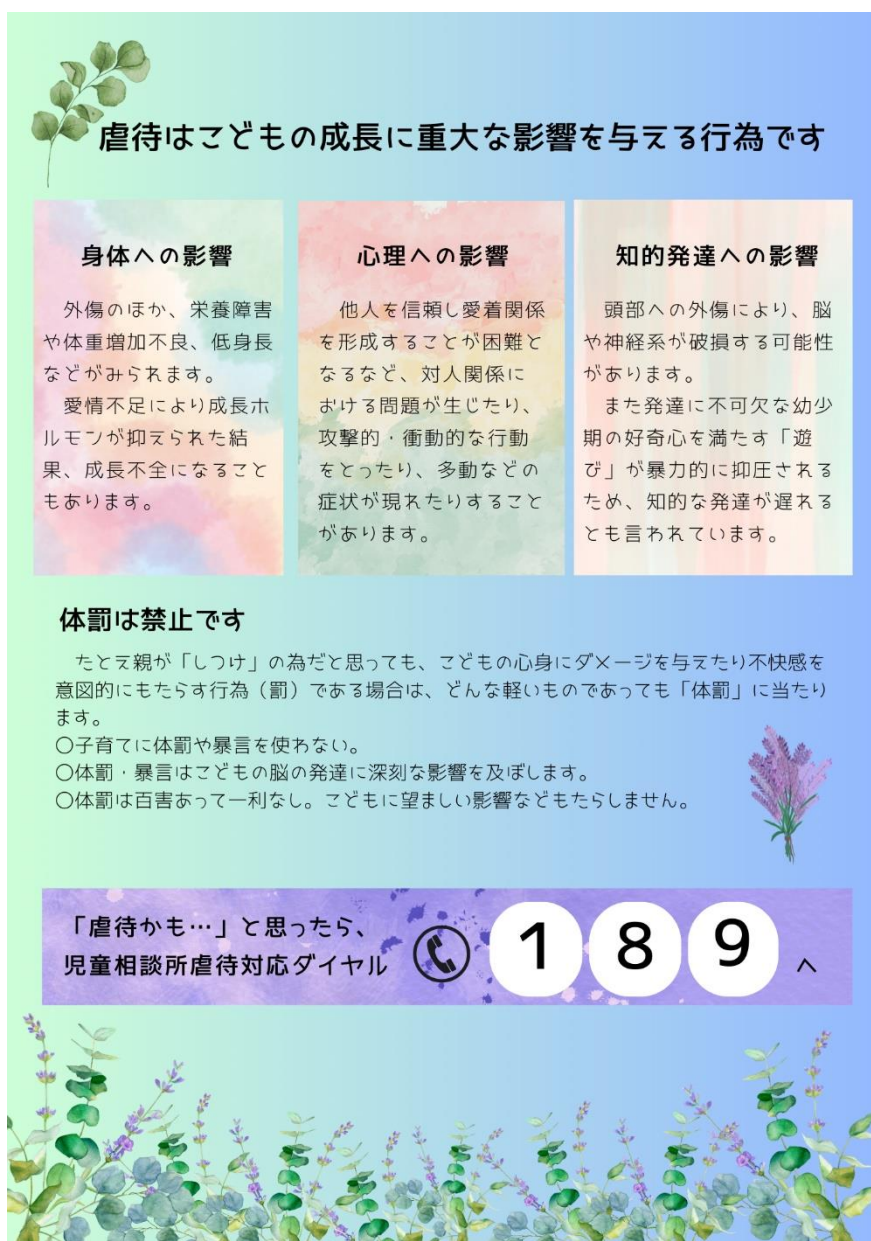
また、ヤングケアラーの「言葉も内容も知っている」割合をみると、就学前児童の保護者で81.7%、小学生の保護者で86.2%、中学生の保護者で91.4%となっており、ヤングケアラーの認知度は高い状況となっています。ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であるため、本人や家族に自覚がないことが多いことから、ヤングケアラーを早期に発見するため、学校や医療機関、福祉事業者などによる、適切な支援を提供するための情報連携が必要です。

施策の方向性

- すべてのこども・家庭の相談に対するこども支援の専門性をもった機関として、こどもの最善の利益を尊重し、相談・支援体制の更なる強化を図るため「こども家庭総合支援担当」での支援を引き続き実施します。「要保護児童対策地域協議会」の活性化を図るため、支援者の資質向上と関係機関の適切な対応による地域の連携体制の充実を図り、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に取り組みます。

主な事業

- 児童福祉対策事業（こども家庭・保健センター）
- 生活困窮者自立支援事業（若者ケアラー支援ヘルパー等派遣事業）（地域福祉課）
- 人権擁護事業（人権・男女共生課）
- カウンセリングセンター管理運営事業（学校支援課）
- 子ども若者育成支援対策（青少年愛護センター）



虐待はこどもの成長に重大な影響を与える行為です

身体への影響	心理への影響	知的発達への影響
外傷のほか、栄養障害や体重増加不良、低身長などがみられます。 愛情不足により成長ホルモンが抑えられた結果、成長不全になることもあります。	他人を信頼し愛着関係を形成することが困難となるなど、対人関係における問題が生じたり、攻撃的・衝動的な行動をとったり、多動などの症状が現れたりすることがあります。	頭部への外傷により、脳や神経系が破損する可能性があります。 また発達に不可欠な幼少期の好奇心を満たす「遊び」が暴力的に抑圧されるため、知的な発達が遅れるとも言われています。

体罰は禁止です

たとえ親が「しつけ」の為だと思っても、こどもの心身にダメージを与えたり不快感を意図的にもたらす行為（罰）である場合は、どんな軽いものであっても「体罰」に当たります。

- 子育てに体罰や暴言を使わない。
- 体罰・暴言はこどもの脳の発達に深刻な影響を及ぼします。
- 体罰は百害あって一利なし。こどもに望ましい影響などもたらしません。

「虐待かも…」と思ったら、
児童相談所虐待対応ダイヤル  **1 8 9** ^

(7) こども・若者の自殺防止や犯罪から守る取組

現状と課題

自殺者の総数が平成22（2010）年以降減少傾向にあるのに対し、近年、こどもの自殺者数は増加しており、令和4（2022）年の小中高生の自殺者数は、全国で514人と過去最多となりました。

本市では、ストレス解消法や休養に関する知識の普及啓発を図るとともに、地域生活を支える相談及び支援の強化等、総合的な自殺対策を推進してきました。

こども・若者の犯罪被害状況については、令和5（2023）年のSNSに起因する犯罪被害にあったこどもの数は、全国で1,665人となっており、減少傾向が見られるものの、依然として高い水準となっています。また、令和4（2022）年こどもの不慮の事故による死亡事故数は181件となっており、減少傾向が見られます。不慮の事故による死因は、ほとんどの年齢で交通事故が1位となっています。

このようなことから、こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、防犯・交通安全対策、防災対策等を進める必要があります。

また、こどもや若者が、犯罪や事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達に応じて、体系的な安全教育を推進するとともに、こどもの安全に関する保護者への周知啓発が必要です。

こども・若者ワークショップ

～こども・若者の声～

- こども・若者が自分の悩み、考えを気軽に打ち明けられる場所をつくる。

施策の方向性

- 誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、自分たちの地域を自分たちで守る地域の力を高める活動を推進します。警察、行政、保育所*、学校園、地域等関係機関との連携・協力の強化を図り、こども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災・交通安全教育に今後も引き続き取り組んでいきます。
- 有害環境からこどもを守るために、警察・行政・学校・地域・関係機関の連携を強化して、こども・若者の安全を確保し、犯罪抑止力の高いまちづくりを推進します。
- 非行は、家庭・学校・地域のそれぞれが抱えている問題が複雑に絡み合って発生します。このため、家庭・学校・地域が緊密に連携し、こども・若者が非行や犯罪に走るこたないよう支援を行っていきます。
- 連携してこどもを支えるネットワークづくりや地域社会全体でこどもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進するとともに、「子ども会」の活性化を図るなど、地域のこどもの健やかな成長を促す環境整備を推進します。

主な事業

- 健康づくりプランあしや（第4次芦屋市母子保健計画・健康増進計画・食育推進計画・自殺対策計画）（こども家庭・保健センター）
- 人権擁護事業（人権・男女共生課）
- 生活安全条例推進事業（道路・公園課）
- 交通安全施設等整備事業（道路・公園課）
- 交通安全運動の推進（道路・公園課）
- 防災総合訓練及び地域の防災・減災事業（防災安全課）
- 防災・安全教育推進事業（保健安全・特別支援教育課）
- 青少年愛護センター運営事業（青少年愛護センター）
- 打出教育文化センター教育研究推進と研修事業（打出教育文化センター）



こころの体温計

眠れない、気分が落ち込む、身体の不調が続く・・・といったことはありませんか？
 こころのストレス度・落ち込み度を「こころの体温計」で簡単にチェックできます。
 お悩みに対する相談先もご案内しています。

リンク先：[こころの体温計セルフチェック（芦屋市）⇒](#)



 こころの体温計（本人モード）

ご本人の健康状態や人間関係、住環境などの4折式の質問
13問に回答していただくと、ストレス度や落ち込み度が、
水槽の中で泳ぐ金魚、猫などの絵になって表示されます。

【赤金魚】自分の病気などのストレス



※レベルが上がる毎にケガをしていきます

【水の透明度】落ち込み度



※レベルが上がる毎に水が溜っていきます

Ⅱ ライフステージ別の支援

基本目標2 安心して出産・育児ができるよう支援する

(1) 妊娠前から幼児期まで切れ目ない健康づくりの推進

現状と課題

本市では、出産に伴うリスク、身体的・精神的な不安を軽減するために、令和5（2023）年1月より妊娠出産子育て支援事業を開始しています。引き続き、妊娠期における教室などを利用した伴走型支援の実施や、母子保健と児童福祉が一体的に連携を行うことで、支援体制の一層の充実を図るとともに、円滑な実施に取り組むことが必要です。

また、将来の妊娠のための健康管理に関する情報提供を推進する取組など、プレコンセプションケアや、不妊症への対応など妊娠前からの支援に取り組むとともに、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理支援など、個別ニーズに合わせた切れ目のない支援体制を構築することが求められます。

就学前児童の保護者に対する子育て支援に関するアンケート調査では、子育てに関して日常悩んでいることについて、「病気や発育発達に関すること」が37.6%、「食事や栄養に関すること」が32.8%、となっています。また、就学前児童の保護者と小学生児童の保護者で約1割から1割半が、子育てをする上で気軽に相談できる人や場所が「ない」と回答しており、早期に相談支援につなげていくことが必要です。

施策の方向性

- 健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより、相談できる環境整備を進めるとともに、産後ケア事業などを通して必要な育児情報を提供し、育児不安の軽減を図ります。また、支援が必要な家庭を早期に把握し、関係機関との連携を強化しながら、専門的な相談につなぐことで、子育て家庭が安心して育児ができるよう努めます。

主な事業

- 母子保健事業（こども家庭・保健センター）
- 妊産婦等生活支援事業（こども家庭・保健センター）



ブックスタート

ブックスタートは「絵本を開くことで、だれもが楽しく赤ちゃんとゆっくりふれあうひと時をもてるように」という目的で続いている活動です。

芦屋市では、4か月児健康検査に来られた親子に、絵本を1冊お渡ししています。これらの本には、子育て支援に役立てほしいというみなさまからの寄付金（芦屋市子ども・子育て支援基金）が充てられています。

(2) 安心して成長できる場や遊びの充実

現状と課題

就学前における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。

本市では、質の高い教育・保育の充実を目指して就学前カリキュラムを策定しており、集団の中での自発的な遊びを通して「生きる力」の基礎を培うとともに、乳幼児期にふさわしい生活習慣の基礎や規範意識の芽生えが育まれるよう支援しています。

また、芦屋市接続期カリキュラムに基づき、就学前教育・保育施設間の連携を深め、生きる力の基礎となる非認知能力を育むよう、研究会を通して教職員の専門性を高め、近隣の小学校との連携により、小学校入学を楽しみにする気持ちを膨らませ、円滑な接続ができるよう推進しています。

就学前児童の子育て支援に関するアンケート調査では、母親の現在の就労状況については、「フルタイム」の割合が37.7%、「パート・アルバイト等」の割合が22.0%、「未就労」の割合が26.6%となっており、前回調査結果と比較すると、「フルタイム」の割合が9.2ポイント増加しています。また、平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について、「認可保育所」の割合が31.6%と最も高く、次いで「認定こども園*（保育所部）」の割合が27.0%となっています。前回調査結果と比較すると、「幼稚園*」の割合が12.1ポイント減少し、「認定こども園（保育所部）」の割合が17.8ポイント増加しています。定期的に利用したい事業については、「認可保育所」の割合が41.8%と最も高く、次いで「幼稚園」の割合が39.9%となっています。前回調査結果と比較すると、「認定こども園」の割合が、「認定こども園（幼稚園部）」と「認定こども園（保育所部）」を合わせると60.8%であり、14.3ポイント増加しています。

多様化する就労形態等を踏まえ、一時預かりや延長保育、病児保育*など教育・保育事業の保護者のニーズに対応していくことが必要です。また、土曜日や日曜日・祝日やこどもの病気やケガなどの時に対する保育ニーズも潜在化しており、柔軟な保育サービスの充実が求められています。

さらに、教育・保育ニーズの高まりに合わせて、保育士、保育教諭、幼稚園教諭等の人材育成を進めることが必要です。

施策の方向性

- 保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供できるよう、今後も引き続き教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適切な提供体制について検討していきます。
- 教育・保育施設の職員の研修を実施し、質の向上等を図ることにより、こどもの健やかな成長を支援するとともに、定期的な教育・保育施設等への指導監査を実施します。

- 就学前段階では、幼稚園・保育所等、利用する施設の種類が多く、保護者の選択も、各家庭の状況や実態において様々です。教育・保育施設に通っている・いないに関わらず、すべてのこどもが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、また、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員への学びと育ちの連続性の共通理解を含めた資質向上のための研修、交流等の実施や、こども同士の交流、小学校との連携も深め、小学校への円滑な接続を図ります。

主な事業

- 市立保育所・認定こども園の運營業務(研修・巡回訪問)(ほいく課)
- 私立特定教育・保育施設等運營業務(研修・巡回訪問)(ほいく課)
- 病児保育事業(ほいく課)
- 地域子育て支援事業(ほいく課)
- 特定教育・保育施設等に対する監査指導事業(ほいく課・監査指導)
- 就学前教育推進事業(保健安全・特別支援教育課)
- 市立幼稚園子育て支援事業(預かり保育事業)(管理課)



子育て応援アプリ「子育てタウン」



毎日、市の子育てイベントをチェックすることができます♪

親子向けの講座など、市からのさまざまなお知らせが、プッシュ通知で届きます♪

子育てに役立つ機能がいっぱいです！

スマートフォンアプリをダウンロードして、手軽に芦屋市の子育て情報を検索することができます。お子さんの年齢を登録していただくと、年齢に応じた子育てイベント情報や行政情報がプッシュ通知で届きます。

ぜひ、ご利用ください。

App Store、Google Playからアプリをダウンロード

子育て応援アプリ
「子育てタウン」

App Store
からダウンロード

で手に入れよう
Google Play



Apple App Store
からダウンロード
Apple Inc.のサービスです。



Google Play
からダウンロード
Google Inc.のサービスです。



(Web版)

基本目標3 こども・若者が地域で生活できるよう支援する

(1) 安心して通える学校づくりや居場所づくり

現状と課題

こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながらか、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つです。

本市では、こどもが放課後などを安全・安心に過ごせる居場所として、「放課後子ども教室（キッズスクエア）」や校庭開放（放課後プラン事業）等を地域の協力を得て実施しています。また、本市の不登校生徒数は増加傾向であり、学校に登校しづらかったり教室に入りづらかったりするこどもが学校内に安心できる居場所づくりが求められていることから、令和6（2024）年度から教室に入りづらい子に寄り添い、校内サポートルームで心のケアを専門に行うP E A C Eサポーターを全校に配置しています。

また、「あしふく」（こども家庭・保健センター）において、新たに中高生参加プロジェクトを実施し、こどもの居場所づくりを行っています。

子育て支援に関するアンケート調査では、小学校低学年（1～3年生）になったときの放課後の過ごし方については、就学前調査（5歳児対象）では、「放課後児童クラブ（学童保育）」が44.2%となっています。また、小学生調査では、「放課後子ども教室（キッズスクエア等）」が40.0%となっています。前回調査結果と比較すると、就学前調査で「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が15.8ポイント増加しており、ニーズが高まっています。

放課後のこどもの遊びと生活の場である放課後児童クラブのニーズが高まっており、受け皿の整備を着実に進め、放課後児童クラブの安定的な運営を確保していくことが必要です。

こども・若者ワークショップ

～こども・若者の声～

- こどもみんなで遊べる場所をつくる。
- 地域活動への参加と情報発信が必要。

施策の方向性

- 安心してこどもが過ごすことができる場として学校環境を整備し、自主性を重んじ、自由に活動や学習又は遊びができるこどもの居場所づくりを積極的に推進します。

主な事業

- 児童センター事業（上宮川文化センター）
- こども家庭支援事業（こども家庭・保健センター）
- J R 芦屋駅南地区都市環境整備事業（再開発ビル内公益施設）（都市整備課）
- P E A C Eサポーター配置事業（学校支援課）

- 中学校部活動推進事業（学校支援課）
- 学校給食関係事務（保健安全・特別支援教育課）
- 学校保健関係事務（保健安全・特別支援教育課）
- 青少年保護対策事業（放課後児童クラブ）（青少年育成課）
- あしやキッズスクエア事業（青少年育成課）
- 学校園・家庭・地域の教育推進支援事業（社会教育推進課）



こども家庭・保健センターの子育て支援、学齢期児童支援

○ 子育て支援

- ・ 子育てセンター親子のつどいのひろば「むくむく」
就学前の子育て親子が集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場所です。



○ 学齢期児童支援

- ・ スタディールーム
自主学習の場所として、市内に在住または在学の小・中・高校生が利用できます。



○ ミュージックスタジオ

- 自主活動の場所として、市内に在住または在学中・高校生が利用できます。



Topic

こども家庭・保健センターの愛称が決定しました

決定した愛称は「あしふく」です。

「こども家庭・保健センター」が市民のみなさんに親しまれるように中高生が意見をだして「あしふく」という愛称を決定しました。

あし→芦屋

ふく→みんなが幸福に

福祉がいきわたるように
という思いが込められています。



(2) こどもの心身の健康・こころのケアの充実

現状と課題

「健康づくりプランあしや」における施策評価では、かかりつけの小児科を持つ親の割合及び休日・夜間の小児救急医療機関を知っている人の割合がわずかに減少しています。こどもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、保護者への情報提供を行っていくことが重要になります。

思春期保健対策においては、学童・思春期の身体・精神の両面において健全な育成が図られるよう、学校・地域・家庭の連携を推進しつつ、教育や支援に取り組むことが必要です。

こども・若者ワークショップ

～こども・若者の声～

- 飲酒・喫煙の年齢制限を守る。
- 元気に暮らすためにできるだけたくさん運動をする。

施策の方向性

- こどもが地域において休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるよう、小児医療体制の周知を図ります。
- 関係機関と連携を図り、医療の専門的な支援が必要なこどもやその家族に対する支援体制を確保します。
- 性に関する正しい知識の普及や相談等の取組を推進します。
- 喫煙や薬物等に関する教育や指導等の取組を推進します。
- プレコンセプションケアについての普及啓発を推進します。



プレコンセプションケア

プレコンセプション (preconception) ケアは、「妊娠前からのケア」を意味し、若い世代のためのヘルスケアとして、現在の体の状態を把握し、将来の妊娠や体の変化に備えて、自分たちの健康と向き合うことです。

令和3(2021)年2月『成育医療等基本方針』において、「男女を問わず、相談支援や健診等を通じ、将来の妊娠のための健康管理に関する情報提供を推進するなど、プレコンセプションケア(女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組)に関する体制整備を図る」と記載されています。

主な事業

- 救急医療事業（こども家庭・保健センター）
- 母子保健事業（こども家庭・保健センター）
- 妊産婦等生活支援事業（こども家庭・保健センター）
- 市立保育所・認定こども園の運営業務（医療的ケア児教育・保育）（ほいく課）
- 私立特定教育・保育施設等運営事業（医療的ケア児教育・保育）（ほいく課）
- 障がい児通所支援（こども政策課）
- 特別支援教育推進事業（保健安全・特別支援教育課）
- 福祉医療費助成事業（地域福祉課）
- 学校保健関係事務（保健安全・特別支援教育課）
- 薬物乱用防止教育（保健安全・特別支援教育課）

（３）社会的自立に向けた「生きる力」の育成

現状と課題

本市では、将来への夢や希望を育む指導やこどもの発達段階に応じて、キャリアパスポート*等を活用しながら、社会的自立のために必要な資質や能力を育成する指導の充実を図っています。

また、学校園、家庭、校医などの連携のもとに幼児、児童、生徒の健康管理と健康保持を推進し、自らの健康に関心を持ち心身の健康を育成するとともに、地産地消*を生かした食育*の推進、本市の学校給食の魅力を発信することで、安全・安心で質の高い学校給食を提供してきました。

さらに、「いのち」を大切に作る心、自他ともに大切に作る心など豊かな人間性を育み、自助・共助の精神とともに、人権尊重の理念に基づく「共生」の心を育む教育に取り組んできました。

子ども・若者アンケート調査結果をみると、「自分に自信がある」と回答した割合が57.1%、「自分のことが好き」と回答した割合は73.3%となっています。

こどもや若者が健全に成長するためには基礎学力や体力のみならず、基本的な生活習慣や豊かな人間性を養っていくことが重要です。特に、自己肯定感は、健やかな成長のために欠かせないことから、様々な局面で一層自己肯定感を高める取り組みを行っていくことが重要です。

こども・若者ワークショップ

～こども・若者の声～

- 自分の好きなこと、得意なことを発揮できる。
- 一人ひとりがのびのびとやりたいことができる。
- 自分の個性が出せる。

施策の方向性

- 成長過程にあるこども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にする心や思いやりの心を養えるように、家庭の果たす役割の重要性を認識しつつ、家庭・学校・地域および関係機関が連携して支援します。
- こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携しながら、社会を生き抜き、地域の問題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進します。

主な事業

- 学校給食関係事務（保健安全・特別支援教育課）
- 学校保健関係事務（保健安全・特別支援教育課）
- 人権教育推進事業（学校支援課）
- トライやる・ウィーク推進事業（学校支援課）
- 消費者保護事業（地域経済振興課）

（４）こどもにとって個別的な課題への支援

現状と課題

いじめは、心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものです。令和5（2023）年度の全国の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は約73万件、そのうち、重大ないじめ事案の発生件数は約1,300件と過去最多となっています。

本市においては、いじめの積極的認知を心掛け、小さな芽のうちに解決を目指しています。令和3（2021）年度から年々認知件数は減っていますが、1つ1つの事案の未然防止や早期発見、早期解決を目指し、学校いじめ防止基本方針の見直しや、いじめ防止啓発事業、相談体制の充実、弁護士授業などいじめ問題に取り組んでいます。

また、不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、どのこどもにも起こり得るものです。小・中学校における不登校児童生徒数は、年々増加傾向にあり、令和5（2023）年度は全国で約34万6千人、本市においても小・中学校合わせて232人と過去最多となっています。

これらの課題に取り組むために、新たにP E A C E サポーター配置事業を行うなど支援の充実を図り、個別的に困難を抱えるこどもへの支援を行います。

こども・若者ワークショップ

～こども・若者の声～

- 学校に行きたくない人が行ける場所が必要。
- 同世代で解決策を考える。
- いじめのない社会をつくる。

施策の方向性

- 家庭・学校・地域及び関係機関が一体となって、いじめ防止や不登校対策の充実を図ります。

主な事業

- 人権擁護事業（人権・男女共生課）
- いじめ防止対策事業（こども政策課）
- 児童福祉対策事業（こども家庭・保健センター）
- 生徒指導対策事業（いじめ・不登校）（学校支援課）
- 国際理解教育推進事業（学校支援課）
- P E A C E サポーター配置事業（学校支援課）
- 青少年愛護センター運営（青少年愛護センター）
- 子ども若者育成支援対策（若者相談センター「アサガオ」）（青少年愛護センター）
- 打出教育文化センター教育研究推進と研修事業（打出教育文化センター）
- 適応教室実施事業（学校支援課）



こども家庭・保健センター

芦屋市では、令和5（2023）年4月1日に「こども家庭・保健センター」を開設しました。

こども家庭・保健センターでは、「こどもまんなか社会の実現に向けて、予防から自立まで一貫した支援の実現」を基本理念に、取り組みをすすめています。

- 妊娠から出産、育児、成人・高齢者に至るまで、より早期に問題を把握し支援につなぐ、一貫した切れ目ない支援を実現します。
- 予防的なかわりを重視し、重層的な支援で、確実に必要な支援が届くようにアウトリーチ型支援に取り組みます。

こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター
〒659-0051 芦屋市呉川町14番9号 保健福祉センター



潮見中学校生徒会が全国いじめ問題子供サミットへ参加してきました！

芦屋市立潮見中学校の第46代生徒会執行部の3人（生徒会長、副会長、生活委員長）は、令和6年1月27日に文部科学省主催の『令和5年度全国いじめ問題子供サミット（以下、「サミット」と表示）』へ兵庫県代表として参加しました。

1 全国いじめ問題子供サミットに参加して感じたこと

☆全国の他校で取り組んでいるいじめ防止への取り組みは、参考になり、刺激になりました。

☆いじめは可視化されにくく、周りの先生や親から見えにくいものです。「自分は見ているだけ」と思っている第三者も、いじめに加わってなくても、全員で変えようという意識がないといじめはなくなるのではないと感じました。



☆いじめや差別につながっていくのは「勝手な思い込み」や「偏見」と考えました。その解決には、生徒どうしの交流を増やして、**全員がお互いのいいところ、悪いところをよく理解し、認め合うことが大切**と考えました。交流を増やすことで、「大丈夫？」と声をかけたりでき、助けになると思いました。小さなことでも全員が意識を持つことが大切だと思いました。

2 潮見中学校での取り組み

令和6年2月5日の全校朝礼で、参加した3人がそれぞれスライドで発表し、いじめをしないことをこれから意識してほしいとみんなに伝えました。みんな真剣な顔つきで聞いてくれていました。

生徒会では、次の3つの活動を続けることで、学年やクラスを超えて交流を深めました。

・ MoveDays ・ 生徒会レク ・ 合同清掃

3 芦屋市中学校生徒会執行部交流会での共有

令和6年7月30日に、市内3中学校（精道中学校、山手中学校、潮見中学校）の生徒会23人が集まり、サミットでの学びと潮見中学校での取り組みを発表し、3中学校を混ぜたグループで話し合いました。参加者からは「自分の学校でも取り組みしてみたい」などの意見も出て、他の学校でも生徒間で交流できる取り組みが行われることを期待しています。

教育長の一言

生徒自らの発信、素晴らしい取り組みです。つないでいきましょう！

“するを許さず”

“されるを責めず”

“第三者なし！”

市長の一言

いじめはどこでも起こり得ます。

だれにも相談できずに苦しむ

こどもが生まれないように、

SOSの声をあげやすい環境を

一緒に作りましょう！

(5) インターネット社会に生きるこどもへの支援

現状と課題

社会の情報化が進展する中、こどもが情報活用能力を身に付け、情報を取捨選択して利用するとともに、インターネット等による情報発信を適切に行うことができるようにすることが重要な課題となっています。また、こどものインターネット等の利用の低年齢化が進む中、こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きています。

子ども・若者アンケート調査結果によると、日ごろ共感を覚えたり影響を受けたりするものとして「インターネット・SNS」と回答した方が74.3%います。また、楽しい（充実している）と感じるときとして「インターネットやSNSなどをしているとき」と回答した割合も28.2%となっています。近年の、インターネットの普及をはじめとする情報社会の進展に伴い、インターネットの影響が生活に浸透している状況がうかがえます。

一方で、インターネットを利用する中で「誹謗中傷（悪口）を書かれた」と回答した割合が6%、「SNS等で、グループから外されたり、あなたが入っていないグループを作られた」と回答した割合が4%となっているなど、トラブルに巻き込まれた方も一定数いる状況です。今後もインターネット社会のさらなる進展が予測されることから、こどもや若者が情報を主体的に活用していく力を養うとともに、情報を正しく理解・判断する力を養う必要があります。

こども・若者ワークショップ

～こども・若者の声～

- 他人の写真をインターネットやSNSに使用しない。
- ネットいじめをしない。
- 相手の気持ちを考えてSNSを使用する。

施策の方向性

- こどもが主体的にインターネット等を利用できる能力習得の支援や情報リテラシーの習得支援、こどもや保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進などこどもが安心してインターネット等を利用できるよう指導するとともに、適正な使用に向けた教育や意識啓発を図っていきます。

主な事業

- 人権擁護事業（人権・男女共生課）
- 学校園ICT環境整備事業（打出教育文化センター）
- 打出教育文化センター教育研究推進と研修事業（打出教育文化センター）
- 児童センター事業（児童センター）
- 青少年愛護センター運営（青少年愛護センター）

(6) 学校園・家庭・地域が連携したこども・若者が安全・安心に暮らせるまちづくり

現状と課題

こどもが一生に残る傷を負う事件やこどもが生命を失う事故が絶たず、こどもの生命・尊厳・安全を脅かす深刻な状況があります。こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つために必要です。

本市では、防犯カメラの設置などを実施するとともに、様々な地域団体が自主的に地域パトロール活動を展開するとともに、警察や地域、関係団体等と一体となって交通安全対策に取り組み、児童の登下校時の見守り活動の展開、交通安全教室等の開催による交通ルール・マナーの周知・啓発などを行いました。

全てのこども・若者の成長をまち全体で支えていくためには、引き続き学校園・家庭・地域がそれぞれの責任と役割のもとに、相互に連携・協力し、こども・若者が安全・安心に暮らすことができる環境づくりを行っていく必要があります。

こども・若者ワークショップ

～こども・若者の声～

- みんながルールを守る。
- みんながルールを守るためにどうすればいいか話し合う。

施策の方向性

- 有害環境からこどもを守るために、警察・行政・学校・地域・関係機関の連携を強化し、こども・若者の安全を確保し、犯罪抑止力の高いまちづくりを推進します。
- 家庭・学校・地域が連携し、こども・若者が非行や犯罪に走ることがないように支援を行っていきます。
- こどもを支えるネットワークづくりや地域全体でこどもを見守り育てる意識啓発や環境整備を推進します。

主な事業

- 民生委員・児童委員活動の推進（地域福祉課）
- 生活安全条例推進事業（道路・公園課）
- 青少年愛護センター運営（青少年愛護センター）
- 子ども若者育成支援対策（青少年愛護センター）

基本目標4 若者が自立できるよう支援する

(1) 家庭環境を下支えする方策の展開

現状と課題

子ども・若者アンケート調査結果をみると、解決すべき課題として「貧困問題が深刻であること」と回答した割合が23.0%となっています。また、現在の悩みについて「将来の生活やお金のこと」と答えた割合が71.1%となっており、経済的な悩みを抱えている方が相当数いることが示されています。今後も引き続き、若者への経済的支援をしていくことが必要です。

さらに、知り合いや家族（親戚）に信頼できる人がいると「感じる」人は9割を超え高くなっている一方、そう「感じない」人も見受けられ、家庭環境が自分をつくっていく基盤であることから、家庭環境を下支えする方策の検討が必要です。

施策の方向性

- 経済的格差の広がりや、教育や進学を機会を狭めるだけでなく、こどもが育つ環境にも大きな影響を及ぼします。若者が安心して自分らしく生きていけるよう、支援します。
- 社会の発展と核家族化そして親の価値観の多様化等を背景として、家庭での教育に不安や悩みを抱えている親が増えている状況があります。若者だけでなく、同じ悩みを抱えた親同士が集まれる学びの場や仲間や地域の大人が交流できる居場所の提供をしていきます。

主な事業

- 生活困窮者自立支援事業（地域福祉課）
- 生活保護法施行事務（生活援護課）
- 女性活躍推進事業（男性の家庭生活での活躍推進）（人権・男女共生課）
- 子ども若者育成支援対策（「アサガオ」親の会）（青少年愛護センター）

(2) 困難を有する若者の自立に向けた包括的な支援

現状と課題

子ども・若者アンケート調査では、普段の外出頻度について「ほとんど外出していない」割合が2%となっており、わずかながら一定数の方が外出に困難を抱えている可能性があります。また、本来は大人が行うような家事や家族の世話をを行う、いわゆるヤングケアラーに該当すると思われる方が8%います。若者が抱える多様な困難の解消と自立支援に向けた取組が求められています。

また、本市には、困難を有する若者の自立及び社会参加を支援する相談窓口として「アサガオ」がありますが、知らないと回答した方が約9割となっており、周知に課題がある状況です。支援施策の充実とともに、その周知にも力を入れていく必要があります。

こども・若者ワークショップ

～こども・若者の声～

- 誰でも楽しく生活できる社会を目指す。
- 若者が笑顔でいるための支援が必要。
- 意見が届く、伝わる社会を目指す。

施策の方向性

- 若者が、勤労観・職業観を形成し、社会的・経済的自立に必要な能力を身に付けるためのキャリア教育を充実させるとともに、企業等とも連携・協力し、きめ細かい職業相談等の支援を行います。
- ひきこもり等社会生活を円滑に営む上での困難を抱える若者が、社会とのつながりを回復し、自立に向けて動き始めることができるよう、関係機関やNPOなど民間団体との連携・協力を推進して支援します。

主な事業

- 生活保護法施行事務（生活援護課）
- 労働福祉・雇用対策事業（地域経済振興課）
- 生活困窮者自立支援事業（地域福祉課）
- 子ども若者育成支援対策（青少年愛護センター）

(3) 社会参加と居場所の充実

現状と課題

子ども・若者アンケート調査結果をみると、学校や仕事以外の活動への参加意向について、「特にない」と回答した方が32.5%います。若者が気軽に参加できる活動機会や居場所を確保していくことが重要になります。また、その際、「地域のお祭り・環境整備や防災活動」への参加意向が38.1%、「文化活動（音楽、演劇など）」が30.4%あることなどを考慮し、潜在的なニーズにも着目した施策展開が求められます。

こども・若者ワークショップ

～こども・若者の声～

- 地域の文化、芸術に触れる機会をつくる。
- 地域活動への参加と情報発信が必要。

施策の方向性

- 若者が気軽に利用できる居場所づくりを推進し、ボランティア活動や多世代・地域間交流等に携わることができる機会や情報の提供を行います。

主な事業

- J R 芦屋駅南地区都市環境整備事業（再開発ビル内公益施設）（都市整備課）
- 青少年健全育成及び青少年団体育成事業（青少年育成課）



うちぶん（打出教育文化センター）

開館時間

平日（月曜日から金曜日）：午前9時から午後9時30分
土曜日・日曜日：午前9時から午後5時30分

休館日

祝日及び年末年始

※日本庭園は毎日（年末年始を除く。）午前9時から午後5時まで観覧可能です。
自習スペース、飲食やお話が可能なスペースを館内に設けています。
詳細は、QRコードからHPをご覧ください。



お気軽にお越しください。

(4) 若者にとって個別的な課題への支援

現状と課題

わが国では全国的にひきこもり、虐待といったこどもと若者を取り巻く課題がみられる状況です。子ども・若者アンケート調査結果をみると、解決すべき課題として「子どもの虐待が増えたこと」と回答した割合が22.5%、「不登校やひきこもりが多いこと」と回答した割合が17.3%となっています。本市においても、引き続き虐待やひきこもりなど、若者にとって個別的な課題への対策を強化することが必要です。

また、若年層の死因に占める自殺の割合は高く、若年層の自殺対策が課題となっています。支援を必要とする若者が漏れないよう、ライフステージや立場ごとに置かれている状況は異なっており、自殺に追い込まれている事情も異なっていることから、それぞれの集団の置かれている状況に沿った施策を実施することが必要です。

こども・若者ワークショップ

～こども・若者の声～

- 社会人でもサポートしてもらえる環境と多世代が集うコミュニティをつくる。
- 若者が自分の悩み、考えを気軽に打ち明けられる場所をつくる。

施策の方向性

- ニートやひきこもりの状態にあたり、進路や人間関係等に悩みや不安を抱えていたりする若者やその家族に対する相談支援体制の充実を図ります。

主な事業

- 子ども若者育成支援対策（青少年愛護センター）



若者相談センターアサガオ

おおむね10代から30代の不登校、ひきこもりに関する相談を受け付けています。(電話・面談)

不登校、ひきこもりは特別な事ではなく誰にでも起こり得る現象です。

そんな時に誰かと相談したい、悩みを共有したい…家とも学校や職場とも違う第3の居場所が欲しい…決して1人ではないよ…と見守ってくれる場所それがアサガオです。

アサガオでは色々な集まりがあります。ちょっと覗いてみませんか。

親の会

困り感やしんどさ、こどもの成長等みんなで共有して、分かち合う保護者同士の交流の場です。

キテミル

悩みを抱えている若者が飲み物やお菓子を食べながら集う居場所。ゲームやマンガ、動画視聴等も出来ます。

セミナー

講師をお招きし不登校やひきこもりに関する講演会を開催します。

Ⅲ 子育て当事者への支援

基本目標5 家庭における子育てを支援する

(1) 子育てや教育の経済的負担の軽減

現状と課題

子育て支援に関するアンケート調査では、就学前児童と小学生児童、中学生生徒の保護者で、日常悩んでいることについて、「こどもの教育にかかる経済的な不安が大きくなっていること」が4割半から約5割と高くなっています。また、就学前児童と小学生児童、中学生生徒の保護者で、将来的に必要としていること、重要だと思う支援等について、「こどもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が6割から7割と高くなっています。今後も、安心して子育てができ、教育が受けられるよう、経済的支援等の充実が求められています。

施策の方向性

- 乳幼児等・こども医療費助成、児童手当の支給、幼児教育・保育の無償化などを継続し、乳幼児期から高等教育段階まで切れ目のない負担軽減を着実に実施します。

主な事業

- 福祉医療費助成事業（地域福祉課）
- 私立特定教育・保育施設等運営事業（幼児教育・保育の無償化）（ほいく課）
- ひょうご保育料軽減事業補助金（保育所等）（ほいく課）
- 児童手当事業（こども政策課）
- 児童扶養手当事業（こども政策課）
- 生活保護法施行事務（生活援護課）
- 市立幼稚園子育て支援事業（幼稚園実費徴収補足給付事業）（管理課）
- 私立幼稚園子育て支援事業（幼児教育・保育の無償化）（管理課）
- 大学等入学支援基金事業（管理課）
- 芦屋市奨学金（管理課）
- 就学援助費（管理課）
- 在日外国人学校就学補助金（管理課）

(2) 地域のニーズに合った子育て支援

現状と課題

本市では、市内公共施設において、子育て中の親子が集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場所を提供しています。

子育て支援に関するアンケート調査では、就学前児童のアンケート調査結果では、身近に協力者がいない保護者の割合は18.7%となっています。また、子育てで日常悩んでいること、気になることで「こどもの教育・保育に関すること」が61.6%と最も高く、次いで「こどものしつけに関すること」が54.2%、「病気や発育発達に関すること」が37.6%となっており、子育てで悩みを抱えている保護者が多いことがうかがえます。

そのため、3歳未満児の子育て当事者が地域の中で孤立しないよう、認定こども園、保育所、幼稚園、地域子育て支援拠点など地域の身近な場を通じた支援を充実することが必要です。また、妊娠・出産から安心して子育てができるよう、様々なニーズに対して、子育て当事者のライフステージに応じた切れ目ない情報提供や相談支援の充実、保健・医療・福祉の支援体制の強化が必要です。

こども・若者ワークショップ

～こども・若者の声～

○ 困ったときにすぐに助けてくれる社会を目指す。

施策の方向性

- 身近なところで子育て中の保護者とこどもが気軽に集まれる場所を提供し、個々のニーズに応じた子育てに関する情報を手に入れることができるよう、多種多様な子育ての情報を発信します。

主な事業

- こども家庭支援事業(こども家庭・保健センター)
- 児童センター事業(上宮川文化センター)
- 女性活躍推進事業(人権・男女共生課)

(3) 仕事と子育ての両立の推進

現状と課題

就学前児童の子育て支援に関するアンケート調査では、就学前児童の母親の育児休業の取得状況については、「取得した（取得中である）」が57.8%となっており、取得していない理由については、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が20.3%と最も高くなっています。一方で、父親は、「取得していない」が79.0%と最も高くなっており、取得していない理由については、「仕事が忙しかった」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」「配偶者（パートナー）が育児休業制度を利用した」等の多様な理由で取得できていないことから、企業も含めた仕事と子育ての両立支援の環境が必要であることがわかります。

前回調査結果と比較すると、母親の育児休業について、「働いていなかった」の割合が10.1ポイント減少する一方で、「取得した（取得中である）」の割合が18.2ポイント増加していることから、就労する母親が増加していることがうかがわれます。

また、希望の時期に職場復帰しなかった理由について、「希望」より早く復帰した方では、「希望する保育所（園）に入るため」が66.6%と最も高く、次いで「経済的な理由で早く復帰する必要があった」が23.6%となっています。「希望」より遅く復帰した方では、「希望する保育所（園）に入れなかったため」が48.6%と最も高くなっており、保育園の入所関連や経済的なことが主な理由となっています。そのため、男女ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていくことが必要です。

こども・若者ワークショップ

～こども・若者の声～

- みんなでサポートし合う社会を目指す。

施策の方向性

- 仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、企業等における子育てへの支援が重要になります。子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。
- 保護者が産休・育休から希望する時期に復職できるよう、利用者支援事業等において、適切な助言を行います。

主な事業

- 女性活躍推進事業（働き方改革の推進）（人権・男女共生課）
- 労働福祉・雇用対策事業（啓発周知）（地域経済振興課）
- 地域子育て支援事業（保育コンシェルジュの配置）（ほいく課）

(4) ひとり親家庭の支援

現状と課題

子育て支援に関するアンケート調査では、配偶者（パートナー）の有無について、「いない」が就学前調査では3.4%、小学生調査では7.7%、中学生調査では8.6%となっています。

本市の18歳未満のこどもがいる母子世帯は、令和2（2020）年度より減少しており、令和5（2023）年度では606世帯となっています。また、18歳未満のこどもがいる父子世帯も年々減少し、令和5（2023）年度で28世帯となっています。

本市では、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等の総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように制度の周知を継続して行いました。

今後も、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じた支援が適切に行われるよう取り組む必要があります。

こども・若者ワークショップ

～こども・若者の声～

- みんなでサポートし合う社会を目指す。

施策の方向性

- ひとり親家庭自立支援員を配置するとともに、関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等の総合的な支援を推進します。

主な事業

- 母子父子家庭児童育成事業と母子・父子自立支援員の設置（こども政策課）
- 母子父子家庭自立支援給付金事業（こども政策課）
- 児童扶養手当制度（こども政策課）

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

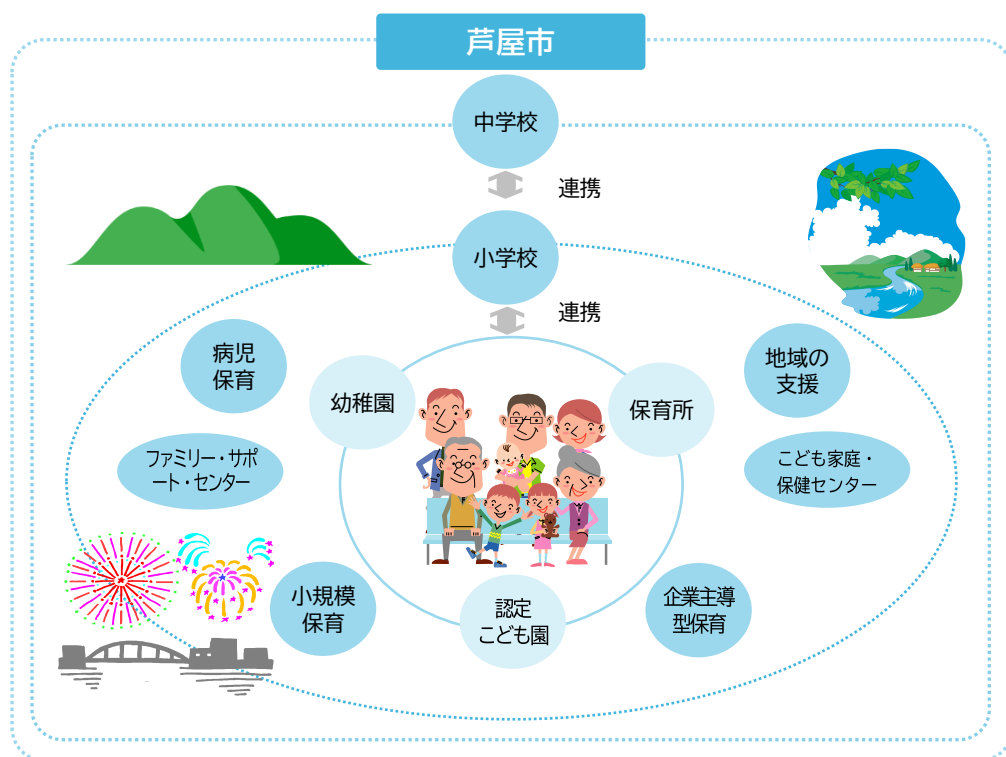
1 教育・保育提供区域の設定

こどもやその保護者が地域で安心して暮らすための基盤として、「子ども・子育て支援法」に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じ、保護者やこどもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定めることとしています。

これに基づき、「第2期芦屋市子ども・子育て支援事業計画」では、教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮していく必要があることから、福祉の事業や計画等に「日常生活圏域」として共通して用いられている中学校区（山手・精道・潮見の3圏域）を教育・保育提供区域の基本として設定しました。

本計画でも、引き続き、中学校区を1つの圏域*として、すべての就学前のこどもが身近な地域で豊かな教育・保育を受けられるよう、教育・保育施設等の適切な提供体制について検討していきます。

【 子ども・子育て支援法による本市の体制のイメージ 】



第5章



(令和6年4月1日現在)

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の圏域の考え方

区分	事業名	圏域	圏域の考え方
教育・保育	幼稚園、保育所、認定こども園 小規模保育事業等	3圏域	3圏域を基本とするが、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮していく必要があることから、圏域間の移動を加味する。
地域子ども・子育て支援事業	(1) 時間外保育事業 (延長保育事業)	3圏域	保育施設の利用定員の見込みにより、時間外保育事業の確保方策を検討していくことから3圏域とする。
	(2) 放課後児童健全育成事業	小学校区	小学校内を基本とするが、利用実態に合わせ確保方策を検討する。
	(3) 子育て短期支援事業 (子育て家庭ショートステイ事業)	市全域	養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であり、限られたニーズに対応するため市全域とする。
	(4) 地域子育て支援拠点事業	3圏域	身近な地域における交流・相談機能として拡充していくことから3圏域とする。
	(5-1) 幼稚園、認定こども園における一時預かり事業	市全域	実施する幼稚園及び認定こども園の在園児の利用希望について、それぞれの園において対応するものであることから市全域とする。
	(5-2) 保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業	市全域	保育所等、ファミリー・サポート・センターによる事業であることから市全域とする。
	(6) 病児保育事業	市全域	病児・病後児という対象者が限られたニーズに対応するものであることから市全域とする。
	(7) 子育て援助活動支援事業 (小学生のみ) (ファミリー・サポート・センター事業)	市全域	援助を受けることを希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動により、一時預かり事業を実施するものであり、会員を増やしていくことが確保方策となることから市全域とする。
	(8) 利用者支援事業	市全域	保護者からの問い合わせに対し、広範な子育て支援情報の提供や相談を実施することから市全域とする。
	(9) 妊婦健康診査	市全域	医療機関において行っていく実施体制であることから市全域とする。
	(10) 乳児家庭全戸訪問事業	市全域	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問する実施体制であることから市全域とする。
	(11) 養育支援訪問事業等	市全域	必要とする家庭を訪問し、指導・助言を行う実施体制であることから市全域とする。
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	幼稚園、保育所、認定こども園等において実費徴収を行うことができる費用についての助成であることから市全域とする。
	(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域	幼稚園、保育所、認定こども園、地域子ども・子育て支援事業等の充実や、良質かつ適切な教育・保育提供体制の確保を図るための事業であることから市全域とする。
	(14) 子育て世帯訪問支援事業	市全域	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える家庭等のための事業であることから市全域とする。
	(15) 妊婦等包括相談支援事業	市全域	妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を行うための事業であることから市全域とする。
	(16) 産後ケア事業	市全域	産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うための事業であることから市全域とする。

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出の考え方

教育・保育、地域子ども・子育て支援事業は、次のとおり分類され、将来推計人口予測と子育て支援に関するアンケート調査に基づき、それぞれ「量の見込み」を算出しました。

(1) 教育・保育

	対象年齢	量の見込みの算出項目		対象家庭
1	3～5歳	1号認定*	3歳	保護者に未就労の方がいる家庭 など 短時間就労（月64時間未満）家庭 など
			4歳以上	
2		2号認定*	教育希望が強い	ひとり親家庭又は共働き家庭で教育希望が強い家庭
			上記以外	
3	0～2歳	3号認定*	0歳	ひとり親家庭 共働き家庭
			1・2歳	

(2) 地域子ども・子育て支援事業

	量の見込みの算出項目		対象児童	対象家庭
1	時間外保育事業（延長保育事業）		0～5歳	ひとり親家庭 共働き家庭
2	放課後児童健全育成事業		1～6年生	ひとり親家庭 共働き家庭
3	子育て短期支援事業 （子育て家庭ショートステイ事業）		0～5歳 1～6年生	すべての家庭
4	地域子育て支援拠点事業		0～2歳	すべての家庭
5	一時預かり事業	幼稚園における一時預かり	3～5歳	幼稚園等利用家庭
		保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり	0～5歳	すべての家庭
6	病児保育事業		0～5歳 1～6年生	ひとり親家庭 共働き家庭
7	子育て援助活動支援事業（小学生のみ） （ファミリー・サポート・センター事業）		1～6年生	すべての家庭

※上記以外の事業については、子育て支援に関するアンケート調査に基づき量を見込むものではないため、国の動向や本市の実情を踏まえ今後の方向性を記載します。

「量の見込み（ニーズ量）」の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。詳細の算出方法は、事業によって様々ですが、共通の考え方として、対象となる家庭を類型化（フルタイム、パート・アルバイト、未就労等）し、それぞれ子育て支援に関するアンケート調査結果から“事業の利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”を算出しています。

〔ステップ1〕

～家庭タイプの算出～

アンケート回答者の就労状況でタイプ进行分类します。

8つの家庭タイプに分类します。

〔ステップ2〕

～潜在家庭タイプの算出～

ステップ1の家庭タイプからさらに、保護者の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプ进行分类します。

市民ニーズに対応できるように、今回の制度では、潜在家庭タイプでアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

○現在パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望

○現在就労していない母親の就労希望

〔ステップ3〕

～潜在家庭タイプ別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年度の将来児童数と潜在家庭タイプの割合を掛け合わせます。

〔ステップ4〕

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭タイプ等に潜在家庭タイプ別の割合に将来児童数を掛け合わせます。

例えば、病児保育事業や放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

〔ステップ5〕

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

〔ステップ6〕

～ニーズ量の算出～

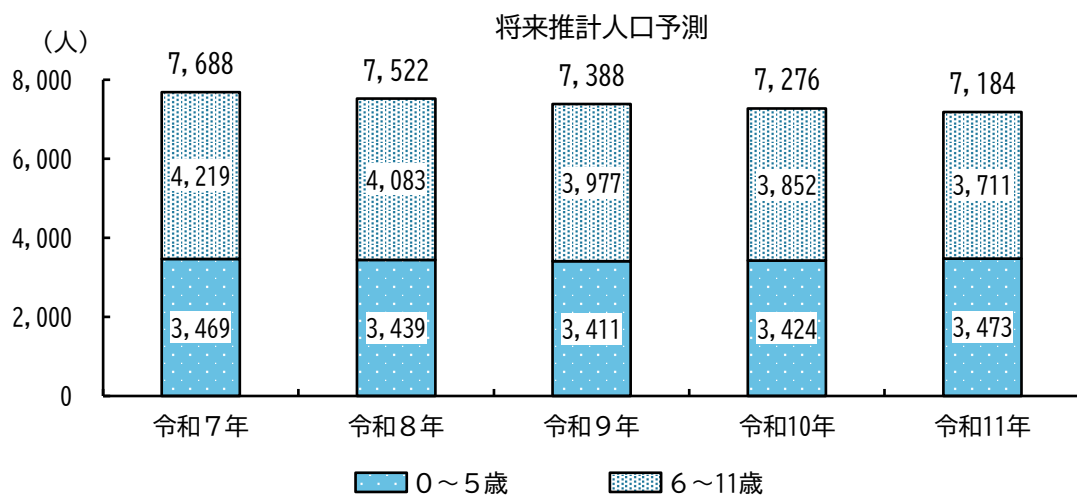
事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和7年度から令和11年度まで各年ごとのニーズ量を算出します。

上記ステップに基づき、ニーズ量を算出していますが、直近の実績値との乖離が生じている場合等については補正を行い、量の見込みを確定させています。

(3) 将来推計人口予測

本市の0～11歳までの将来推計人口は、年々減少傾向で、令和11（2029）年には7,184人と予測されていることから、令和6（2024）年に対して、504人程度減少する見込みです。



4 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 教育・保育

本市では、少子化の進展や幼児教育・保育の無償化等により、市立幼稚園の在籍者については引き続き減少傾向にあります。一方で保育需要は緩やかに増加し続けています。

「市立幼稚園・保育所のあり方」の取組により、保育需要については、年度当初の入所申込者数を上回る定員数を確保しましたが、一定数の入所待ち児童*が生じています。

あり方の取組が完結してからも、入所待ち児童の解消及び3歳児の教育ニーズへの対応のため、認可保育所の認定こども園への移行や、保育施設の定員変更等を進めてきました。

		令和6年度（4月1日現在）				
		1号		2号	3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上 保育が必要	0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上		0歳	1・2歳
0～5歳人口		1,926人			460人	1,084人
定員		240人	783人	970人	173人	602人
	幼稚園	125人	530人	－	－	－
	認可保育所	－	－	359人	58人	201人
	認定こども園	115人	253人	611人	88人	293人
	小規模保育事業	－	－	－	12人	74人
	企業主導型保育施設 （地域枠）	－	－	－	15人	34人

【今後の方向性】

上記の傾向は今後も継続することが予測されることから、市立幼稚園の現状と課題を整理し、就学前教育・保育施設全体として求められている役割を担っていきます。

今後も引き続き、教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適切な提供体制の確保について、検討していきます。

※ ニーズ量の見込み及び提供量（確保方策）については、圏域合計を市全域の数値としています。

※ 幼稚園は、令和6年度の利用定員を、令和11年度までの提供量（確保方策）として固定して仮設定しています。

※ 企業主導型保育施設は、令和6年度の利用定員のうち、地域枠定員数を令和11年度までの提供量（確保方策）として固定して仮設定しています。

(2) 令和7年度の教育・保育の提供体制の確保の内容

市全域		令和7年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		1,785人				555人	1,129人
ニーズ量の見込み		233人	504人	155人	872人	119人	556人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	239人	774人	962人		158人	545人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	0人	0人	4人		8人	37人
	合計	239人	774人	966人		166人	582人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		6人	270人	▲61人		47人	26人

山手圏域		令和7年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		778人				231人	453人
ニーズ量の見込み		122人	242人	65人	333人	39人	201人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	136人	374人	267人		46人	162人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	0人	0人	4人		6人	15人
	合計	136人	374人	271人		52人	177人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		14人	132人	▲127人		13人	▲24人

精道圏域		令和7年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		701人				228人	479人
ニーズ量の見込み		76人	184人	76人	365人	57人	246人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	78人	276人	512人		82人	291人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	0人	0人	0人		2人	16人
	合計	78人	276人	512人		84人	307人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		2人	92人	71人		27人	61人

潮見圏域		令和7年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		304人				95人	195人
ニーズ量の見込み		35人	78人	14人	174人	23人	109人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	25人	124人	183人		30人	92人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	0人	0人	0人		0人	6人
	合計	25人	124人	183人		30人	98人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		▲10人	46人	▲5人		7人	▲11人

(3) 令和8年度の教育・保育の提供体制の確保の内容

市全域		令和8年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		1,705人				553人	1,181人
ニーズ量の見込み		225人	479人	148人	834人	119人	578人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	244人	776人	983人		161人	552人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	0人	0人	4人		8人	37人
	合計	244人	776人	987人		169人	589人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		19人	297人	5人		50人	11人

山手圏域		令和8年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		738人				232人	488人
ニーズ量の見込み		104人	242人	62人	316人	39人	214人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	136人	374人	267人		46人	162人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	0人	0人	4人		6人	15人
	合計	136人	374人	271人		52人	177人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		32人	132人	▲107人		13人	▲37人

精道圏域		令和8年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		661人				227人	491人
ニーズ量の見込み		85人	160人	72人	345人	57人	249人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	83人	286人	533人		85人	298人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	0人	0人	0人		2人	16人
	合計	83人	286人	533人		87人	314人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		▲2人	126人	116人		30人	65人

潮見圏域		令和8年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		303人				93人	208人
ニーズ量の見込み		36人	77人	14人	173人	23人	115人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	25人	116人	183人		30人	92人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	0人	0人	0人		0人	6人
	合計	25人	116人	183人		30人	98人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		▲11人	39人	▲4人		7人	▲17人

(4) 令和9年度の教育・保育の提供体制の確保の内容

市全域		令和9年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		1,715人				529人	1,167人
ニーズ量の見込み		251人	458人	150人	843人	113人	603人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	244人	776人	983人		161人	552人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	0人	0人	4人		8人	37人
	合計	244人	776人	987人		169人	589人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		▲7人	318人	▲6人		56人	▲14人

山手圏域		令和9年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		730人				220人	490人
ニーズ量の見込み		118人	224人	61人	313人	37人	228人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	136人	374人	267人		46人	162人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	0人	0人	4人		6人	15人
	合計	136人	374人	271人		52人	177人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		18人	150人	▲103人		15人	▲51人

精道圏域		令和9年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		689人				220人	472人
ニーズ量の見込み		93人	162人	75人	359人	55人	252人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	83人	286人	533人		85人	298人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	0人	0人	0人		2人	16人
	合計	83人	286人	533人		87人	314人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		▲10人	124人	99人		32人	62人

潮見圏域		令和9年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		299人				88人	203人
ニーズ量の見込み		40人	72人	14人	171人	21人	123人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	25人	116人	183人		30人	92人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	0人	0人	0人		0人	6人
	合計	25人	116人	183人		30人	98人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		▲15人	44人	▲2人		9人	▲25人

(5) 令和10年度の教育・保育の提供体制の確保の内容

市全域		令和10年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		1,774人				509人	1,141人
ニーズ量の見込み		246人	484人	154人	873人	111人	629人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	244人	776人	983人		161人	552人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	0人	0人	4人		8人	37人
	合計	244人	776人	987人		169人	589人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		▲2人	292人	▲40人		58人	▲40人

山手圏域		令和10年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		730人				211人	479人
ニーズ量の見込み		120人	222人	61人	313人	36人	244人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	136人	374人	267人		46人	162人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	0人	0人	4人		6人	15人
	合計	136人	374人	271人		52人	177人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		16人	152人	▲103人		16人	▲67人

精道圏域		令和10年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		728人				213人	464人
ニーズ量の見込み		87人	183人	79人	379人	54人	254人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	83人	286人	533人		85人	298人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	0人	0人	0人		2人	16人
	合計	83人	286人	533人		87人	314人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		▲4人	103人	75人		33人	60人

潮見圏域		令和10年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		316人				84人	195人
ニーズ量の見込み		39人	79人	14人	181人	21人	131人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	25人	116人	183人		30人	92人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	0人	0人	0人		0人	6人
	合計	25人	116人	183人		30人	98人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		▲14人	37人	▲12人		9人	▲33人

(6) 令和11年度の教育・保育の提供体制の確保の内容

市全域		令和11年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		1,838人				515人	1,120人
ニーズ量の見込み		249人	511人	160人	906人	111人	658人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	244人	776人	1,062人		161人	563人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	0人	0人	4人		8人	37人
	合計	244人	776人	1,066人		169人	600人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		▲5人	265人	0人		58人	▲58人

山手圏域		令和11年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		776人				213人	468人
ニーズ量の見込み		122人	241人	65人	333人	36人	260人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	136人	374人	346人		46人	173人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	0人	0人	4人		6人	15人
	合計	136人	374人	350人		52人	188人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		14人	133人	▲48人		16人	▲72人

精道圏域		令和11年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		741人				216人	460人
ニーズ量の見込み		88人	187人	80人	386人	54人	258人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	83人	286人	533人		85人	298人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	0人	0人	0人		2人	16人
	合計	83人	286人	533人		87人	314人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		▲5人	99人	67人		33人	56人

潮見圏域		令和11年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		327人				85人	190人
ニーズ量の見込み		39人	83人	15人	187人	21人	140人
提供量 (確保方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	25人	116人	183人		30人	92人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	0人	0人	0人		0人	6人
	合計	25人	116人	183人		30人	98人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		▲14人	33人	▲19人		9人	▲42人

5 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

就労等の状況により、保護者が通常の保育時間内に保育施設に子どもを迎えに行けない場合、延長して子どもをお預かりする事業として実施しています。

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登 録 者 数	414人	362人	401人	370人	381人
実 施 箇 所 数	25か所	26か所	26か所	27か所	26か所

【今後の方向性】

ニーズは一定あるものの、保護者の就労に合わせた利用になるため実際の利用者は限定されており、現在、ニーズに見合った提供体制は確保されています。今後も18時台の保育時間終了後、延長を希望する保護者のニーズに対応していきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニ ー ズ 量	436人	433人	429人	430人	437人
提 供 量	436人	433人	429人	430人	437人
山 手 圏 域	184人	183人	181人	178人	183人
精 道 圏 域	177人	174人	174人	177人	178人
潮 見 圏 域	75人	76人	74人	75人	76人
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者の就労等の理由により、放課後の適切な保護育成を必要とする小学生の健全育成を図るため、受入れを実施しています。

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登 録 児 童 数	638人	712人	752人	756人	811人
学 級 数	14か所	17か所	18か所	17か所	19か所

【今後の方向性】

入会率は上昇傾向であるが、少子化の影響から登録児童数が徐々に減少していく見通しです。

ただし、保護者のニーズによっては登録児童数の増加の可能性もあるため、状況を慎重に見極め待機児童*を出さないようにしていきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニ ー ズ 量 (低 学 年)	661人	633人	613人	582人	558人
ニ ー ズ 量 (高 学 年)	190人	209人	207人	204人	210人
合 計	851人	842人	820人	786人	768人
提 供 量	851人	842人	820人	786人	768人
過 不 足	0人	0人	0人	0人	0人

【量の見込み（学年別内訳）】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
小 学 1 年 生	241人	246人	234人	209人	215人
山手圏域	68人	75人	82人	62人	69人
精道圏域	100人	108人	86人	87人	89人
潮見圏域	73人	63人	66人	60人	57人
小 学 2 年 生	219人	208人	214人	205人	183人
山手圏域	67人	61人	67人	74人	56人
精道圏域	92人	88人	95人	76人	78人
潮見圏域	60人	59人	52人	55人	49人
小 学 3 年 生	201人	179人	165人	168人	160人
山手圏域	78人	57人	49人	54人	61人
精道圏域	83人	78人	73人	76人	59人
潮見圏域	40人	44人	43人	38人	40人
小 学 4 年 生	117人	129人	118人	113人	116人
山手圏域	45人	47人	37人	35人	40人
精道圏域	45人	55人	52人	49人	51人
潮見圏域	27人	27人	29人	29人	25人
小 学 5 年 生	49人	53人	56人	55人	55人
山手圏域	19人	24人	22人	19人	18人
精道圏域	19人	16人	21人	20人	20人
潮見圏域	11人	13人	13人	16人	17人
小 学 6 年 生	24人	27人	33人	36人	39人
山手圏域	8人	10人	13人	13人	15人
精道圏域	8人	9人	10人	12人	11人
潮見圏域	8人	8人	10人	11人	13人

(3) 子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ事業）

保護者の仕事、疾病、出産等の理由でこどもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設や里親宅において一定期間、養育及び保護を行っています。

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 日 数	13日	12日	6日	7日	54日
実 施 箇 所 数	12か所	12か所	12か所	15か所	14か所

※ 利用日数は、年間延べ日数を表記

【今後の方向性】

突発的、一時的に利用が必要な状況になることが見込まれるため、引き続き、安定したサービスの提供が可能な体制を目指します。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニ ー ズ 量	80日	80日	80日	80日	80日
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	14か所	14か所	14か所	14か所	14か所
提 供 量	80日	80日	80日	80日	80日
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0日	0日	0日	0日	0日

※ ニーズ量及び提供量は、年間延べ日数を表記

(4) 地域子育て支援拠点事業

子育て支援サービスなどに関する情報提供、子育てについての相談及び助言を行うとともに、子育て中の保護者と子どもが気軽に遊べる場を提供しています。

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 者 数	39,216人	8,385人	15,394人	21,547人	26,728人
実 施 箇 所 数 (出張ひろば含む)	3か所	3か所	5か所	6か所	6か所

※ 利用者数は、年間延べ人数を表記

【今後の方向性】

市内のいずれの圏域でも同水準の子育て支援サービスなどを提供できるように努めます。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年	令和11年度
ニ ー ズ 量	4,417人	4,560人	4,442人	4,320人	4,282人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	6か所	6か所	6か所	6か所	6か所
山 手 圏 域	1,471人	1,520人	1,480人	1,440人	1,426人
精 道 圏 域	1,473人	1,520人	1,481人	1,440人	1,428人
潮 見 圏 域	1,473人	1,520人	1,481人	1,440人	1,428人

※ ニーズ量は、月間延べ人数を表記

(5-1) 幼稚園、認定こども園における一時預かり事業

園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、幼稚園及び認定こども園全園において、在園児を対象に教育時間後等に保育する預かり保育を実施しています。

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 者 数	35,238人	28,099人	35,736人	30,927人	33,500人
実 施 箇 所 数	9か所	9か所	9か所	11か所	12か所

※ 利用者数は、年間延べ人数を表記

【今後の方向性】

市内の幼稚園及び認定こども園全園で実施しており、利用者数の実績から一定数のニーズがあると認められます。幼稚園及び認定こども園における一時預かり事業は、利用者に対する子育て支援として定着しているため、引き続き提供体制を充実していきます。

【量の見込みと確保方策】

【3歳】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量（1号認定による利用）	3,193人	3,120人	3,472人	3,418人	3,458人
ニーズ量（2号認定による利用）	12,391人	12,140人	13,403人	13,152人	13,152人
提 供 量	15,584人	15,260人	16,875人	16,570人	16,610人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

※ ニーズ量及び提供量は、年間延べ人数を表記

【4・5歳】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量（1号認定による利用）	6,978人	6,591人	6,328人	6,705人	7,065人
ニーズ量（2号認定による利用）	26,806人	25,292人	24,531人	25,794人	26,806人
提 供 量	33,784人	31,883人	30,859人	32,499人	33,871人
過 不 足 （提供量－ニーズ量）	0人	0人	0人	0人	0人

※ ニーズ量及び提供量は、年間延べ人数を表記

【3歳～5歳】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニーズ量（1号認定による利用）	10,171人	9,711人	9,800人	10,123人	10,523人
ニーズ量（2号認定による利用）	39,197人	37,432人	37,934人	38,946人	39,958人
提 供 量	49,368人	47,143人	47,734人	49,069人	50,481人
過 不 足 （提供量－ニーズ量）	0人	0人	0人	0人	0人

※ ニーズ量及び提供量は、年間延べ人数を表記

(5-2) 保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業

保護者の就労等による一時的な保育、傷病等による緊急時の保育及び家庭で育児をしている保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担の解消等に対応するため、保育所等で預かり保育を実施しています。

その他、こどもの一時的な預かりの受皿としての役割を、ファミリー・サポート・センター事業が担っています。

なお、ファミリー・サポート・センター事業とは、育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償でこどもを自宅で預かる相互援助活動です。

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保 育 所 等 の 一 時 預 かり	1,089人	416人	1,691人	1,407人	2,018人
ファミリー・サポ ート・センター	3,712人	2,561人	3,245人	2,508人	2,867人

※ 利用者数は、年間延べ人数を表記

【今後の方向性】

保育所等の一時預かり事業は、現在市内の市立認定こども園1か所、私立保育園1か所、私立認定こども園4か所で実施しています。ニーズ量に合う提供体制を確保できるよう取り組んでいきます。ファミリー・サポート・センター事業については、援助会員数の拡充に取り組み、こどもの一時的な預かりの受皿としての役割を継続して実施していきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニ ー ズ 量	5,095人	5,077人	5,055人	5,062人	5,105人
提 供 量	5,095人	5,077人	5,055人	5,062人	5,105人
保 育 所 等 の 一 時 預 かり	2,228人	2,210人	2,188人	2,195人	2,238人
ファミリー・サポ ート・センター	2,867人	2,867人	2,867人	2,867人	2,867人
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

※ ニーズ量及び提供量は、年間延べ人数を表記

(6) 病児保育事業

病気や病気回復期のこどもで、保護者の就労等の理由により、保護者が保育できない際に、保育施設等でこどもを預かる事業として実施しています。

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 者 数	353人	111人	474人	563人	621人
実 施 箇 所 数	1か所	1か所	2か所	2か所	2か所

※ 利用者数は、年間延べ人数を表記

【今後の方向性】

現在市立芦屋病院の病児・病後児保育ルーム及び精道こども園病児・病後児保育ルームの2か所で事業を実施しています。今後も様々なニーズを伺いながら、より多くの方に必要な時に利用していただけるよう取り組んでいきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニ ー ズ 量 (就 学 前)	166人	165人	164人	164人	167人
ニ ー ズ 量 (小 学 生)	557人	538人	524人	508人	489人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所
提 供 量	723人	703人	688人	672人	656人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

※ ニーズ量及び提供量は、年間延べ人数を表記

(7) 子育て援助活動支援事業（小学生のみ） （ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業では、小学生の放課後における一時的な預かりの受皿としての役割も担っています。

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 者 数	2,547人	1,671人	1,718人	1,518人	1,768人

※ 利用者数は、年間延べ人数を表記

【今後の方向性】

援助会員数の確保に取り組み、こどもの一時的な預かりの受皿としての役割を継続して実施していきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
ニ ー ズ 量	2,362人	2,282人	2,222人	2,154人	2,073人
提 供 量	2,362人	2,282人	2,222人	2,154人	2,073人
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

※ ニーズ量及び提供量は、年間延べ人数を表記

(8) 利用者支援事業

特定型では、ほいく課にて保育コンシェルジュ*が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供し、必要に応じて案内やサポートを行います。

母子保健型では、子育て世代包括支援センターにて保健師が、妊娠・出産・子育てに関する身近な相談窓口として、情報提供や関係機関と連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートし、令和5（2023）年4月より、改正児童福祉法によりこども家庭総合支援拠点と設立の意義や機能は維持したうえで組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭・保健センターを設置し、今後は利用者支援事業（こども家庭センター型）として相談支援体制の強化を図ります。

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特 定 型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
母 子 保 健 型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

【今後の方向性】

特定型では、平成27（2015）年度から保育コンシェルジュを配置して、保育所等の利用や一時預かり等の他の子育て支援情報の提供を行っております。相談件数に対する配置か所も適正であることから、引き続き現状維持で実施していきます。

【確保方策】

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
実施箇所数 (確保方策)	特 定 型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	こども家庭 センター型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
	合 計	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所

(9) 妊婦健康診査

妊婦健康診査の適切な受診を促進し、母体や胎児の健康を確保するため、母子健康手帳の交付を受けた方・本市へ転入された妊婦を対象とし、妊婦健康診査にかかった費用について14回分までの助成を行っています。平成28（2016）年度に、妊婦健康診査費助成額の上限を86,000円に、令和元（2019）年度には上限を106,000円に拡充しています。

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 者 数	1,027人	929人	883人	877人	826人

※利用者数は、妊娠期間の関係により2か年度にわたり健診を受ける場合、各年度にそれぞれ「1」を計上した人数を表記

【今後の方向性】

継続して妊娠中の健康診査の受診を促進し母体や胎児の健康を確保するため、助成を行っていきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推 計 値	554人	552人	528人	509人	514人
実 施 体 制 (確 保 方 策)	医療機関等にて実施				

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

産婦・新生児・乳児を対象に助産師、保健師等が家庭訪問による子育てなどの助言や相談を行い、支援の必要な方の早期把握に取り組んでいます。

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪 問 件 数	535件	470件	426件	470件	471件

※ 訪問件数は、年間延べ件数を表記

【今後の方向性】

継続して専門職が訪問し、養育環境を把握し育児情報の提供や保健相談を行い、育児支援を行っていきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推 計 値	554件	552件	528件	509件	514件
実 施 体 制 (確 保 方 策)	こども家庭・保健センターにて実施				

※ 推計値は、年間延べ件数を表記

(11) 養育支援訪問事業等

乳児家庭全戸訪問事業等で把握した支援を必要とする家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する相談・支援等を行います。事業が効果的に実施されるように定期的に担当者による連絡会を行い、連携を図っています。

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
世 帯 数	2世帯	10世帯	10世帯	13世帯	35世帯
訪 問 回 数	18回	48回	81回	52回	240回

※ 訪問回数は、年間延べ回数を表記

【今後の方向性】

利用できる条件を緩和したため、希望者が増加し、支援につながっています。継続して、支援が必要な家庭に届くように実施していきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推 計 値	229回	224回	220回	216回	214回
実 施 体 制 (確保方策)	こども家庭・保健センターにて実施				

※ 推計値は、年間延べ回数を表記

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の所得の状況を勘案して、教材や行事費等の費用の一部を補助しています。

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 者 数	464人	298人	234人	278人	280人

※ 利用者数は、年間延べ人数を表記

【今後の方向性】

教育・保育給付認定保護者のうち、低所得で生計が困難である者のこどもが、円滑な教育・保育の利用を図り、健やかな成長を支援するため、日用品・文房具等必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等の実費負担の部分について、引き続き助成を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の充実を進める上で、新規参入事業者に対して巡回訪問等を行うほか、私立認定こども園における特別な配慮が必要なこどもの受入体制を支援し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図っています。

【実施状況】

ア 新規参入施設への巡回

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象施設数	0か所	0か所	0か所	4か所	0か所

イ 認定こども園特別支援教育・保育

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
対象者数	6人	5人	0人	1人	2人

【今後の方向性】

新規事業者に対し、私立認可保育施設への保育士による巡回訪問を引き続き実施し、保育環境や保育内容について相談や助言を行います。

特別な配慮が必要なこどもについては、各施設において個別支援シートを作成し、適切な支援を提供しています。また、インクルーシブ教育・保育*研修会を実施し、引き続き全体的な保育の質の向上に努めています。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的としています。

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延 べ 人 数	－	－	－	－	3人

【今後の方向性】

各種の子育て支援を実施することにより、家庭・養育環境を整えるための支援を継続して行っています。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推 計 値	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日
実 施 体 制 (確 保 方 策)	20人日	20人日	20人日	20人日	20人日

(15) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型の相談支援を充実し、経済的支援を一体として実施します。かかりつけの相談機関とつながり、身近で相談できる安心感・孤立を防止します。

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利 用 者 数	－	－	－	1,288人	1,227人

※ 利用者数は、年間延べ人数を表記

【今後の方向性】

妊娠・出産期からの切れ目ない支援に配慮し、母子保健関連施策との連携の確保を継続していきます。

【確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推 計 値	1,662人	1,656人	1,584人	1,527人	1,542人
実 施 体 制 (確 保 方 策)	1,662人	1,656人	1,584人	1,527人	1,542人

(16) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポートを行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行っています。

【実施状況】

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
延 べ 件 数	－	3件	86件	127件	77件

※ 利用件数は、年間延べ件数を表記

【今後の方向性】

妊娠期からの情報提供を行い、退院直後からでも、支援が必要な母子に対して産後ケアが受けられるよう、また子育て支援としても利用できるよう充実を図っていきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
推 計 値	110人日	110人日	105人日	101人日	102人日
実 施 体 制 (確 保 方 策)	110人日	110人日	105人日	101人日	102人日

1 推進体制

行政と市民や地域との連携により地域社会が一体となつてこども・若者・子育て支援を行うことが大切であり、市民自身が市民を支えるため、地域で活動している民生委員・児童委員*、福祉推進委員、「子ども会」、コミュニティ・スクール*（通称：コミスク）等の団体、市民のボランティア活動等の充実に向けて支援し、市民等との協働*による計画推進を図ります。

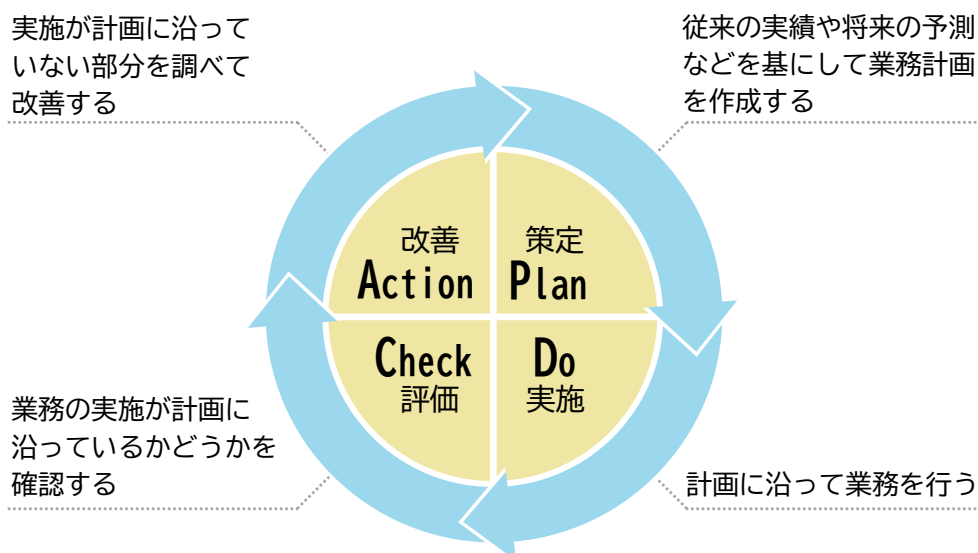
計画の円滑な実施のために、市長を本部長とする「こども・若者輝く未来プラン「あしや」推進本部」が中心となり、庁内関係各課が具体的施策の進行状況について共有するとともに推進していきます。なお、本計画は、こどもの福祉又は教育に関する事項を定めた他計画と調和を保ち、整合を図りながら推進していきます。

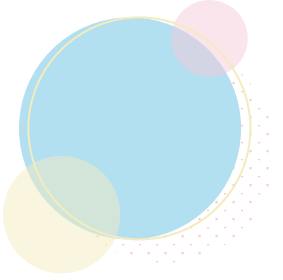
市は、国や県と相互に連携を図りながら、必要な助言及び適切な援助を受けるとともに、特に専門性の高い施策及び市域を超えた広域的な対応が必要な場合は諸般の措置を講じていきます。

2 計画の進行管理

本計画に基づく取組の実施にあたっては、「芦屋市こども・若者未来応援会議」において、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを検討するなど、PDCAサイクル*により本計画を計画的かつ円滑に推進していきます。

PDCAサイクルのイメージ





資料編

1 こども基本法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「こども」とは、心身の発達の過程にある者をいう。

2 この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- 一 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- 二 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- 三 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

(基本理念)

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。

五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難な子どもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。

六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。
(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の努力)

第六条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の努力)

第七条 国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする。

(年次報告)

第八条 政府は、毎年、国会に、我が国におけるこどもをめぐる状況及び政府が講じたこども施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

2 前項の報告は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法（平成十五年法律第百三十三号）第九条第一項に規定する少子化の状況及び少子化に対処するために講じた施策の概況
- 二 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第六条第一項に規定する我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十四号）第八条第一項に規定するこどもの貧困の状況及びこどもの貧困の解消に向けた対策の実施の状況

第二章 基本的施策

(こども施策に関する大綱)

第九条 政府は、こども施策を総合的に推進するため、こども施策に関する大綱（以下「こども大綱」という。）を定めなければならない。

2 こども大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 こども施策に関する基本的な方針
- 二 こども施策に関する重要事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、こども施策を推進するために必要な事項

3 こども大綱は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

- 一 少子化社会対策基本法第七条第一項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
- 二 子ども・若者育成支援推進法第八条第二項各号に掲げる事項
- 三 こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第九条第二項各号に掲げる事項
- 4 こども大綱に定めるこども施策については、原則として、当該こども施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。
- 5 内閣総理大臣は、こども大綱の案につき閣議の決定を求めなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、こども大綱を公表しなければならない。
- 7 前二項の規定は、こども大綱の変更について準用する。
(都道府県こども計画等)
- 第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
(こども施策に対するこども等の意見の反映)
- 第十一条 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
(こども施策に係る支援の総合的かつ一体的な提供のための体制の整備等)
- 第十二条 国は、こども施策に係る支援が、支援を必要とする事由、支援を行う関係機関、支援の対象となる者の年齢又は居住する地域等にかかわらず、切れ目なく行われるようにするため、当該支援を総合的かつ一体的に行う体制の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。
(関係者相互の有機的な連携の確保等)
- 第十三条 国は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、医療、保健、福祉、教育、療育等に関する業務を行う関係機関相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。

- 2 都道府県及び市町村は、こども施策が適正かつ円滑に行われるよう、前項に規定する業務を行う関係機関及び地域においてこどもに関する支援を行う民間団体相互の有機的な連携の確保に努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、前項の有機的な連携の確保に資するため、こども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うための協議会を組織することができる。
- 4 前項の協議会は、第二項の関係機関及び民間団体その他の都道府県又は市町村が必要と認める者をもって構成する。

第十四条 国は、前条第一項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 都道府県及び市町村は、前条第二項の有機的な連携の確保に資するため、個人情報の適正な取扱いを確保しつつ、同項の関係機関及び民間団体が行うこどもに関する支援に資する情報の共有を促進するための情報通信技術の活用その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容についての周知）

第十五条 国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。

（こども施策の充実及び財政上の措置等）

第十六条 政府は、こども大綱の定めるところにより、こども施策の幅広い展開その他のこども施策の一層の充実を図るとともに、その実施に必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第三章 こども政策推進会議

（設置及び所掌事務等）

第十七条 こども家庭庁に、特別の機関として、こども政策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 こども大綱の案を作成すること。
 - 二 前号に掲げるもののほか、こども施策に関する重要事項について審議し、及びこども施策の実施を推進すること。
 - 三 こども施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、他の法令の規定により会議に属させられた事務
- 3 会議は、前項の規定によりこども大綱の案を作成するに当たり、こども及びこどもを養育する者、学識経験者、地域においてこどもに関する支援を行う民間団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

（組織等）

第十八条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第九条第一項に規定する特命担当大臣で

あって、同項の規定により命を受けて同法第十一条の三に規定する事務を掌理するもの
二 会長及び前号に掲げる者以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
(資料提出の要求等)

第十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十条 前三条に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。

(検討)

第二条 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況及びこども施策の実施の状況を勘案し、こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか等の観点からその実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備その他の基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策について検討を加え、その結果に基づき、法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 芦屋市子ども・子育て会議

(1) 芦屋市子ども・子育て会議条例（抜粋）

平成25年6月28日

条例第20号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項の規定に基づき、芦屋市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

（令5条例9・一部改正）

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理する。

（令5条例9・一部改正）

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保育所関係者
- (3) 幼稚園関係者
- (4) 保護者団体関係者
- (5) 子育て支援団体関係者
- (6) 事業主団体関係者
- (7) 労働者団体関係者
- (8) 市民
- (9) 行政関係者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長の指名する者がこれに当たる。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条(第3項を除く。)の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子どもの政策に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 3 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(令和5年3月22日条例第9号抄)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(2) 委員名簿

【令和5年度】

分 野	氏 名	所 属 等
学識経験者	寺見 陽子	神戸松蔭女子学院大学
	西村 真実	武庫川女子大学
保育所関係	池永 直子	芦屋市立精道こども園
	泉 恵美子	愛光幼稚園
	宮脇 百美	fun.fun place
幼稚園関係	巽 愛子	芦屋市立潮見幼稚園
	武田 淳	芦屋みどり幼稚園
保護者団体	山浦 枝莉	芦屋市保育推進保護者会協議会
	平井 恭子	芦屋市PTA協議会
	友廣 剛	芦屋市学童保育保護者連絡会
子育て支援団体	山川 範	芦屋市社会福祉協議会
	中田 伊都子	芦屋市民生児童委員協議会
	加藤 純子	芦屋市子ども会連絡協議会
事業主団体	武田 義勇貴	芦屋市商工会
労働者団体	浜木 望	芦屋地方労働組合協議会
市民	ウィルソン 恵	市民委員
	大塚 洋平	市民委員
行政	野村 大祐	芦屋市教育委員会教育部参事（学校教育担当部長）
	中西 勉	芦屋市こども福祉部参事（こども家庭担当部長）

【令和6年度】

分 野	氏 名	所 属 等
学識経験者	寺見 陽子	一般社団法人オフィステラ代表 元神戸松蔭女子学院大学 教授
	西村 真実	武庫川女子大学教育学部教育学科 准教授
保育所関係	池永 直子	芦屋市立精道こども園 所長
	泉 恵美子	愛光幼稚園 園長
	宮脇 百美	fun.fun place 施設長
幼稚園関係	巽 愛子	芦屋市立潮見幼稚園 園長
	武田 淳	芦屋みどり幼稚園 理事長
保護者団体	西川 華奈子	芦屋市PTA協議会 事務局長
	友廣 剛	芦屋市学童保育保護者連絡会
子育て支援団体	山川 範	芦屋市社会福祉協議会 事務局長
	中田 伊都子	芦屋市民生児童委員協議会（主任児童委員）
	加藤 純子	芦屋市子ども会連絡協議会 常任理事
事業主団体	武田 義勇貴	芦屋市商工会 理事
労働者団体	浜木 望	芦屋地方労働組合協議会 特別執行委員
市民	ウイルソン 恵	市民委員
	大塚 洋平	市民委員
行政	山本 卓見	芦屋市教育委員会教育部参事（学校教育担当部長）
	茶嶋 奈美	芦屋市こども福祉部参事（こども家庭担当部長）

(3) 芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部設置要綱

平成25年10月1日

(設置)

第1条 芦屋市子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画の実現を目指す施策を総合的に推進するため、芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の策定及び計画の総合的な推進に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援事業計画に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するための必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

3 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、こども福祉部参事(こども家庭担当部長)をもって充て、副委員長は、こども政策課長をもって充てる。

4 委員長は、幹事会を代表する。

5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(平27.4.1・平29.4.1・平31.4.1・令4.4.1・令5.4.1・一部改正)

(専門部会)

第6条 幹事会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、こども福祉部参事(こども家庭担当部長)が指名する。

(令5.4.1・一部改正)

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、こども政策に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(令5.4.1・令5.6.9・令5.8.1・令6.10.1・一部改正)

教育長

技監

企画部長

総務部長

市民生活部長

こども福祉部長

こども福祉部参事(こども家庭担当部長)

都市政策部長

都市政策部参事(都市基盤担当部長)

会計管理者

上下水道部長

市立芦屋病院事務局長
消防長
教育委員会教育部長
教育委員会教育部参事(学校教育担当部長)

別表第2(第5条関係)

(平27.4.1・平29.4.1・平31.4.1・令2.4.1・令3.4.1・令4.4.1・令5.4.1・令5.6.9・令6.4.1・令6.10.1・一部改正)

企画部市長公室政策推進課長
企画部市長公室市民参画・協働推進課長
総務部総務室総務課長
総務部財務室財政課長
市民生活部市民室人権・男女共生課長
市民生活部市民室児童センター所長
市民生活部環境・経済室地域経済振興課長
こども福祉部福祉室地域福祉課長
こども福祉部福祉室障がい福祉課長
こども福祉部こども家庭室ほいく課長
こども福祉部こども家庭室主幹(保育向上担当課長)
こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター長
こども福祉部こども家庭室主幹(健康増進・母子保健担当課長)
都市政策部都市戦略室都市政策課長
都市政策部都市基盤室主幹(維持施設担当課長)
上下水道部水道管理課長
市立芦屋病院事務局総務課長
消防本部消防室総務課長
教育委員会教育部教育統括室管理課長
教育委員会教育部教育統括室社会教育推進課長
教育委員会教育部教育統括室青少年育成課長
教育委員会教育部学校教育室保健安全・特別支援教育課長

(4) 策定経過

【令和5年度】

開催（実施）日	開催（実施）事項	内 容
令和5年7月26日	令和5年度第1回 芦屋市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画令和4年度実績報告まとめについて
令和5年8月24日	令和5年度第2回 芦屋市子ども・子育て会議	放課後児童健全育成事業について次期計画策定に係るアンケート調査票について
令和5年9月15日	令和5年度第3回 芦屋市子ども・子育て会議	次期計画策定に係るアンケート調査票について
令和5年10月10日	令和5年度第1回 芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部幹事会	次期計画策定に係るアンケート調査について
令和5年10月25日	令和5年度第1回 芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部会議	次期計画策定に係るアンケート調査について
令和6年3月15日	令和5年度第4回 芦屋市子ども・子育て会議	特定教育・保育施設の利用定員の設定について 次期計画策定に係るアンケート調査結果について

【令和6年度】

開催（実施）日	開催（実施）事項	内 容
令和6年8月1日	令和6年度第1回 芦屋市子ども・子育て会議	子ども・子育て支援事業計画令和5年度実績報告について 第3期計画の原案について
令和6年10月8日	令和6年度第2回 芦屋市子ども・子育て会議	第3期計画の原案について
令和6年10月29日	令和6年度第1回 芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部幹事会及び芦屋市子ども・若者計画推進本部幹事会	第3期計画の原案について
令和6年11月13日	令和6年度第1回 芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部会議及び芦屋市子ども・若者計画推進本部会議	第3期計画の原案について
令和6年12月16日～ 令和7年1月24日	パブリックコメント	意見件数 145件（56名）
令和7年1月30日	令和6年度第3回 芦屋市子ども・子育て会議	第3期計画の原案について
令和7年2月3日	令和6年度第2回 芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部幹事会及び芦屋市子ども・若者計画推進本部幹事会	第3期計画の原案について
令和7年2月5日	令和6年度第2回 芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部会議及び芦屋市子ども・若者計画推進本部会議	第3期計画の原案について

3 芦屋市青少年問題協議会

(1) 芦屋市青少年問題協議会条例（抜粋）

昭和36年7月31日

条例第20号

（設置）

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき、芦屋市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を置く。

（平19条例14・平26条例6・一部改正）

（組織）

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 青少年関係団体の代表者

(3) 市民

(4) 関係行政機関の職員

（平19条例14・平26条例6・一部改正）

（任期）

第3条 委員の任期は2年とし、補欠の委員は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（平19条例14・一部改正）

（会長及び副会長）

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（平26条例6・全改）

（招集）

第5条 協議会は、会長が招集する。

（定足数及び表決）

第6条 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（補則）

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮つて定める。

（平26条例6・全改）

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

附則(平成19年3月20日条例第14号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附則(平成26年3月24日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の芦屋市青少年問題協議会条例(以下「旧条例」という。)第2条第2項の規定により委嘱又は任命されている委員の任期は、平成27年8月31日までとする。
- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から平成27年8月31日までの間に、新たに委嘱又は任命される委員の任期は、この条例による改正後の芦屋市青少年問題協議会条例(以下「新条例」という。)第3条の規定にかかわらず、同日までとする。
- 4 新条例第4条第2項の規定は、施行日以後の新たな会長の選任について適用する。
(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 5 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(2) 委員名簿

【令和5年度】

分 野	氏 名	所 属 等
学識経験者	山下 晃一	神戸大学大学院教授
	赤木 和重	神戸大学大学院教授
組織代表者	入江 祝栄	芦屋市青少年育成愛護委員会会長
	松枝 泰生	芦屋市保護司会会長
	芳村 美由紀	芦屋市PTA協議会副会長
	足立 裕一	芦屋市自治会連合会副会長
	山田 佐知	芦屋市民生児童委員協議会主任児童委員
	大川 啓子	芦屋市子ども会連絡協議会常任理事
公募委員	藤田 賀容子	市民公募委員
関係行政機関の職員	西端 充志	芦屋市立潮見中学校校長
	山下 恭範	芦屋警察署生活安全課課長
	野村 大祐	芦屋市教育委員会教育部参事

【令和6年度】

分 野	氏 名	所 属 等
学識経験者	山下 晃一	神戸大学大学院教授
	赤木 和重	神戸大学大学院教授
組織代表者	入江 祝栄	芦屋市青少年育成愛護委員会会長
	松枝 泰生	芦屋市保護司会会長
	芳村 美由紀	芦屋市PTA協議会副会長
	足立 裕一	芦屋市自治会連合会副会長
	山田 佐知	芦屋市民生児童委員協議会主任児童委員
	大川 啓子	芦屋市子ども会連絡協議会常任理事
公募委員	藤田 賀容子	市民公募委員
関係行政機関の職員	西端 充志	芦屋市立潮見中学校校長
	山下 恭範	芦屋警察署生活安全課課長
	山本 卓見	芦屋市教育委員会教育部参事

(3) 芦屋市子ども・若者計画推進本部設置要綱

平成26年6月1日

(設置)

第1条 芦屋市子ども・若者計画を策定し、計画の実現を目指す施策を総合的に推進するため、芦屋市子ども・若者計画推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・若者計画の策定及び計画の総合的な推進に関すること。
- (2) 子ども・若者計画に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するための必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長及び教育長をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。
- 3 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

- 2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。
- 3 委員長は、教育部参事(学校教育担当部長)をもって充て、副委員長は、教育部学校教育室青少年愛護センター所長をもって充てる。
- 4 委員長は、幹事会を代表する。
- 5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。
- 6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。
- 7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(平30.12.1・令6.10.1・一部改正)

(専門部会)

第6条 幹事会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、教育部参事(学校教育担当部長)が指名する。

(令6.10.1・一部改正)

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、子ども・若者育成支援推進法(平成21年法律第71号)に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年10月1日から施行する。

別表第1(第3条関係)

(平27.1.1・令6.10.1・一部改正)

技監

企画部長

総務部長

市民生活部長

こども福祉部長

こども福祉部参事(こども家庭担当部長)

都市政策部長

市立芦屋病院事務局長

教育委員会教育部長

教育委員会教育部参事(学校教育担当部長)

別表第2(第5条関係)

(平27.1.1・平27.4.1・平30.12.1・令元.10.1・令6.10.1・一部改正)

企画部市長公室政策推進課長

企画部国際文化推進室国際文化推進課長

企画部国際文化推進室スポーツ推進課長

企画部国際文化推進室図書館館長

総務部総務室総務課長

総務部財務室財政課長

市民生活部市民室人権・男女共生課長

市民生活部環境・経済室地域経済振興課長

市民生活部市民室児童センター所長

こども福祉部福祉室地域福祉課長

こども福祉部福祉室主幹(地域共生推進担当課長)

こども福祉部福祉室主幹(福祉センター施設担当課長)

こども福祉部福祉室生活援護課長
こども福祉部福祉室障がい福祉課長
こども福祉部こども家庭室こども政策課長
こども福祉部こども家庭室ほいく課長
こども福祉部こども家庭室主幹(保育向上担当課長)
こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター長
都市政策部都市基盤室道路・公園課長
都市政策部都市基盤室基盤整備課長
市立芦屋病院事務局総務課長
教育委員会教育部教育統括室管理課長
教育委員会教育部教育統括室社会教育推進課長
教育委員会教育部教育統括室青少年育成課長
教育委員会教育部学校教育室学校教育課長
教育委員会教育部学校教育室学校支援課長
教育委員会教育部学校教育室保健安全・特別支援教育課長
教育委員会教育部学校教育室打出教育文化センター所長

(4) 策定経過

【令和5年度】

開催（実施）日	開催（実施）事項	内 容
令和5年6月1日	令和5年度第1回芦屋市青少年問題協議会	子育てを取り巻く現状 第3期 芦屋市子ども・若者計画 （令和7年度～）について
令和5年8月18日	令和5年度第2回芦屋市青少年問題協議会	第3期子ども・若者計画（令和7年度～）について
令和5年11月2日	令和5年度第3回芦屋市青少年問題協議会	第3期子ども・若者計画（令和7年度～）のアンケートについて

【令和6年度】

開催（実施）日	開催（実施）事項	内 容
令和6年6月25日	令和6年度第1回芦屋市青少年問題協議会	進路追跡調査についての報告 第2期芦屋市子ども・若者計画 令和5年度実績報告について 第3期子ども・若者計画（令和7年度～）アンケート調査について
令和6年8月29日	令和6年度第2回芦屋市青少年問題協議会	第2期芦屋市子ども・若者計画 令和5年度実績報告について 第3期子ども・若者計画（令和7年度～）アンケート調査について 第3期子ども・若者計画（令和7年度～）について
令和6年10月28日	令和6年度第3回芦屋市青少年問題協議会	進路追跡調査について 第3期子ども・若者未来応援プラン「あしや」（令和7年度～）について
令和6年10月29日	令和6年度第1回 芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部幹事会及び芦屋市子ども・若者計画推進本部幹事会	第3期計画の原案について
令和6年11月13日	令和6年度第1回 芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部会議及び芦屋市子ども・若者計画推進本部会議	第3期計画の原案について
令和6年12月16日～ 令和7年1月24日	パブリックコメント	意見件数 145件（56名）
令和7年1月29日	令和6年度第4回芦屋市青少年問題協議会	第3期計画の原案について
令和7年2月3日	令和6年度第2回 芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部幹事会及び芦屋市子ども・若者計画推進本部幹事会	第3期計画の原案について
令和7年2月5日	令和6年度第2回 芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部会議及び芦屋市子ども・若者計画推進本部会議	第3期計画の原案について

4 芦屋市こども・若者未来応援会議

芦屋市こども・若者未来応援会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第72条第1項及び地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号)第1条の規定に基づき、芦屋市こども・若者未来応援会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務に関する事。
- (2) 地方青少年問題協議会法第2条第1項各号に掲げる事務に関する事。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市のこども・若者に係る施策の推進に関し必要と認める事。

(組織)

第3条 会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 就学前教育・保育施設関係者
- (3) 保護者団体関係者
- (4) 子育て支援団体関係者
- (5) 青少年関係団体関係者
- (6) 事業主団体関係者
- (7) 労働者団体関係者
- (8) 市民
- (9) 関係行政機関の職員
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(部会)

第7条 会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長の指名する者がこれに当たる。

4 部会長は、当該部会を招集し、その議長となる。

5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 前条第2項及び第4項の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、こども政策に関する事務を所管する課及び若者政策に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(芦屋市子ども・子育て会議条例の廃止)

2 芦屋市子ども・子育て会議条例（平成25年芦屋市条例第20号）は、廃止する。

(芦屋市青少年問題協議会条例の廃止)

3 芦屋市青少年問題協議会条例（昭和36年芦屋市条例第20号）は、廃止する。

(芦屋市子ども・子育て会議条例の廃止に伴う経過措置)

4 この条例の施行の際、現に芦屋市子ども・子育て会議の委員である者（次項に該当する者を除く。）は、この条例の施行の日に、第3条第2項の規定により会議の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和7年4月30日までとする。

(芦屋市青少年問題協議会条例の廃止に伴う経過措置)

5 この条例の施行の際、現に芦屋市青少年問題協議会の委員である者は、この条例の施行の日に、第3条第2項の規定により会議の委員として委嘱又は任命されたものとみなす。この場合において、その委嘱又は任命されたものとみなされる委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和7年8月31日までとする。

(任期の特例)

6 第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年9月1日から令和9年8月31日までの間に、会議の委員として委嘱又は任命される者の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。

(芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 7 芦屋市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年芦屋市条例第13号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 8 芦屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年芦屋市条例第26号)の一部を次のように改正する。

第3条中「芦屋市子ども・子育て会議条例(平成25年芦屋市条例第20号)」を「芦屋市こども・若者未来応援会議条例(令和7年芦屋市条例第 号)」に、「芦屋市子ども・子育て会議」を「芦屋市こども・若者未来応援会議」に改める。

(芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

- 9 芦屋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年芦屋市条例第27号)の一部を次のように改正する。

第3条中「芦屋市子ども・子育て会議条例(平成25年芦屋市条例第20号)」を「芦屋市こども・若者未来応援会議条例(令和7年芦屋市条例第 号)」に、「芦屋市子ども・子育て会議」を「芦屋市こども・若者未来応援会議」に改める。

5 用語解説

【あ行】

○医療的ケア児

日常生活および社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰（かたん）吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童。

○インクルーシブ教育・保育

保育所等で実施する個別的配慮が必要な児童と他の児童が集団で共に学び育ちあう教育及び保育のこと。

【か行】

○学校基本調査

学校に関する基本的事項を調査し、学校教育行政上の基礎資料を得ることを目的とするもの。

○企業主導型保育施設

企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、仕事と子育ての両立に資することを目的とする事業（認可外保育施設に分類される）。

○キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

○キャリアパスポート

文部科学省が2020年4月から新学習指導要領により導入した制度。児童生徒が、小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる様々な活動について、特別活動の学級活動及びホームルーム活動を中心として、各教科等と行き来し、自らの学習状況やキャリア形成について、見通しや振り返りをしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫されたポートフォリオ（教育における個人の評価方法）のこと。

○協働

市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、目的を達するために互いに尊重し、補完し、協力すること。

○圏域

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情

に応じ、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域。

○合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯、何人の子どもを生むのかを推計したもの。

○子ども・子育て会議

「子ども・子育て支援法」第72条第1項の規定に基づき、設置されたもの。学識経験者、組織代表者、公募委員、市職員で構成されている。子ども・子育て会議は、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たしている。

○子ども・子育て支援新制度

平成27（2015）年4月から開始した、就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度のこと。①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指している。

○子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を実現するために、平成24（2012）年8月に成立した法律。

○コミュニティ・スクール

小学校区を基本とした地域において、文化活動・スポーツ活動・福祉活動・地域活動等を通じて、よりよいコミュニティの創造・発展を図ることを目的に、昭和53（1978）年から順次設立され、現在9団体が小学校等を利用し活動している団体（通称コミスク）。

【さ行】

○次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的とした法律。平成17（2005）年に施行された10年間の時限立法（令和6年改正により令和17（2035）年3月31日まで延長）で、この法律に基づき、国・自治体・事業主は、次世代育成支援のための行動計画を策定することとされている。

○市町村子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援法」第61条の規定に基づき、市町村が、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関して定める計画。

○実費徴収

毎月の保育料以外で施設が独自に給食費、通園費、その他（遠足等の園外活動費、学用品費・教材費、制服等の被服費等）を徴収すること。

○児童虐待

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその児童（18歳未満）に身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を行う行為。

○出生割合

総出生数に占める母親の年齢別の出生数の割合のこと。

○小規模保育事業

比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施する事業のこと。（6～19人まで）

○食育

さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

【た行】

○待機児童

「入所待ち児童」の人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いたもの。

○地域子ども・子育て支援事業

「子ども・子育て支援法」第59条の規定に基づき、市町村が子ども・子育て家庭等を対象として実施する事業。

○地産地消

国内の地域で生産された農林水産物（食用に供されるものに限る。）を、その生産された地域内において消費すること。

○特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【な行】

○入所待ち児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童のこと。

○認定区分

- ・1号認定：満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性＊なし）の就学前の子どものこと。
- ・2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものこと。
- ・3号認定：3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものこと。

○認定こども園

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」による学校及び児童福祉施設の両方の法的位置付けを持ち、幼稚園と保育所の良いところを生かし、子どもたちの「教育」「保育」「子育て」を総合的にサポートする施設。

【は行】

○PDCAサイクル

事業活動等において、計画から改善までの過程を循環させ、質を高めようという考え方。Plan（計画）、Do（実施）、Check（評価）、Action（改善）の頭文字をとったもの。

○病児保育

病気や病気回復期のこどもで、保護者の就労等の理由により、保護者が保育できない際に、保育施設等でこどもを預かり、保育すること。

○福祉推進委員

「社会福祉協議会」から委嘱された地域福祉を推進する活動を行う人。地域の見守りや高齢者の生きがいづくり活動など自主的な活動を行いながら、福祉のまちづくりを推進している。

○保育コンシェルジュ

保育現場の経験がある保育士が、保護者に対して、保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援すること。

○保育所

「児童福祉法」による児童福祉施設の1つ。保護者が労働・疾病等のために保育を必要とする子どもを日々保護者の元から通わせて保育を行うことを目的とする。

○保育の必要性

実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定する。保育の必要性の認定にあたっては、①「事由」（保護者の就労、疾病等）、②「区分」（保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量）について、国が基準を設定する。

○放課後子ども教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業のこと。文部科学省が所管している。

【ま行】

○民生委員・児童委員

地域の中から選ばれ、自治体の推薦会を経て厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。自らも地域住民の一員として、地域を見守り、地域の身近な相談に応じ、必要な支援が受けられるよう専門機関とのつなぎ役も担う。

【や行】

○幼稚園

「学校教育法」による学校の1つ。満3歳から小学校入学までの幼児に対し、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

○要保護児童

要保護児童とは、児童福祉法で規定される保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のことをいう。具体的には、保護者が家出、死亡、離婚、入院しているなどの状況にあるこどもや、虐待を受けているこども、家庭環境等に起因して非行や情緒障がい有するこどもなどがこれに含まれる。

【ら行】

○療育

発達に支援が必要なこどもが社会的に自立することを目的として、こどもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

○労働力人口

15歳以上の人口のうち就業者と完全失業者を合わせたものをいいます。例えばアルバイトをしている学生、パートで働いている主婦も、労働力人口に含まれます。

○労働力率

15歳以上の人口に占める労働力人口の割合のこと。

第3期こども・若者輝く未来プラン「あしや」

第3期芦屋市子ども・子育て支援事業計画 第3期芦屋市子ども・若者計画
令和7年3月

発行：芦屋市・芦屋市教育委員会

編集：芦屋市こども福祉部こども家庭室こども政策課
芦屋市教育委員会教育部学校教育室青少年愛護センター

住所：こども政策課

〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号
TEL：0797-38-2045 FAX：0797-38-2190

青少年愛護センター

〒659-0072 兵庫県芦屋市川西町15番3号
TEL：0797-31-8229 FAX：0797-31-8231

あすを担うすべてのこども・若者が、人とつながり自立して
しあわせに生活するための
やさしいまちづくり

～未来を きり拓く 芦屋っ子～